

○長久手市の男女共同参画を推進する条例

平成21年3月31日

条例第1号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 権利侵害の禁止等（第8条・第9条）

第3章 基本的施策（第10条—第20条）

第4章 男女共同参画審議会（第21条）

第5章 その他（第22条）

附則

男女は、個人として尊重され、法の下に平等であることが日本国憲法において保障されています。

長久手市では、男女が性別にとらわれず個性と能力を発揮し、利益と責任を分かち合えるまちづくりを進めてきました。これは、国が制定した男女共同参画社会基本法の理念を踏まえるとともに、国際社会の動きとも協調した取組です。

しかし、男女の役割を固定的にとらえる意識や社会慣行は、今なお根強く残っており、真の男女平等の達成には、まだ多くの課題があります。すべての市民が、なかでも次代を担う子どもたちが夢と希望をもって生き生きと暮らせるよう、市、市民、事業者及び教育関係者が協働し、これからも力強くまちづくりを進めていくことが必要です。

私たちは、男女の人権が尊重され、かつ、社会情勢の変化に対応することができる豊かで活力ある男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進するため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、市の男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進し、市、市民、事業者及び教育関係者が協働して取り組むことにより、男女が自立し、尊重し合い、幸せに暮らせる社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野（以下「社会のあらゆる分野」という。）における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において営利、非営利を問わず事業活動を行う個人及び法人をいう。
- (4) 教育関係者 市内においてあらゆる教育又は保育に携わる者をいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者若しくは恋人等親密な関係にある、又は親密な関係にあった異性から振われる身体的又は精神的な苦痛を与えられる暴力的行為をいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手の生活環境を害すること又はその相手に不利益を与えることをいう。
- (7) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次の各号に掲げる基本理念に基づいて、推進されな

なければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女は、社会の対等な構成員として、市の政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び職業生活と地域生活等社会における活動に対等に参画することができるように配慮されること。
- (5) 男女共同参画は、国際的協調の下に推進されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、市民、事業者及び教育関係者と協働して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

3 市は、率先して男女共同参画を推進しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むよう努

めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、基本理念にのっとり、教育及び保育の場において、男女共同参画の推進に配慮した教育及び保育を行うように努めなければならない。

- 2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 権利侵害の禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、社会のあらゆる分野において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) ドメスティック・バイオレンス
- (3) セクシュアル・ハラスメント

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担並びに異性に対する暴力的行為及び性的いやがらせを助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第3章 基本的施策

(基本計画)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 市は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、長久手市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 市は、基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者及び教育関係者の意見を反映することができるよう努めなければならない。

4 市は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(積極的改善措置)

第11条 市は、社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民、事業者及び教育関係者と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。

(実施状況の公表)

第12条 市は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表しなければならない。

(性と生殖に関する健康と権利)

第13条 市は、性と生殖に関する健康と権利が十分に尊重されるように、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

(雇用の分野における男女共同参画の推進)

第14条 市は、雇用の分野における男女共同参画を推進するため、事業者に情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 市は、必要があると認めるときは、事業者に男女共同参画の推進に関する調査について協力を求めることができる。

(家庭生活と職業生活等との両立支援)

第15条 市は、男女が共に協力し、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と職業生活と地域生活等における活動を両立することができるよう、必要な支援を行うよう努めなければならない。

(教育及び学習の支援)

第16条 市は、男女共同参画について理解が深まるように、幼児期からの学習を支援するとともに、学校教育、家庭教育その他の教育において、必要な

措置を講ずるよう努めなければならない。

(国際的協調)

第17条 市は、国際的な理解及び協調の下に男女共同参画を推進するため、市民と外国人との交流の促進、国際的な情報の収集その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第18条 市は、男女共同参画の推進に必要な調査、研究及び情報の収集を行わなければならない。

(施策に対する意見及び人権侵害の申出等)

第19条 市民、事業者及び教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての意見を市長に申し出ることができる。

2 市民は、男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、市長にその旨を申し出ることができる。

3 市長は、前2項の規定による申出があったときは、長久手市男女共同参画審議会に報告するとともに、適切な処理に努めなければならない。

(活動拠点)

第20条 市は、市民、事業者及び教育関係者の男女共同参画の推進に関する取組を支援するため、活動拠点の整備に努めるものとする。

第4章 男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会)

第21条 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、長久手市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画の策定及び変更その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査し、又は審議する。

3 審議会は、前項の規定により調査し、又は審議した事項に関しては、市長に意見を述べることができる。

- 4 審議会は、委員 10 人以内で組織する。
- 5 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任することができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 5 章 その他

(委任)

第 22 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に定められている第 2 次長久手町男女共同参画プランは、第 10 条第 1 項の規定により定められた基本計画とみなす。

(長久手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 長久手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 36 年長久手村条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

○長久手市男女共同参画審議会規則

平成 21 年 3 月 31 日

規則第 6 号

改正 平成 24 年 3 月 23 日規則第 13 号

平成 25 年 6 月 21 日規則第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、長久手市の男女共同参画を推進する条例（平成 21 年長久手市条例第 1 号）第 21 条第 7 項の規定に基づき、長久手市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 審議会の委員は、市民、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を各 1 人置く。会長は委員の互選により定め、副会長は委員の中から会長が指名する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会の議長は、会長をもって充てる。

3 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、くらし文化部たつせがある課において処理する。

(平 2 4 規則 1 3 ・ 平 2 5 規則 3 3 ・ 一部改正)

(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 4 年規則第 1 3 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 5 年規則第 3 3 号)

この規則は、平成 2 5 年 7 月 1 日から施行する。

長久手市男女共同参画基本計画 2017

(長久手市 DV防止基本計画を含む)

～明日へ未来へ Nプラン～



平成25年3月
長久手市

目 次

第1章 計画策定の趣旨と背景	1
1 計画策定の趣旨と背景	1
2 近年の動向	2
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	5
第2章 長久手市の現状と課題	6
1 統計に基づく長久手市の現状	6
2 長久手市市民意識調査の結果概要	13
3 団体ヒアリングの結果概要	19
4 長久手市の男女共同参画推進のポイント	23
第3章 計画の基本的な考え方	26
1 基本理念	26
2 基本的な視点	27
3 基本目標	28
4 計画の体系	29
第4章 施策の方向	30
基本目標1 男女共同参画社会に向けての意識改革	30
基本目標2 政策・方針決定、地域活動分野への男女共同参画の促進	36
基本目標3 男女がともに働きやすい環境の整備	40
基本目標4 安心して暮らせるまちづくり	47
基本目標5 人権が尊重され、DVのないまちづくり	52
第5章 計画の推進	56
1 計画の進捗管理	56
2 市と企業・各種団体等との協働と連携	56

参 考 資 料	57
1 長久手市の男女共同参画を推進する条例	57
2 長久手市男女共同参画審議会規則	62
3 第2次長久手市男女共同参画基本計画策定推進部会設置要綱	63
4 委員名簿	65
5 策定経過	66
6 用語解説	67
7 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	69
8 男女共同参画社会基本法	74

第1章 計画策定の趣旨と背景

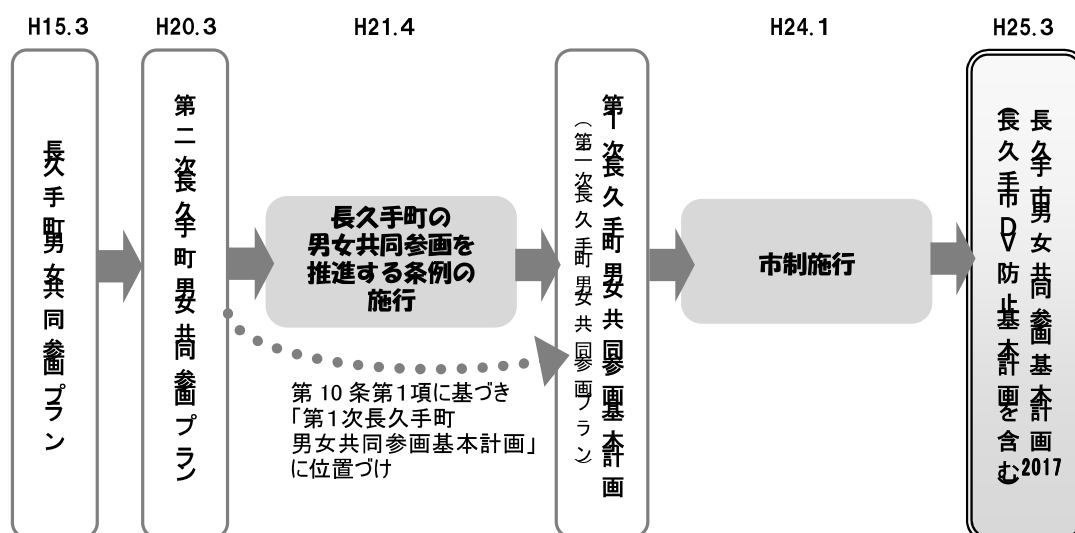
1 計画策定の趣旨と背景

本市では、男性と女性が性別にとらわれず能力を発揮し、互いを尊重しつつ責任を分かち合えるまちづくりを、市民・学校・企業・行政など市全体で進めていくための指針として、2003年（平成15年）3月に「明日へ未来へ Nプラン～長久手町男女共同参画プラン～」を策定しました。2008年（平成20年）3月には、その改定版である「第二次長久手町男女共同参画プラン」を策定し、さらに、2009年（平成21年）4月には「長久手町の男女共同参画を推進する条例」を施行し、それに伴い「第二次長久手町男女共同参画プラン」を「第1次長久手町男女共同参画基本計画」に位置づけるなど、男女共同参画社会の実現に向け、意識の啓発や各種施策の計画的な推進を図ってきました。2012年（平成24年）1月には市制が施行され、市の活性化に向けた男女共同参画の取組の一層の強化が求められています。

この間、全国的に少子高齢化や家族形態の多様化、雇用・就業環境の変化などが進み、社会情勢が大きく変化してきました。男女共同参画については、2006年（平成18年）6月に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」、2007年（平成19年）7月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という）」の改正がなされ、さらに2009年（平成21年）6月には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正がなされるなど、法律や制度面で男女共同参画を推進するための基盤は整備されつつあります。しかし、人々の意識や生活の中では、固定的な性別役割分担意識が依然として残っており、なお一層の意識改革が必要な状況にあります。

こうした流れを踏まえ、これまでの取組の成果や課題を継承しつつ、社会情勢の変化などに対応する取組を盛り込みながらさらに発展させる新たな計画、第2次長久手市男女共同参画基本計画として、「長久手市男女共同参画基本計画2017（DV防止法に基づく市町村基本計画（以下、「長久手市DV防止基本計画」という）を含む）」を策定します。

■「長久手市男女共同参画基本計画」の流れ



2 近年の動向

（１）世界、国の動き

国際連合は、1975 年（昭和 50 年）を「国際婦人年」と定め、同年メキシコシティで開催された「世界女性会議」では、女性の自立と地位向上をめざした 10 年間の各国の取り組むべき指針となる「世界行動計画」が採択されました。

その後「国際婦人の十年」運動が展開される中、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が 1979 年（昭和 54 年）に採択されると、「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されるなど、性に基づく差別の撤廃と女性の地位向上に向けた世界的な取組は大きく前進しています。

近年では、その動きはますます活発化するとともに、「国連環境開発会議」「世界人権会議」「国際人口・開発会議」などの様々な世界会議において、環境、人口、貧困等の地球的規模の課題解決のためには、女性の地位向上と参画が不可欠であることが認識されています。

我が国でも、1975 年（昭和 50 年）の「国際婦人年」を契機に、男女平等に関する法律や制度の整備が進み、1999 年（平成 11 年）に「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌年にはこれに基づく計画として「男女共同参画基本計画」が策定されました。

その後、「DV防止法」の制定や改正、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正等により、法律や制度面の整備が進められました。2010 年（平成 22 年）には、指導的地位への女性の参画促進や雇用・セーフティネットの構築など、現状とこれまでの反省に基づく課題を盛り込み、さらに実効性のあるアクション・プランとして「第 3 次男女共同参画基本計画」が策定されています。

（２）愛知県の動き

愛知県においては、1989 年（平成元年）に女性行動計画「あいち女性プラン」が、1997 年（平成 9 年）には「あいち男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。2001 年（平成 13 年）3 月には「男女共同参画社会基本法」が制定されたことを受けて「あいち男女共同参画プラン 21～個性が輝く社会をめざして～」が策定され、2002 年（平成 14 年）3 月には、県・県民・事業所の取組の基本的な方向を明らかにした「愛知県男女共同参画推進条例」が制定されました。

2005 年（平成 17 年）12 月には「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」が策定（その後、平成 20 年 3 月に改定）されるとともに、2006 年（平成 18 年）10 月には、社会情勢の変化や国の「第 2 次男女共同参画基本計画」の方向性等を受け、計画の体系や施策の方向、数値目標などを見直した「あいち男女共同参画プラン 21（改定版）」が策定されました。2011 年（平成 23 年）3 月には、“男女共同参画社会に向けての意識改革”“あらゆる分野への社会参画の促進”“多様な働き方を可能にする環境づくり”“安心して暮らせる社会づくり”を重点目標とした「あいち男女共同参画プラン 2011－2015」が策定されています。

（３）長久手市の動き

本市では、1999年（平成11年）に「第４次長久手町総合計画」を策定し、基本計画の中に男女共同参画社会の形成を取り上げ、「豊かな人と心を育むまちづくり」を推進してきました。

2000年（平成12年）６月には「長久手町男女共同参画社会懇話会」を設置し、男女共同参画についての住民アンケートを実施し、本市の実態を把握しました。

2003年（平成15年）３月には「明日へ未来へ Nプラン～長久手町男女共同参画プラン～」を策定しました。また、2006年（平成18年）２月には、長久手町男女共同参画情報紙「コモン」を創刊しました。

2008年（平成20年）３月には、「長久手町男女共同参画プラン」の実施期間の終了を受け、その改定版である「第二次長久手町男女共同参画プラン」を策定しました。その後、2009年（平成21年）４月には、男女共同参画の総合的かつ計画的な推進を目的として「長久手町の男女共同参画を推進する条例」を施行し、また、同年３月には条例に基づき、男女共同参画基本計画の策定及び変更その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査・審議することを目的として「長久手町男女共同参画審議会」を設置しました。2011年（平成23年）１月には中学２年生を対象とした男女共同参画情報紙「自分らしく」を創刊し、若年層に向けた男女共同参画の普及を推進しています。

2012年（平成24年）４月に、家庭児童相談室を開設し、DV¹に関する相談や、DV被害者の安全確保に関する支援を推進しています。同年、「第１次長久手町男女共同参画基本計画（第二次長久手市男女共同参画プラン）」の実施期間の終了を受け、市民意識調査や関係団体へのヒアリング、パブリックコメントなどから市民の意見を取り入れ、「長久手市男女共同参画基本計画 2017（長久手市DV防止基本計画を含む）～明日へ未来へ Nプラン～」を策定しました。



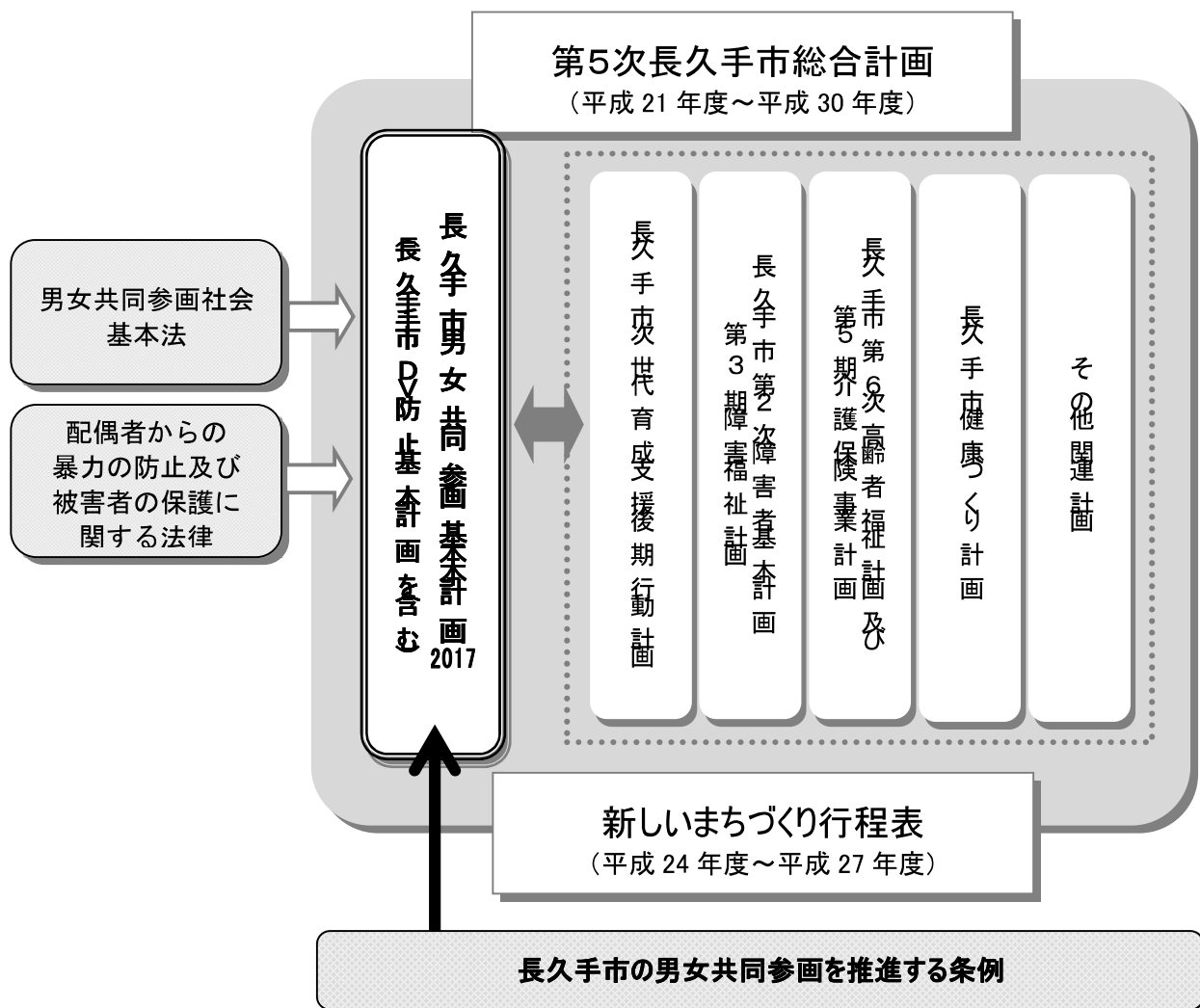
¹ DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者（事実婚、別居を含む）やパートナーなど親密な関係にある、またはあった人から振るわれる暴力のこと。暴力には殴る蹴るなどの身体的暴力のみならず、大声でどなる、外出や交友関係を制限する、生活費を渡さない、性行為を強要するといった精神的苦痛や経済的抑圧なども含まれる。

3 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定められた市町村男女共同参画計画として位置づけられるとともに、本計画の一部は、「DV防止法」第2条の3第3項に定められる市町村基本計画としても位置づけることとします。また、「長久手市の男女共同参画を推進する条例」の第10条第1項に定められた「長久手市男女共同参画基本計画」として位置づけることとします。

本計画は、福祉、児童、就業をはじめ、多岐の分野と関連するものであるため、「第5次長久手市総合計画」を上位計画とし、関連する本市の分野別計画と整合を図ります。また、「日本一の福祉のまち」を目標に掲げ、まちづくりの基本的な方向性を定めた「新しいまちづくり行程表」を踏まえて策定します。



第2章 長久手市の現状と課題

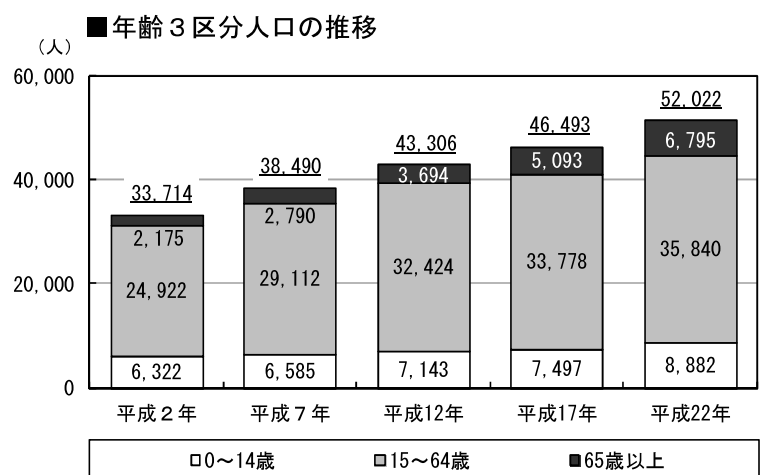
1 統計に基づく長久手市の現状

(1) 人口の状況

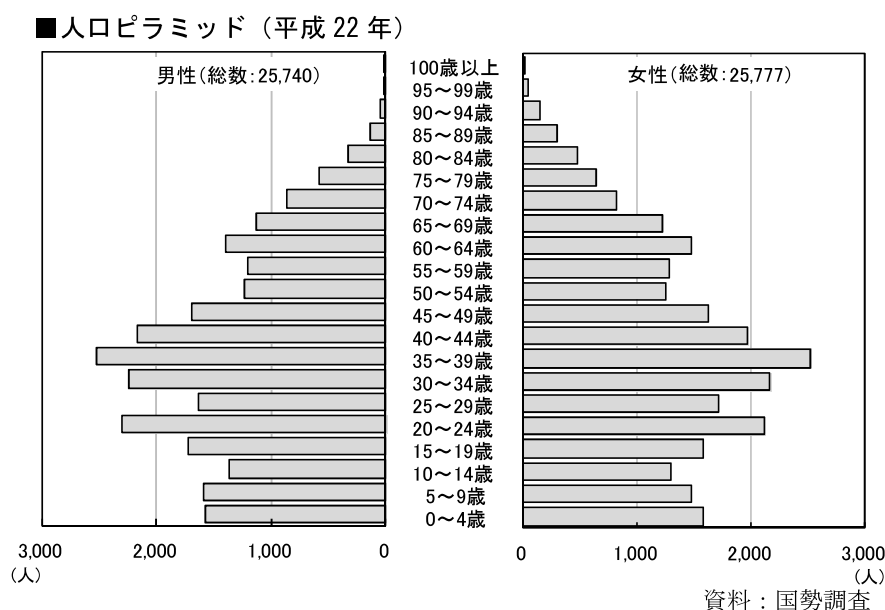
年齢3区分別人口の推移をみると、総人口は平成2年以来大幅に増加しており、平成22年で52,022人となっています。

人口ピラミッドをみると、30歳代から40歳代の世代、及び20歳代以下の世代が多くなっています。

また、年齢が上がる程女性の割合が高くなっています。



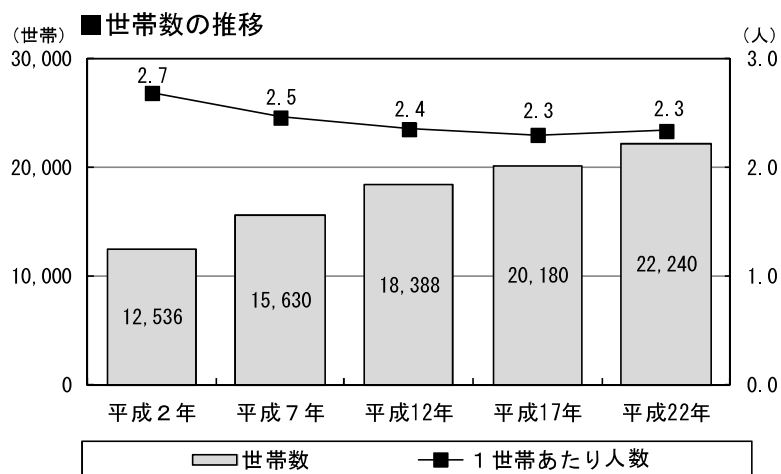
※総人口には年齢不詳を含むため、年齢内訳の合計に一致しない。



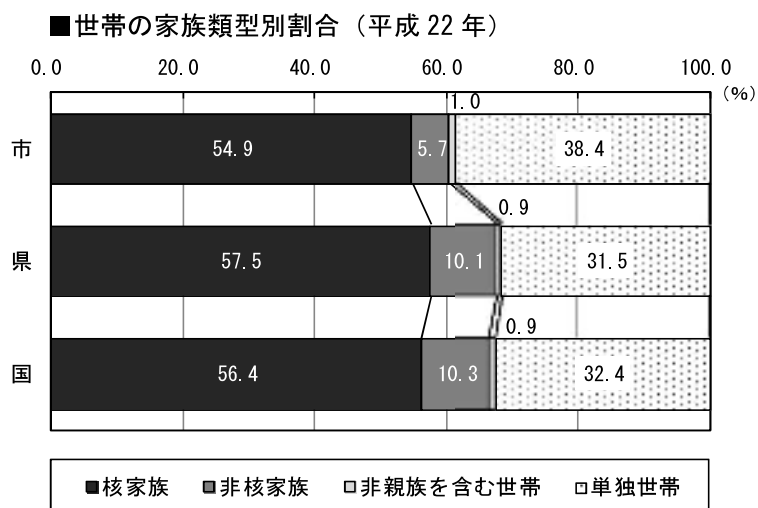
（２）世帯の状況

世帯数の推移をみると、人口の増加と合わせ、平成２年から大幅に増加しており、平成２２年には22,240世帯と、20年でおおよそ1.8倍となっています。

世帯の家族類型別割合をみると、本市では国・県と比較して単独世帯の割合が高くなっています。単独世帯の年齢構成では20歳代の前半が最も多くなっており、大学が多く立地していることから、学生の一人暮らし世帯が多くなっていることがうかがえます。



資料：国勢調査



資料：国勢調査

■単独世帯の年齢構成（平成22年）

年齢	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不詳
世帯数（世帯）	989	2,478	959	1,222	754	510	1,125	497
割合（%）	11.6	29.0	11.2	14.3	8.8	6.0	13.2	5.9

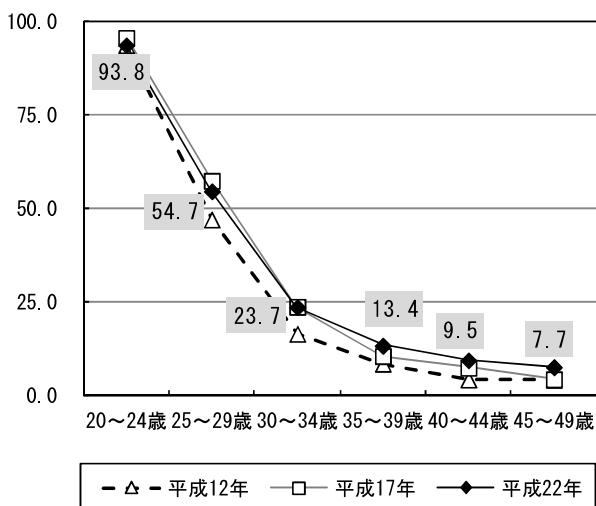
資料：国勢調査

(3) 婚姻・出産の状況

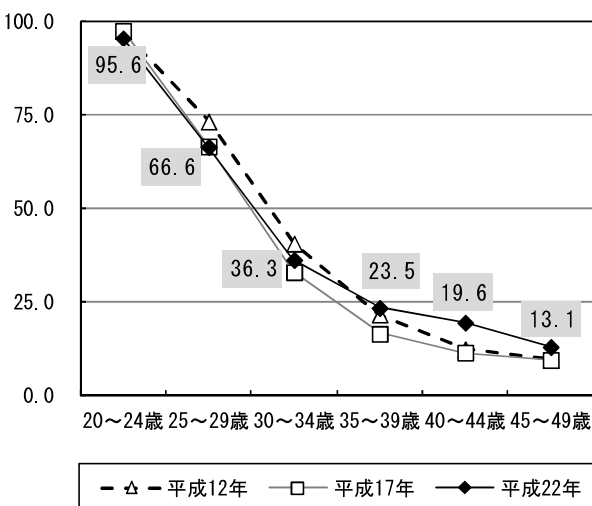
年齢別未婚率をみると、平成22年は男女ともに35歳以降で平成12年、平成17年より上昇しており、晩婚化の傾向がうかがえます。

出生数の推移をみると、若い世代が多くなっていることから増加傾向にあり、子育て家庭が多いことがうかがえます。しかし平成21年からは減少に転じており、平成23年で598人となっています。

(%) ■女性の年齢別未婚率の推移

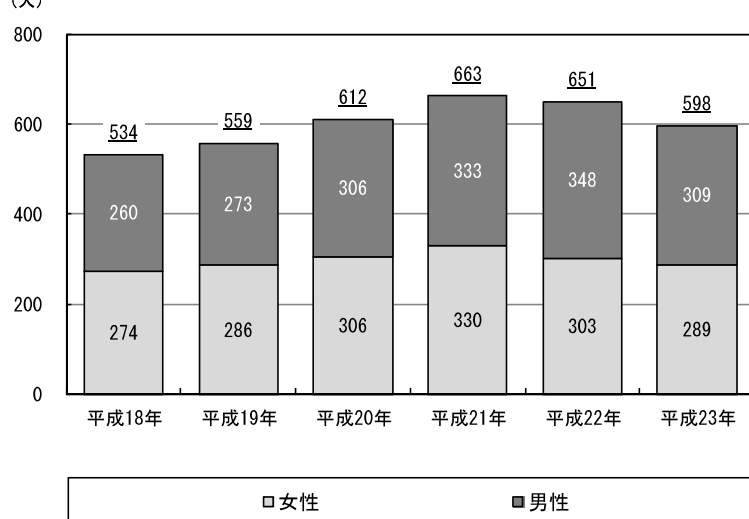


(%) ■男性の年齢別未婚率の推移



資料：国勢調査

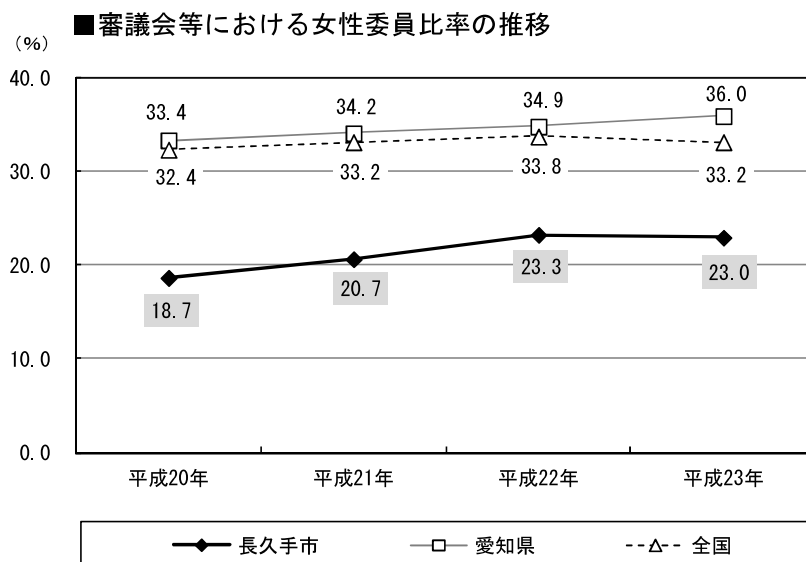
(人) ■出生数の推移



資料：人口動態統計

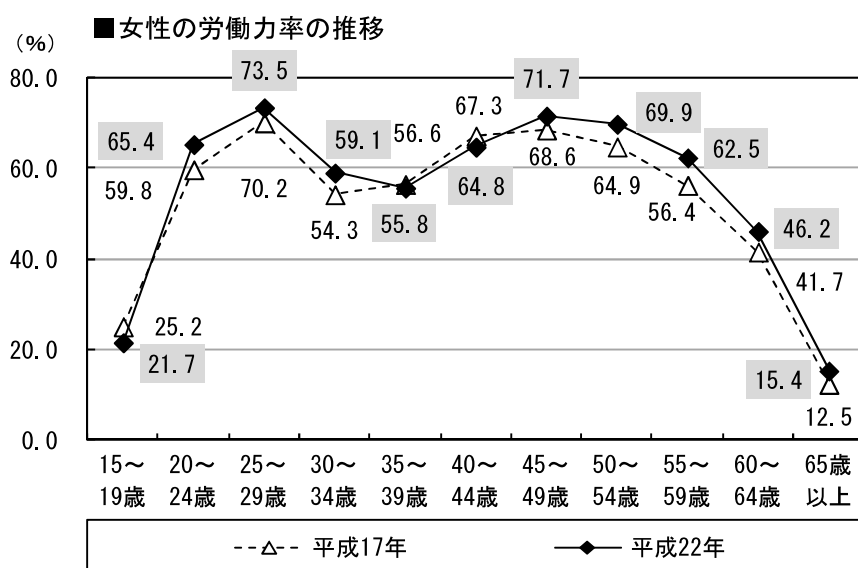
（４）女性の参画の状況

審議会等における女性委員比率の推移をみると、国や県を下回る値で推移しており、平成 23 年では 23.0%と、第 1 次男女共同参画基本計画の目標値である 30.0%から大きく乖離しています。



（５）家庭生活・職業生活の状況

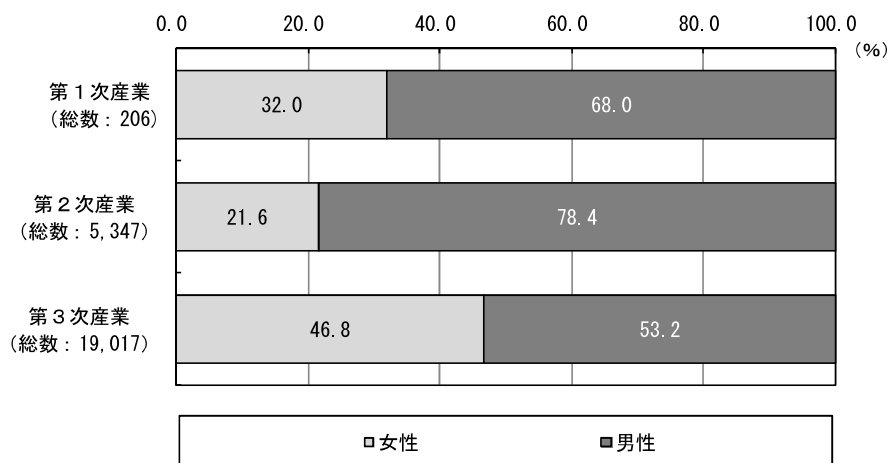
女性の労働力率の状況をみると、20 歳代後半から 30 歳代前半にかけて低下し、その後上昇する“M字カーブ”を描いています。平成 17 年と平成 22 年を比較すると、45 歳以上の労働力率は上昇してはいるものの、5 年間で大きな変化はみられません。



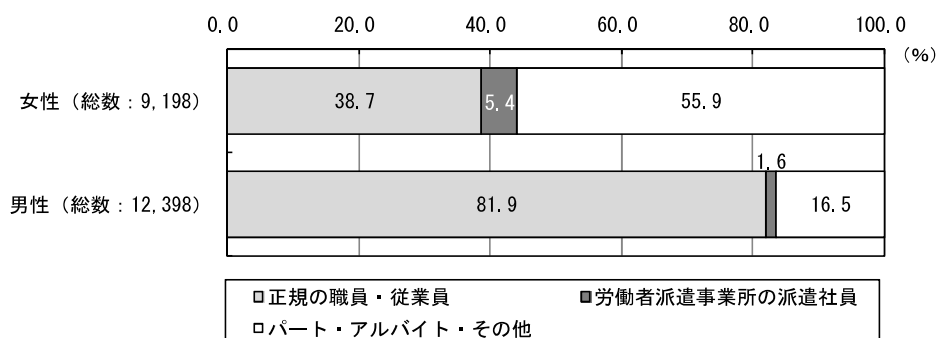
産業別の就業者数の男女比率の状況をみると、いずれも男性の割合が女性の割合と比較して高く、特に、製造業などの第2次産業では男性が約8割を占めています。

雇用者に占める正規雇用・非正規雇用者の比率をみると、女性で「パート・アルバイト・その他」の割合が約6割を占めています。

■産業別の就業者数の男女比率の状況（平成22年）

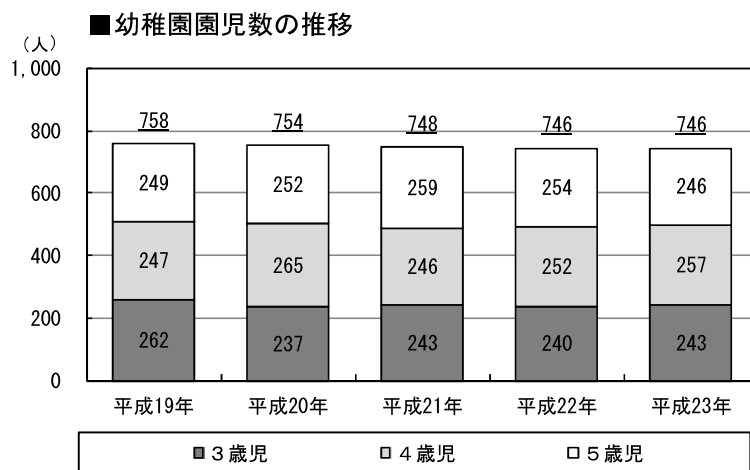


■雇用者に占める正規雇用者・非正規雇用者の比率（平成22年）



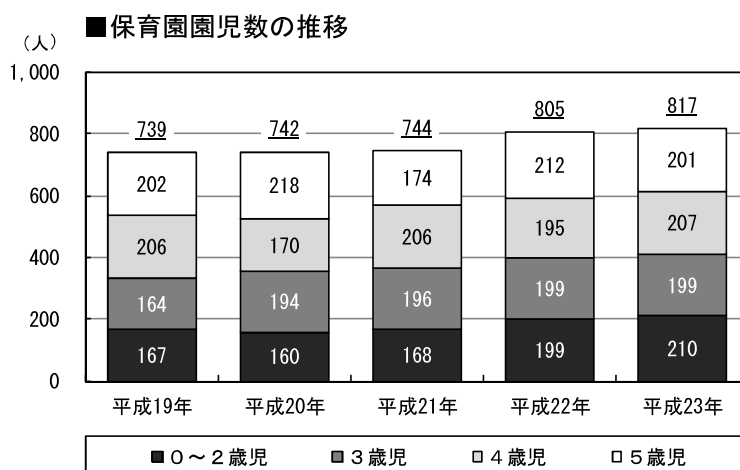
（６）保育サービス等の状況

幼稚園園児数の推移をみると、平成 19 年から平成 23 年にかけて若干減少してはいるものの、ほぼ変化がありません。



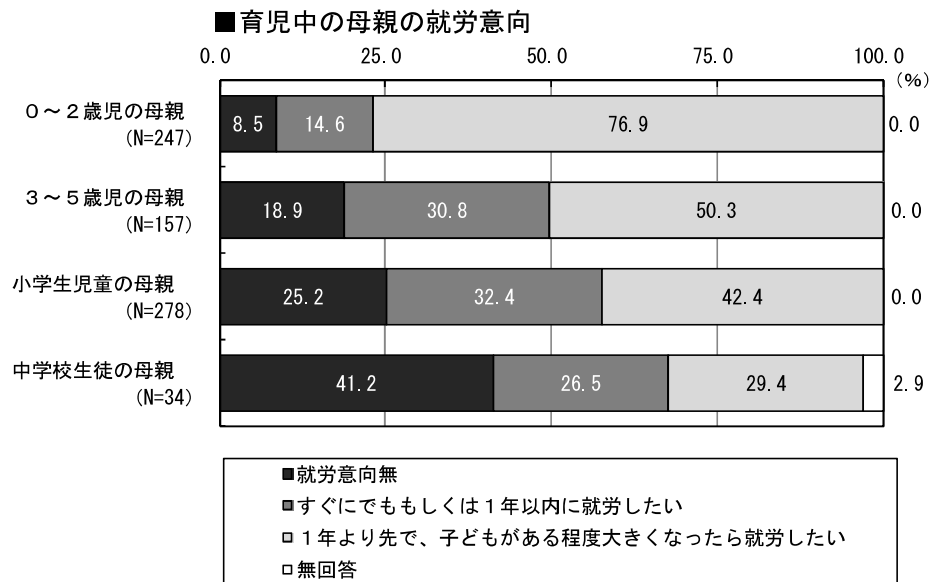
資料：学校基本調査（各年 5 月 1 日）

保育園園児数の推移をみると、平成 19 年から平成 23 年にかけて、大きく増加しています。特に 0～2 歳児、3 歳児の園児数が増加していることから、子どもが小さいうちから働きに出ている女性が増加していることがうかがえます。



資料：ながくての統計（各年 4 月 1 日）

育児中の母親の就労意向をみると、3～5歳児及び小学生児童の母親の3割強で「すぐにでももしくは1年以内に就労したい」意向があり、「1年より先で、子どもがある程度大きくなったら就労したい」意向も合わせると、約7割～8割が就労を希望しています。0～2歳の母親はすぐに働きたい希望は低くなっているものの、「1年より先で、子どもがある程度大きくなったら就労したい」と回答している割合は約8割と高くなっています。



資料：長久手町次世代育成支援後期行動計画 ニーズ調査（平成20年度）



2 長久手市市民意識調査の結果概要

本計画策定にあたり、長久手市在住の市民を対象とし、男女共同参画の現状やニーズを把握し、今後の施策を検討するための意識調査を実施しました。

【実施内容】

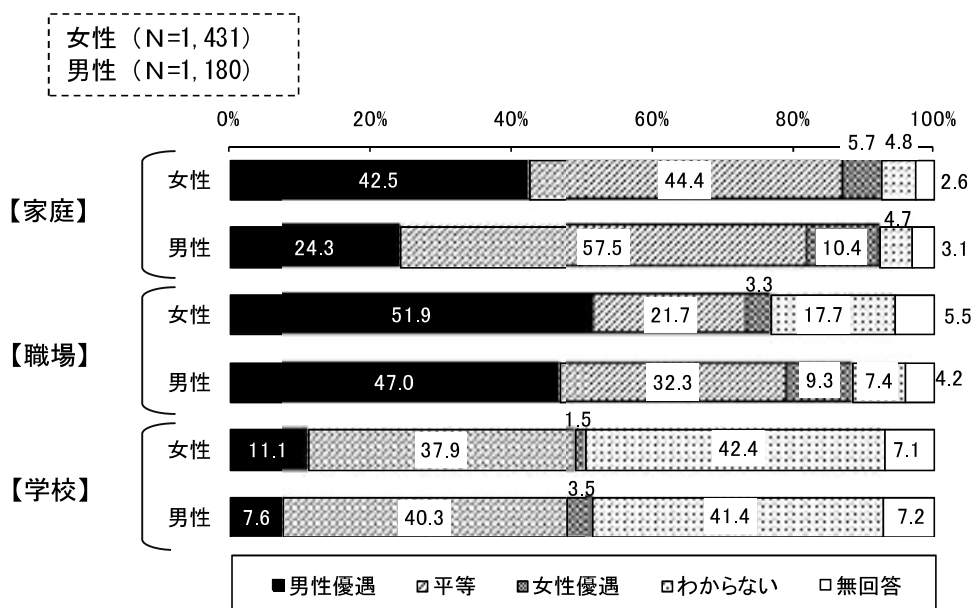
- ・実施方法…これまでの市政全般の成果を検証し、今後の市政運営や個別計画に反映するために実施した「長久手市市民意識調査」において、男女共同参画に関する設問を掲載
 - ・実施時期…平成 24 年 9 月
 - ・対象者…市内在住の 18 歳以上の男女 5,000 人(有効回収率:52.9%)
- ※グラフの一部には、端数処理の関係で合計が 100%にならないものがあります。

(1) 各分野における男女平等意識について

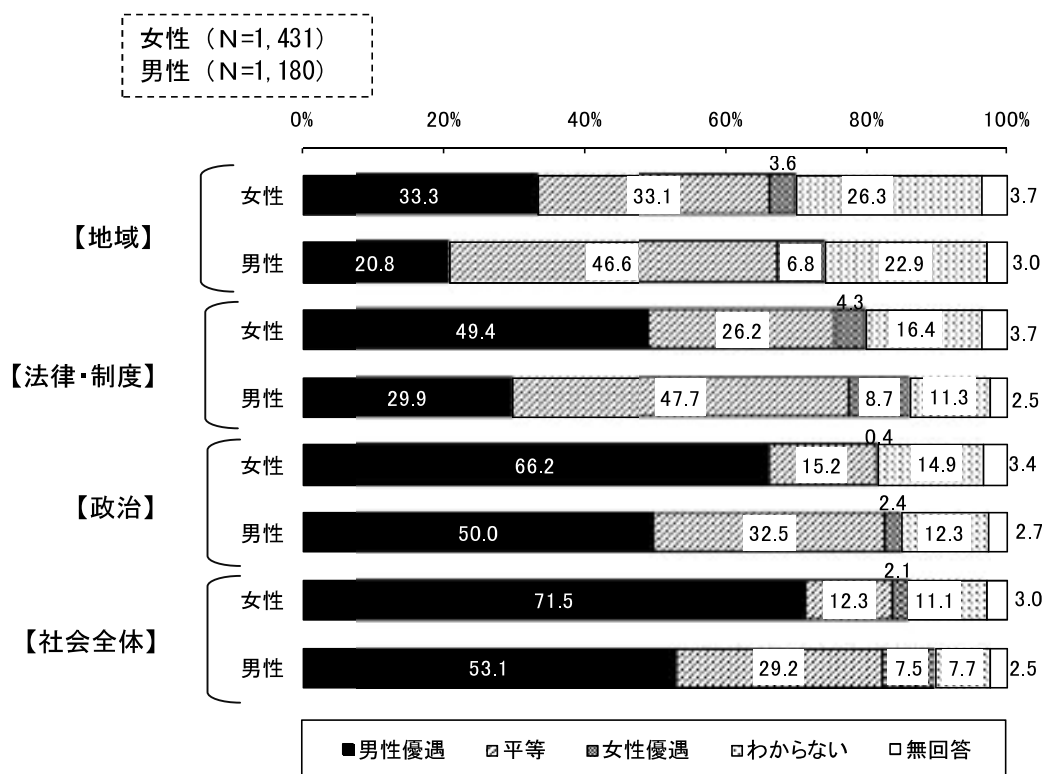
各分野における男女平等意識についてみると、家庭や学校、地域では男女ともに比較的「平等」と感じている割合が高くなっています。一方で、政治や社会全体では「男性優遇」が女性で約 7 割、男性で約 5 割を占めています。

また、すべての分野において、女性が男性より「男性優遇」、男性が女性より「平等」と感じている割合が高い傾向にあり、性別による男女平等意識に差がみられます。

■各分野における男女平等意識①（単数回答）



■各分野における男女平等意識②（単数回答）

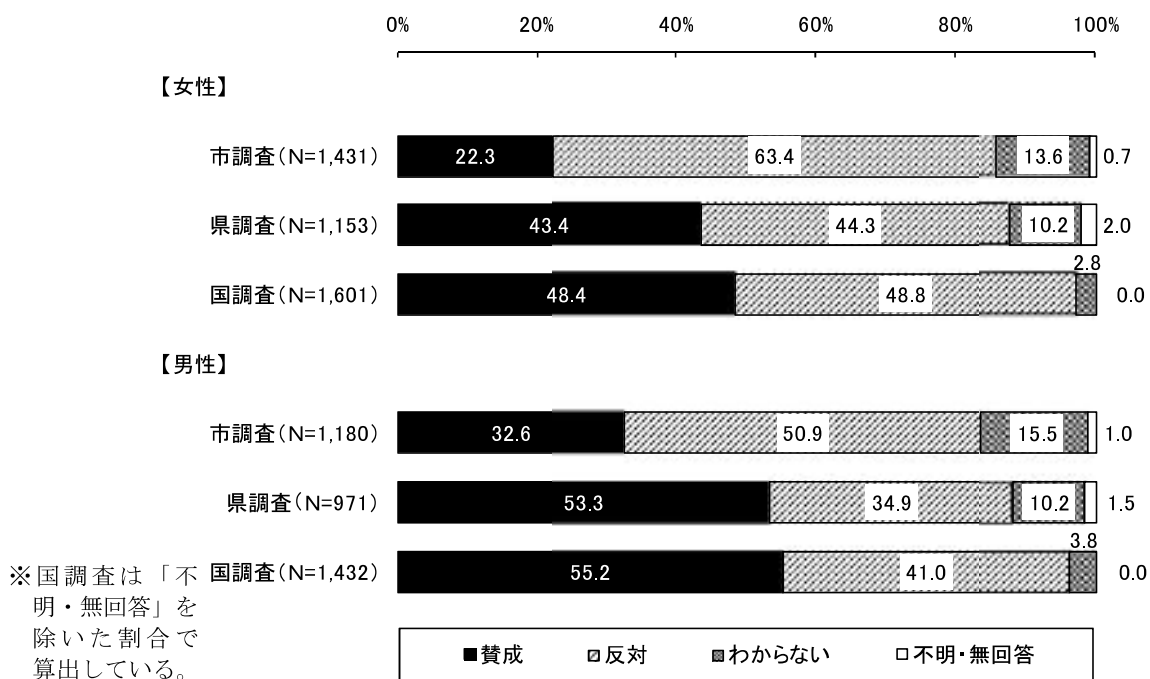


（２）女性の参画について

①性別役割分担意識について

「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識についてみると、「反対」が国・県と比較して男女ともに高くなっています。

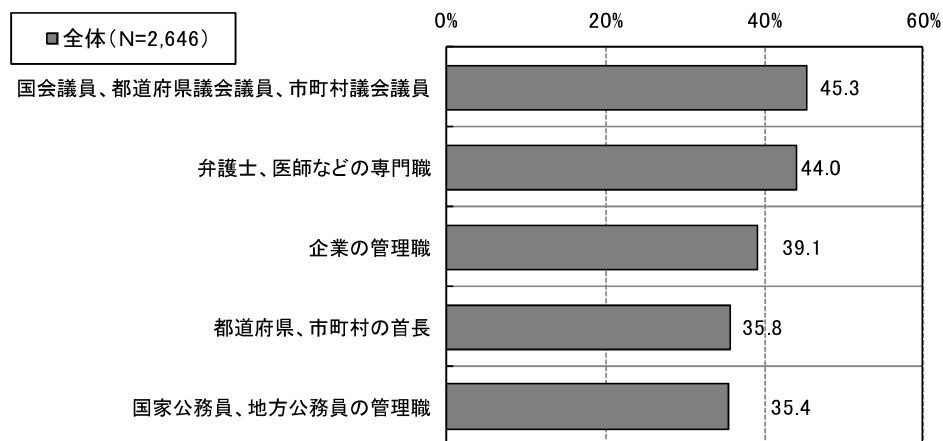
■「男は仕事、女は家庭」という考え方について（単数回答）



②女性が増えるとよい職業や役職

女性が増えるとよい職業や役職についてみると、「国会議員、都道府県議会議員、市町村議会議員」が最も高く、次いで「弁護士、医師などの専門職」「企業の管理職」となっています。

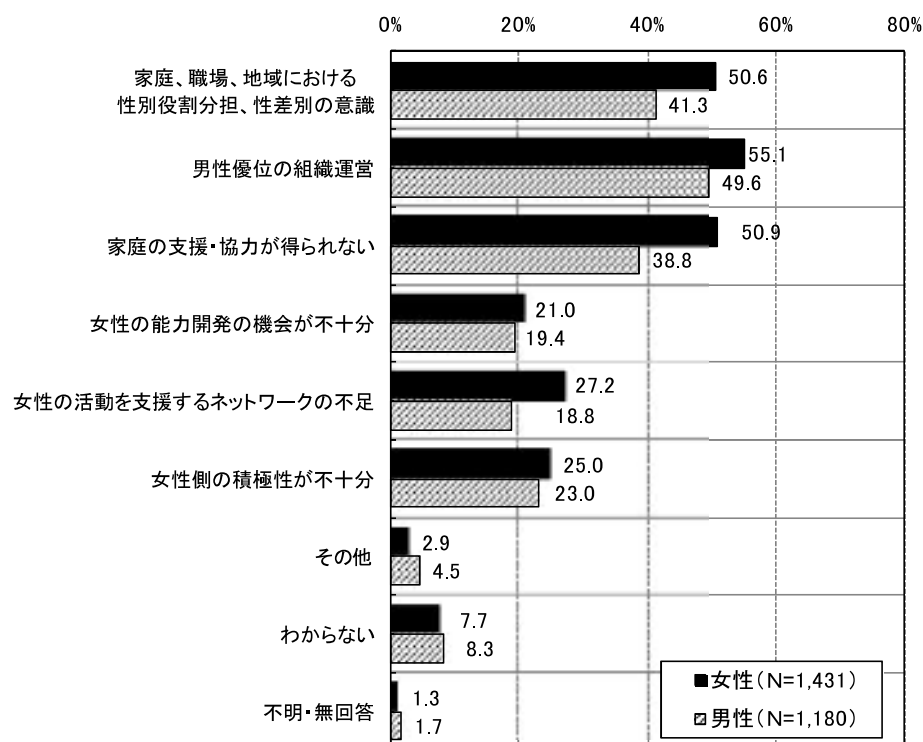
■女性が増えるとよい職業や役職（複数回答）（上位5位）



③女性の参画が進まない理由

女性の参画が進まない理由についてみると、男女ともに「男性優位の組織運営」が最も高くなっています。一方で、「家庭の支援・協力が得られない」「家庭、職場、地域における性別役割分担、性差別の意識」では、女性に対して男性がそれぞれ 12.1 ポイント、9.3 ポイント低く、男女で意識の差がみられます。

■女性の参画が進まない理由（複数回答）

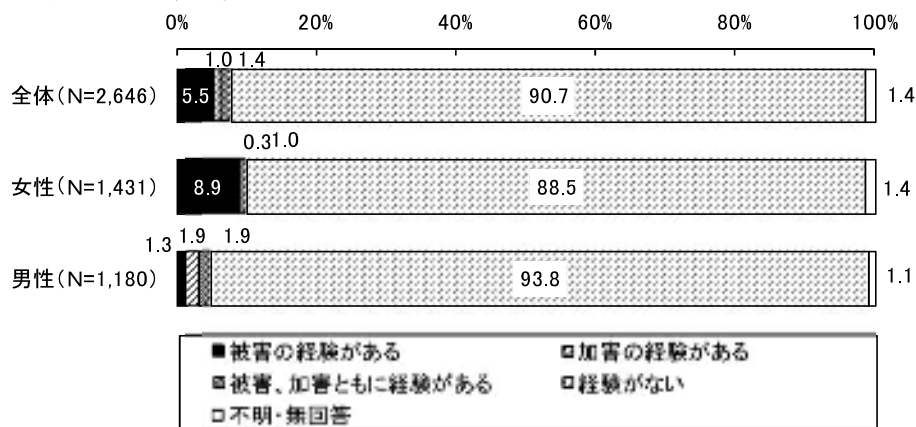


(3) DVについて

①DVの経験について

DVの経験についてみると、「経験がない」が全体で9割を占めているものの、女性で「被害の経験がある」が8.9%、男性で1.3%と、DV被害の経験が見受けられます。

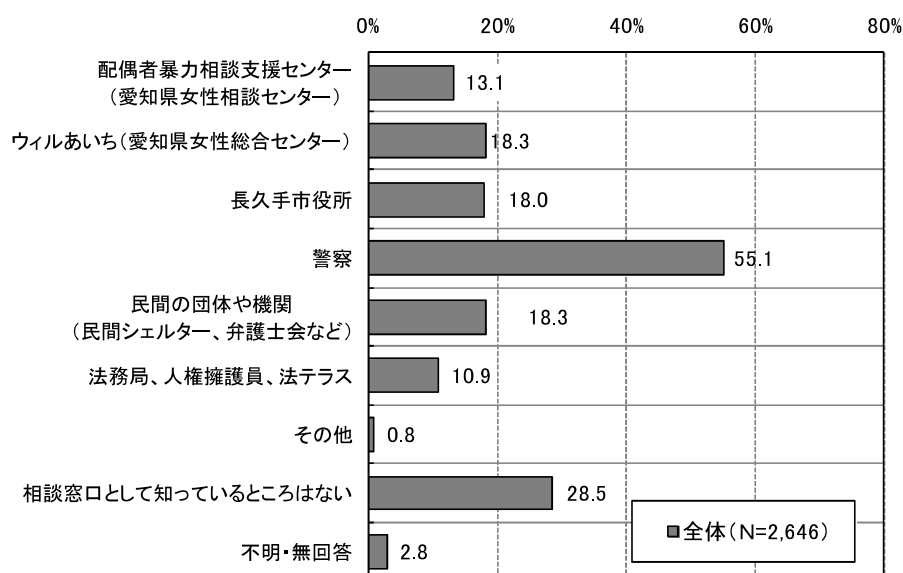
■DVの経験があるか（単数回答）



②DVの相談について

DVの相談先の認知度についてみると、「警察」が55.1%と最も高くなっています。一方で、「相談窓口として知っているところはない」も28.5%と高くなっています。

■DVの相談先の認知度（複数回答）

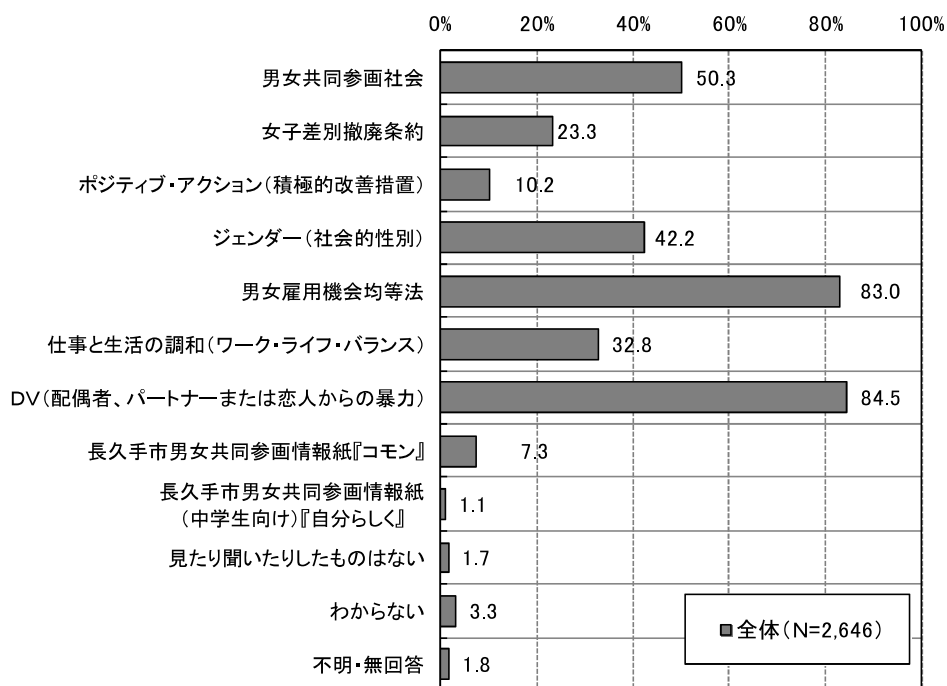


（４）男女共同参画への取組状況について

①男女共同参画に関する用語の認知度

男女共同参画に関する用語の認知度についてみると、「DV（配偶者、パートナーまたは恋人からの暴力）」が84.5%と最も高く、「男女雇用機会均等法」が83.0%が続いています。一方で、「長久手市男女共同参画情報紙『コモン』」や「長久手市男女共同参画情報紙（中学生向け）『自分らしく』」など、市独自の取組については、認知度が低くなっています。

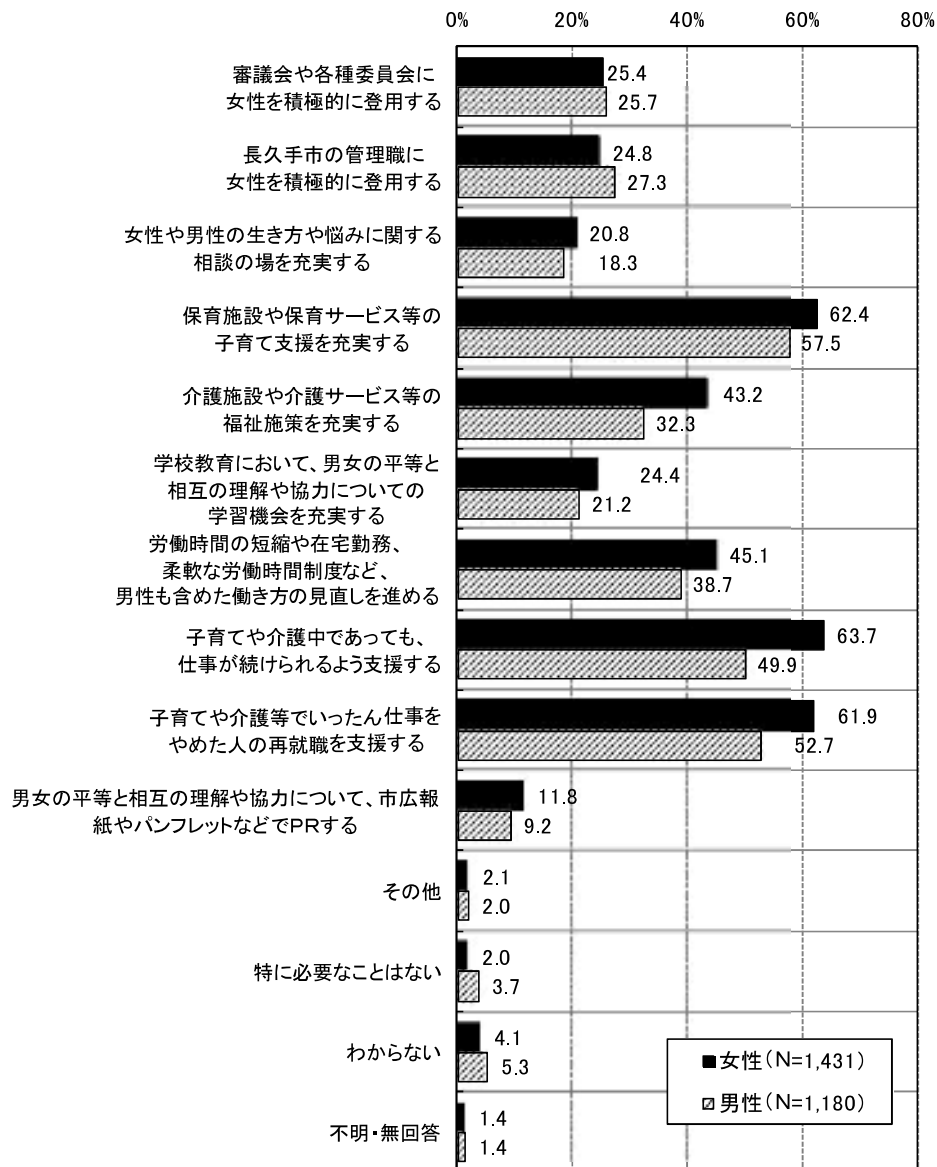
■男女共同参画に関する用語の認知度（複数回答）



②市として今後力を入れるべき取組

市として今後力を入れるべき取組についてみると、女性で「子育てや介護中であっても、仕事が続けられるよう支援する」が63.7%、男性で「保育施設や保育サービス等の子育て支援を充実する」が57.5%と最も高くなっています。

■市として今後力を入れるべき取組（複数回答）



3 団体ヒアリングの結果概要

長久手市における子育て中の保護者や地域活動団体、商工会、企業等を対象に、日頃の生活の中で感じている課題や、今後の市における男女共同参画推進のための施策に期待すること等について聴取し、今後の施策を検討するためのヒアリング調査を実施しました。

【実施内容】

- ・実施方法…長久手市で活動する団体や企業の中から 17 団体を選び、ヒアリングシートを配布
回収したヒアリングシートをもとに、2 企業へ面談によりヒアリングを実施
- ・実施時期…平成 24 年 9～11 月
- ・対象団体…子育て中の保護者、商工会等団体女性部、地域活動団体、子育て中の男性団体、企業

(1) 団体ヒアリング結果概要

①男女共同参画に関する意識の醸成について

子育て中の保護者へ「女らしく、男らしくといった区別」をするかどうかたずねたところ、「する」と答えた割合、「しない」と答えた割合は拮抗しています。

項目	意見等
家庭での子どもの教育について	○不必要に「男だから、女だから」という意識を持たないようにしているが、言葉遣いや立ち居振る舞いなど、場面によっては女らしさを身につけるよう注意することもある。 ○「男は男らしく、強くいてほしい」という無意識での思いがあるが、女の子の母親であっても「女の子も強く」という思いで子育てすると思う。

②地域活動分野への男女共同参画の促進について

若い世代の男性の地域参加が少ないという声が多く聞かれました。一方で「防犯や防災などの活動には女性の参画は少ない」「PTAや自治会などの役職者が男性ばかりである」という課題もあがっています。

項目	意見等
男性の地域活動への参画について	○他地域から来た人について、女性は子ども会等で地域とのつながりができるが、男性は同じ地域に住む他の住民と知り合う機会が少ない。 ○参加したいという意欲のある男性がその意欲を実現できるよう、コーディネートする場、組織が必要である。 ○地域活動への男性の参画には、元気な高齢者の社会参加が地域の活性化に欠かせないと思う。 ○組織における活動の担い手は圧倒的に女性であり、若い男性が少ない。子育て世代の男性が地域活動に関わることは、地域の子どもたちにとっても社会を知る機会となる。
地域活動における男女共同参画について	○PTAや自治会など、既存の地域活動団体において、「会長」といわれる役職が男性ばかりであることに疑問を感じる。必ずしも男性である必要はないのではないか。
防犯・防災活動について	○自主防災組織等には、若い女性が少ない。防災講習会開催時、子ども会と共同実施し若い世代に広めていく必要がある。 ○防犯・防災においては、地域の知り合いが多くいるということが重要であるが、そうしたコミュニケーションが現状では不十分と感じる。

③男女がともに働きやすい環境の整備について

男性の家事・育児への参画については、社会全体の意識改革が必要だという声が多く聞かれました。女性の就業については、子どもを預かる施設など、家庭生活との両立のための支援が不足しているという課題があがっています。

項目	意見等
男性の育児について	○育児をしていく上で、父親の協力はとても大切なので、会社の理解やバックアップが必要である。 ○「イクメン」というと子どもが乳幼児期の父親の育児（オムツ換えをする場面）が取り上げられることが多いが、中高生を持つ父親の役割にスポットをあてて男性の育児の重要性をアピールしてもらいたい。

項目	意見等
家庭での男性の役割について	○経済状況や賃金動向、共働き世帯数などを見ても、時代の状況が確実に変わっている中で、「父親＝稼ぎ手、大黒柱」という発想ではなく、子育てや家事においてもともに生活を担うパートナーという意識で、主体性を持って関わるべきである。
育児休業制度について	○3年間という長い期間を育児休業できるようになっているが、ほとんどの男性が利用していないのが現状である。 ○社会全体の意識が変わらない限り、育児休業取得は増えないと思う。中小企業だと社員一人が休業すると多大なリスクがあるため、なかなか取得できないのが現状である。
男性の職場環境について	○長時間労働を強いられている男性は多いが、仕事における責任や権限が男性側に多く属している状況を変えていかなければ、現状の労働環境は変わらないのではないかと。男女間での賃金格差の解消や待遇格差を減らしていくことで、女性にも働きやすい社会となり、結果として男性の働き方も変化していけばよい。
女性の就業について	○妻、母親が働くことによって家庭の経済が安定し、男性にも精神的な安定をもたらすこともあるので、女性が働くことは悪いことではないと思う。 ○パートナー（女性）が働いていることは男性の負担、プレッシャーの軽減にもなるのではないかと。 ○働きたいが子どもを預ける施設が不足しているため働くことができない女性も大勢いる。まずは働ける環境を整えてほしい。
子育て後の再就職や、仕事を続けていく際の課題について	○子どもの急病などにより、仕事を休まなければならないことがあるため、病児保育が必要である。 ○子育て後に働きたいと思っても年齢制限があり、仕事が見つけにくい。仕事を続けていく場合には、会社のバックアップや家族の協力も大切である。

（２）企業ヒアリング結果概要

①女性従業員の実態について

女性従業員の活用については、「女性管理職の登用が困難である」「時間外・深夜・休日勤務をお願いしにくい」などの課題があがっています。また、育児・介護休業については、現職復帰が困難であるという声が多く聞かれました。

項目	意見等
女性従業員の活用について	○女性従業員は、夫の育児参加状況により、配置等への影響が大きいと考える。 ○女性従業員については、長期的に継続してやりがいを持って働くことができる環境への支援を通じて管理職の登用へつなげたい。また、男女を問わず仕事と家庭とのバランスを保つ働き方の意識づけについて継続して啓発していきたい。 ○女性従業員に対しては、時間外・深夜・休日勤務をお願いしにくい職場環境にある。
育児・介護休業について	○休業期間における代替担当の確保や現職復帰が困難な際の対応が必要である。 ○期間終了後の待遇や経済的援助が課題である。 ○女性の利用率は 100%だが、男性の利用率が低い。 ○子どもの面倒をみる人（施設）が確保できないために、育児休業期間を延長せざるを得ないケースが多い。 ○「育児・介護をしながらも、積極的に仕事に取り組む意欲・やる気のある人をサポートする」という制度の趣旨に対する理解の促進が必要である。

②仕事と生活の調和について

仕事と生活の調和について、在宅勤務制度の導入や、仕事と育児・介護の両立支援制度の見直しなど、柔軟な働き方の導入を推進していくべきだという声が多く聞かれました。

項目	意見等
仕事と生活の調和の実現に向けた課題・今後の取組について	○管理職層における有給休暇取得率の向上を図っていく必要がある。 ○在宅勤務制度の導入を検討する必要がある。 ○フルタイム、月 10 日勤務の選択が必要である。 ○仕事と育児・介護の両立支援制度の見直し（フレックスタイム制のコアタイム廃止の適用期間の拡大等）が必要である。

4 長久手市の男女共同参画推進のポイント

以上の1から3までの現状分析や各種調査結果により、以下のように課題をまとめ、矢印で示すように、28ページ以降で提示する計画の基本目標につなげています。

(1) 性別や地域性など様々な違いを踏まえた男女共同参画の意識づくり

- ・各分野における男女平等意識について、男性は女性と比較して「平等」と感じている割合が高くなっているなど、男女で意識の差がみられます。男女ともに、効果的な啓発により意識を醸成していく必要があります。
- ・本市では、男女共同参画情報紙「コモン」や、中学生向け男女共同参画情報紙「自分らしく」の発行などにより、市民に向けた男女共同参画の情報発信を積極的に行っています。しかし、こうした市独自の男女共同参画に関する取組については認知度が低くなっているという現状があります。全市的な男女共同参画の推進のため、市の取組を充実するとともに、一層の広報・周知を進めていく必要があります。
- ・本市では、0～14歳の人口が増加していることから、学校教育における男女平等意識の定着などを一層進めていく必要があります。また、市内に大学が多く立地していることから、大学と連携した取組などを進めていく必要があります。



基本目標1 男女共同参画社会に向けての意識改革

(2) あらゆる分野への男女共同参画の促進

- ・審議会等における女性委員比率は、国・県と比較して下回っています。「女性が増える」とよい職業や役職について、「国会議員、都道府県議会議員、市町村議会議員」が最も高くなっていることから、政策・方針決定の場への男女共同参画を推進していくことが求められています。
- ・団体ヒアリングにおいて、地域活動における役職者に男性が多いことに疑問の声があがっています。また、防犯や防災活動への女性の参画が少ないことが課題としてあげられています。地域活動の担い手の裾野を広げていくためにも、男女ともに地域活動への参画を進めていくことが重要です。



基本目標2 政策・方針決定、地域活動分野への男女共同参画の促進

(3) 仕事と生活の調和を図る環境の整備

- ・産業別の就業者数の男女比率は、いずれも女性の割合は男性と比較して低く、女性の正規雇用の割合も少ない状況です。企業におけるポジティブ・アクション²を促進し、女性の参画が少ない分野の解消を図っていく必要があります。
- ・「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識について、国・県と比較して反対の意識が強くなっています。育児中の母親の就労意向が高くなっていることや、市として今後力を入れるべき取組について、子育て支援に関わるものが多くなっていることから、働く意欲のある女性への家庭生活との両立支援が必要となっています。
- ・団体ヒアリングにおいて、長時間労働の男性が多く、仕事における責任や権限が男性側に多く属しているという課題があげられています。男女で責任を分かち合い、男性が仕事だけでなく家庭生活にも参画できるよう支援していくことが重要となっています。

基本目標3 男女がともに働きやすい環境の整備

(4) 男女がいつまでも健康で安心して暮らせる社会の形成

- ・男女の性差に応じた健康づくりを支援していく必要があります。
- ・団体ヒアリングにおいて、長時間労働の男性が多くなっていることが課題としてあげられています。身体だけでなくメンタルヘルスなどこころの健康づくり対策も必要となっています。
- ・様々な問題を抱えることが多い高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭、外国人女性についても支援施策の充実を図る必要があります。

基本目標4 安心して暮らせるまちづくり

² ポジティブ・アクション

男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

(5) DVの根絶に向けた支援体制の確立

- ・男女共同参画に関する用語の認知度について、「DV」が最も高くなっています。言葉の認知度だけではなく、DV発見時の通報義務や、被害を受けた際の相談窓口など、その内容について周知していくことが重要となっています。
- ・DV被害の経験について、女性で8.9%、男性で1.3%と、女性の約10人に1人がDV被害を経験している現状がみられます。相談窓口については、警察を除いたすべての項目で認知度は2割以下に留まっており、「相談窓口として知っているところはない」が28.5%となっています。身近な相談窓口について、積極的に周知を図り、相談しやすい体制づくりを進めることが大切です。



基本目標5 人権が尊重され、DVのないまちづくり

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

性別役割分担意識にとらわれることなく、誰もが自分の個性と能力を発揮していくことは、一人ひとりがいきいきと幸せに暮らせることにつながると同時に、市全体の活力になります。そのためには、すべての人々は生まれながらにして自由、平等であり、いかなる差別も受けることがないという人権尊重の考え方を深く社会に根づかせる必要があります。

そこで、「第5次長久手市総合計画」や「新しいまちづくり行程表」、市で実施する「住民プロジェクト 絆」といった上位計画等で示されている市としての基本的な方向性を踏まえつつ、本計画の基本理念を、「男女がともにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、社会の対等な構成員としてあらゆる分野とともに参画し、その個性と能力を十分に発揮できるような『男女共同参画社会』の実現をめざすこと」とします。また、このようなまちの将来像や本計画のめざす男女共同参画社会を実現するため、キャッチフレーズを以下のようにします。

第5次長久手市総合計画

文化をみがき、人が輝くまち

- 男女がともに尊重し、協力し合うまちをつくる

新しいまちづくり行程表

女性の視点をまちづくりに活用する

- 男女共同参画プランに基づく女性の社会進出の促進

住民プロジェクト 絆

- 人と人がじっくり心を通わせ、ともに力を合わせて生きていくという価値観を取り戻して『絆』をつなぎ直す

【基本理念】

男女共同参画社会の実現

【キャッチフレーズ】

男女がともに尊重し合い、
心を通わせる
絆のまち ながくて

2 基本的な視点

本計画を策定するにあたり、以下の5つの基本的な視点により取組を進めます。

視点1 人権の尊重

男女が互いにその人権を尊重し合い、あらゆる場において男女の人権が尊重される社会の実現をめざします。

視点2 ジェンダー³に気づく意識の定着

制度や慣習など、あらゆる分野におけるジェンダーへの気づきを促し、ジェンダーの視点に立った行動を定着させます。

視点3 エンパワーメント⁴の促進

女性の能力を高める「エンパワーメント」により、これまで女性が少なかった分野にも積極的に女性の参画を進めます。

視点4 パートナーシップ⁵の確立

女性と男性はもちろん、市民と行政など様々な形のパートナーシップにより、総合的に男女共同参画を推進します。

視点5 ポジティブ・アクションの推進

行政や企業が主体的に女性の管理職への登用などを行う「ポジティブ・アクション」により、社会や職場の意識を変え、実質的な男女平等を実現します。

男女共同参画社会の実現

³ ジェンダー

生物学的な性別であるセックス（sex）とは区別して使われる社会的、文化的に形成された「男性像」「女性像」のこと。

⁴ エンパワーメント

自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場などあらゆる分野で政治的、経済的、社会的、文化的な力をつけること。また、そうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し行動していくこと。

⁵ パートナーシップ

協働ともいわれ、行政、NPO、企業など、立場の異なる組織や人同士が、明確な目的のもとに対等な関係を結び、それぞれの得意分野を活かしながら、連携し協力し合うこと。

3 基本目標

基本目標1 男女共同参画社会に向けての意識改革

男女共同参画に対する意識を育むため、様々な手段で市民への啓発を行い、男女共同参画を推進する基盤を整備します。

基本目標2 政策・方針決定、地域活動分野への男女共同参画の促進

様々な分野で多様な価値観と発想が取り入れられるよう、政策や方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、地域防災など、女性の参画の拡大が望まれている分野における女性活用の働きかけを行います。

基本目標3 男女がともに働きやすい環境の整備

男女が差別されることなく、個人の能力を十分に発揮できるよう、雇用機会の均等や待遇の平等化などを進め、就業環境の整備を促進します。

また、男女一人ひとりが意欲と能力を活かして様々な活動に参加していけるよう、社会全体で子育てや介護を支える環境づくりを促進するとともに、男性の家事・育児・介護への参画促進も含めたワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組みます。

基本目標4 安心して暮らせるまちづくり

男女がいつまでもいきいきと暮らせるよう、性別による特徴に応じた健康づくりを進めます。

また、高齢者、障がいのある人、ひとり親家庭など、様々な立場や家族形態にある人たちが、地域との交流を通じて相互理解を深め、互いに安心して暮らすことができるよう、その能力や意欲を発揮しながら社会参画し、自立した生活が送れる社会をめざします。

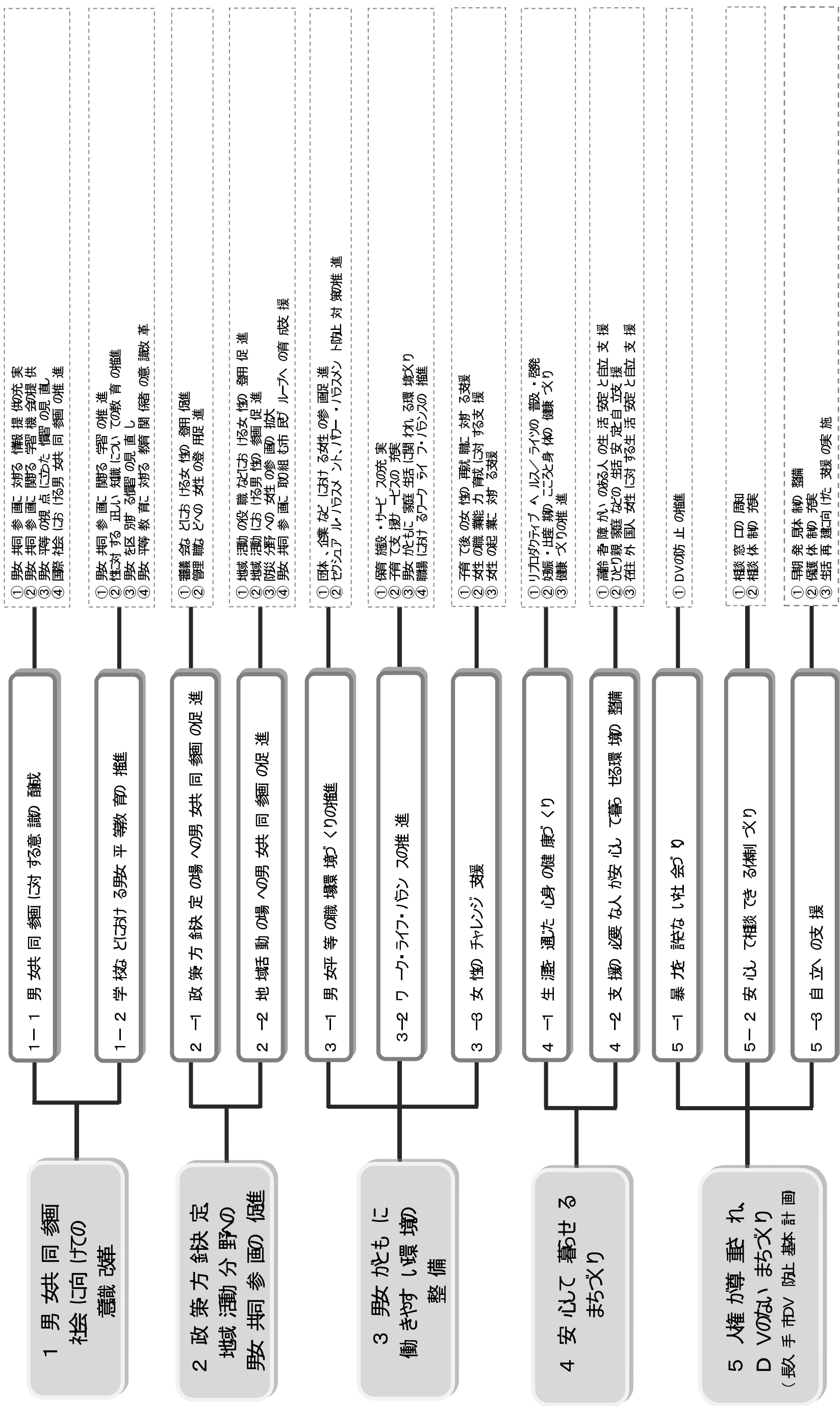
基本目標5 人権が尊重され、DVのないまちづくり

男女共同参画社会の実現を阻む暴力を根絶し、男女の人権が尊重されるまちづくりを進めるため、DV防止と被害者の保護・自立に向けた支援の一体的な推進に努めます。

■ 基本目標 ■

■ 施策の方向 ■

■ 重点課題 ■



第4章 施策の方向

基本目標 1 男女共同参画社会に向けての意識改革

1-1 男女共同参画に対する意識の醸成

男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、自らの意思によってあらゆる分野に参画を進めていくためには、市民一人ひとりに男女共同参画社会についての正しい理解が根つき、男女共同参画社会の実現に向けて行動できることが大切です。

男女共同参画についての市民の理解をさらに深め、学校・家庭・地域などのあらゆる場面において男女平等の視点を持つことができるよう、効果的な広報・啓発活動や、市民の生涯を通じた学習機会の充実を図っていく必要があります。また、これまでの男女共同参画は、国際社会における取組や成果を活かしながら進められています。今後のさらなるグローバル化の進展を踏まえ、日本国内だけではなく国際社会における男女共同参画に関する先進事例などの情報収集、情報発信により、国際的な協調のもと、一歩進んだ取組を進めていくことが重要となっています。

重点課題① 男女共同参画に対する情報提供の充実

男女共同参画の理念やジェンダー（社会的性別）の視点について正しく理解されるよう、様々な機会や媒体を通じた情報提供や啓発活動の充実を図ります。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
1	広報紙などにおいて、固定的な性別役割分担意識にとらわれない表現をしています	○固定的な性別役割分担意識に基づく表現の継続的なチェック ○広報紙等作成にかかるガイドライン作成の検討	秘書広報課
2	広報紙やホームページ、CATV を利用し、男女共同参画に対する意識を啓発していきます	○国の男女共同参画週間（6月23日～6月29日）、県の男女共同参画月間（10月）等にあわせた広報	秘書広報課 市民協働課
3	男女共同参画に関する情報紙の内容を充実し、男女共同参画意識の普及・啓発をしています	○身近なテーマを取り上げた、わかりやすい情報紙の作成	市民協働課

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
4	メディア・リテラシー ⁶ に関する学習機会を提供していきます	○関係各課へのメディア・リテラシーに関する情報提供 ○広報紙等作成の実務担当者に対する、男女共同参画に関する研修等の企画	市民協働課
5	人権週間には、チラシやリーフレットなどで、人権意識の高揚をしていきます	○高齢者、障がいのある人、子ども等の人権擁護委員との連携強化 ○関係各課と連携・協力した人権に関する啓発の推進	福祉課
6	男女共同参画関連図書を充実していきます	○男女共同参画関連図書の蔵書の充実	中央図書館

重点課題② 男女共同参画に関する学習機会の提供

男女平等意識や男女共同参画についての意識啓発を図るため、各種講演会や学習会等を開催します。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
7	男女共同参画に関する講演会や学習会などを開催していきます	○関係各課と連携した講演会や学習会の開催	市民協働課
8	市職員を対象とした男女共同参画に関する研修の機会を提供していきます	○関係団体主催の研修への参加の検討	市民協働課 人事課

⁶ メディア・リテラシー

メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のこと。具体的には、メディア内容を主体的かつ客観的に解釈し、選択し、使いこなす能力のこと。また、メディアを使って表現する能力も指す。

重点課題③ 男女平等の視点に立った慣習の見直し

家庭において、男女が互いの人格を尊重し、相手の立場を理解して助け合いながら生活していきけるよう、幅広い年代を対象とした講座などを開催します。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
9	男女がともに家庭での責任を果たすための意識などの啓発講座を開催していきます	○男性の子育てをテーマにした講演会の開催 ○若年世代からシニア世代まで幅広い年代を対象とした多様な講座の開催	市民協働課

重点課題④ 国際社会における男女共同参画の推進

市内在住外国人との交流の機会を活用しながら、国際的な視点からの男女共同参画に関する情報の共有を進めます。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
10	男女共同参画に関する国際的な動向についての情報を収集するとともに、情報発信をしていきます	○男女共同参画に関する国際的な情報の収集 ○国際交流協会による交流の促進	市民協働課

1-2 学校などにおける男女平等教育の推進

次代を担う子ども達に男女平等の意識が根づいていることは、男女共同参画の実現には不可欠となります。また、子どもを通じた家庭や地域への男女共同参画意識の働きかけという側面も期待できます。

子ども達が性別役割分担意識にとらわれることなく学び、職業を選び、お互いを思いやることができるよう、学校などにおける男女共同参画の視点に立った教育を推進することが求められています。

重点課題① 男女共同参画に関する学習の推進

男女共同参画について正しい理解を浸透させるため、男女共同参画に関する学習を推進します。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
11	学級活動などで男女区別のない活動を実施していきます	○性別に関わらず行う学校における諸活動の推進	教育総務課
12	男女共同参画への理解を深める学習を推進していきます	○育児、家事などの男女共同参画の学習の推進	教育総務課

重点課題② 性に対する正しい知識についての教育の推進

社会的な性別（ジェンダー）と生物学的な性別（セックス）について正しく学び、互いの性に対する理解を深めていく教育を推進します。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
13	個人の尊厳を重視した性の認識を深める指導をしていきます	○市内3か所の中学校における「性」をテーマにした講義の実施	健康推進課
14	命の教育の推進のため、外部講師を招いた学習の場を設けていきます	○市内3か所の中学校における「命」「生きる」をテーマにした講義の実施	健康推進課 教育総務課
15	保健体育や学級活動において性教育指導をしていきます	○保健体育や学級活動における性教育指導の継続 ○性犯罪に遭わないための指導の強化	教育総務課

重点課題③ 男女を区別する慣習の見直し

男女を区別する制度や慣習を見直していきます。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
16	男女混合名簿を広めていきます	○男女混合名簿の継続利用 ○男女混合名簿を利用する学校の拡大	教育総務課
17	総合的な学習の中で慣習・慣例の見直しをしていきます	○子どもによる男女平等をテーマとした話し合いの随時実施	教育総務課

重点課題④ 男女平等教育に対する教育関係者の意識改革

教育関係者の学習、研修の充実や意識啓発を行い、資質の向上を図ります。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
18	教育関係者の研修を実施していきます	○教職員などに対する研修機会の充実 ○教職員などに対する研修への参加促進	教育総務課



「基本目標1 男女共同参画社会に向けての意識改革」の達成に向けて

◇ 数値目標の設定

	項 目	現状値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 29 年度)	担当課
1	男女の平等意識※	20.0%	50.0%以上	市民協働課
2	男女共同参画関連図書の蔵書数	297 冊	360 冊	中央図書館
3	人権だよりの発行	全戸配布	全戸配布	福祉課
4	「命」「生きる」「性」をテーマにした講義の実施回数	各校 1 回	各校 1 回	健康推進課

※市民アンケートにおいて、社会全体で「平等である」と感じている人の割合

◇ 市民や教育・保育関係者の役割

- 市 民**
- 固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、一人ひとりの個性を大切にしましょう。
 - 男女共同参画に関する研修・講座や意識啓発の機会に積極的に参加しましょう。
 - 周囲の情報の中に、男女に関する偏った表現がないか、差別を助長するようなものがないか注意して確認しましょう。

- 教育関係者**
- 性別によって区別することなく、個性を尊重した保育や教育を行いましょう。
 - 子ども達が性や命について正しく理解できるような教育を行いましょう。
 - 子どもの教育に関わる人は、子どもが小さな頃から男女平等の意識を持つことができるよう、自身も男女共同参画に関する理解を深めましょう。

基本目標２ 政策・方針決定、地域活動分野への男女共同参画の促進

２－１ 政策・方針決定の場への男女共同参画の促進

市民の身近な生活に深く関わりを持つ市政において、政策・方針など意思決定の場に男女がともに参画することは、全市的な男女共同参画社会の推進を図る基盤となります。また、女性の参画が少ない分野に、女性の視点や発想を取り入れることで、活動内容の幅が広がることが期待されます。

政策・方針決定過程への女性の参画を拡大することで、市のすべての施策に多様な価値観と発想を取り入れるとともに、性別に関わらず、能力に応じた委員委嘱、管理職への登用がなされるよう、全庁的な男女平等意識の普及・啓発を進めていくことが求められています。

重点課題① 審議会などにおける女性の登用促進

審議会や委員会などに女性の登用を進め、政策や方針決定に男女の意見をともに取り入れた市政を推進します。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
19	女性委員の登用を 30%以上にしていきます	○委員募集の際の広報・周知の推進 ○市執行機関及び市付属機関等における女性の登用促進に向けた委員選定の推進	全課
20	女性委員のいない審議会などを解消していきます	○あて職など委員の見直し ○委員募集の際の広報・周知の推進	全課

重点課題② 管理職などへの女性の登用促進

個人の能力や適性を活かした配置を図り、管理職への登用を促進します。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
21	女性職員の管理職への登用を促進していきます	○管理職に適齢の女性を確保していくための働き方の見直し ○男女の分け隔てない登用を行う人事管理の徹底	人事課

2-2 地域活動の場への男女共同参画の促進

地域活動の活性化や、多様な地域課題を解決する地域力の向上のためには、地域活動や団体活動において男女共同参画を促進していくことが重要です。しかし実際には、働く男性は女性と比較して地域活動への参加が少なく、一方で、役職者には男性が多いという現状があります。また、活動主体が女性であるにも関わらず、夫など、男性の名前で地域活動などに登録する女性が多いという課題もあがっています。

地域等で活躍できる女性の育成を図るとともに、働く男女がともに地域活動に参画できるような仕組みづくりを進めていく必要があります。

重点課題① 地域活動の役職などにおける女性の登用促進

組織の責任ある地位への女性の登用を促進します。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
22	女性リーダーの育成を支援していきます	○女性リーダー育成機会の提供 ○事業実施の中での女性支援の推進 ○女性リーダー育成セミナー等の情報提供の推進	市民協議課 生涯学習課
23	性別に関わらず、地域活動などへの自分の名前での登録を促進していきます	○活動主体である女性に対する、自分の名前での登録の呼びかけ	全課

重点課題② 地域活動における男性の参画促進

地域活動への参画が特に少ないとされる若い世代の男性でも参加できるよう、活動時間の見直しなどを行うとともに、団塊世代を中心として男性の地域活動への参画を進めます。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
24	P T A活動は、保護者が参加しやすい時間に活動していきます	○保護者の意見を踏まえた事業の実施	教育総務課
25	団塊世代の男性を中心に、地域活動への参画を促進していきます	○地域ボランティアへの参画促進 ○団塊世代の活動への支援 ○地域共生ステーションにおける、多世代が集まれる仕組みづくりや地域活動への参加促進	全課

重点課題③ 防災分野への女性の参画の拡大

災害時の支援を充実するため、防災分野に女性の参画を進めます。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
26	防災の分野に女性の視点やニーズを取り入れ、地域の安全の基盤づくりに努めていきます	○防災組織への女性登用の促進 ○授乳にも使用できる間仕切りの設置など、避難所における女性への配慮	安心安全課



重点課題④ 男女共同参画に取り組む市民グループへの育成支援

団体等が行う男女共同参画に寄与する取組を支援します。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
27	地域において男女共同参画の視点を持って活動に取り組めるよう働きかけていきます	○男女共同参画を促進する団体の育成支援 ○地域活動における、企画段階からの男女共同参画の視点の取り入れ促進	市民協働課

「基本目標2 政策・方針決定、地域活動分野への男女共同参画の促進」の達成に向けて

◇ 数値目標の設定

	項 目	現状値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 29 年度)	担当課
1	女性委員※の登用率	22.7%	30.0%以上	全課
2	女性委員のいない審議会数	6機関	0機関	全課
3	女性職員の管理職への登用率	20.8%	22.0%	人事課
4	間仕切りなど避難所における女性への配慮備品設置箇所数	1箇所	9箇所	安心安全課

※市執行機関及び市付属機関等における女性委員

◇ 市民や地域の役割

市 民

- 男女ともに、積極的に行政の政策・方針決定過程に参画しましょう。
- 男女ともに、知識や能力を高められるよう、学習会などに参加しましょう。
- 性別や年齢に関わらず、積極的に地域活動に参加しましょう。
- 地域活動などにおいては、男女が区別なくそれぞれの役割を担いましょう。

地 域

- 地域活動団体などにおける会長や役員などの選出について、性別が偏らないような人員の配置に努めましょう。
- 地域活動や団体活動において、男女双方の意見を取り入れるようにしましょう。

基本目標3 男女がともに働きやすい環境の整備

3-1 男女平等の職場環境づくりの推進

働く場において、男女がともに対等なパートナーとして能力を発揮していくためには、採用する企業側に、雇用形態や職業選択等における男女平等な労働観が浸透していることが大切です。

男女ともに適正な労働条件が確保され、性別や年齢に関わらず、誰もが働きやすい職場環境が整備されるよう、企業への意識啓発を進める必要があります。

重点課題① 団体、企業などにおける女性の参画促進

男女共同参画の視点の重要性について、団体、企業に意識啓発を図ります。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
28	市の入札における評価項目に、男女共同参画社会実現への評価視点を取り入れていきます	○「男女共同参画社会への貢献度」の加点対象となる評価項目の検討・設定 ○判断基準の検討	行政課
29	パンフレットなどを活用し、企業に意識改革の働きかけをしていきます	○窓口等での働きかけ	産業緑地課

重点課題② セクシュアル・ハラスメント⁷、パワー・ハラスメント⁸防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの根絶に向け、団体、企業に向けた啓発を推進します。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
30	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止に向けた広報・啓発を行い、人権尊重の意識づくりを推進していきます	○パワー・ハラスメント防止についての要綱策定の検討 ○人権教育指導者研修会への社会教育委員参加による、人権尊重の意識づくりの推進	人事課 生涯学習課



⁷ セクシュアル・ハラスメント

性的ないやがらせのこと。特に雇用においては、「職場（労働者が業務を遂行する場所）において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により、女性労働者とその労働条件につき不利益を受けることまたは性的な言動により女性労働者の就業環境が害されること」とされている。

⁸ パワー・ハラスメント

職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範ちゅうを超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えること。

3-2 ワーク・ライフ・バランスの推進

国では、2007 年（平成 19 年）に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されており、仕事と生活が好循環を生み出す社会づくりに向けた機運が高まっています。男女がともに、個人のライフスタイルやニーズに応じ、自分らしく働き続けていくためには、こうしたワーク・ライフ・バランスの視点に立って環境を整備していく必要があります。

しかし実際には、結婚・出産による女性の離職が多くなっていることが課題としてあがっています。働く男女に向けた子育て支援の充実や職場への理解の浸透など、周囲の環境を整備していくとともに、家庭内における意識啓発を進め、男女がともに助け合って、仕事と家庭生活を両立していけるよう支援することが求められています。

重点課題① 保育施設・サービスの充実

多様な保育ニーズに対応するため、保育施設の整備に取り組むとともに、長時間保育・延長保育⁹や特定保育¹⁰などの保育サービスの充実を図ります。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
31	保護者の就労時間、勤務時間の多様化に対応した長時間保育・延長保育や特定保育など、保育サービスを充実していきます	○長時間保育・延長保育、特定保育の実施体制の整備 ○長時間保育・延長保育、特定保育の実施増加による受け入れの拡充	子育て支援課
32	待機児童の解消に努めていきます	○新設保育所の建設や民営保育所における児童の受け入れ拡充	子育て支援課

⁹ 長時間・延長保育

保護者がフルタイムで働く就労家庭の児童が利用する保育サービスのこと。
（長時間保育：午後 4 時から午後 6 時 30 分まで 延長保育：午後 6 時 30 分から午後 7 時まで）

¹⁰ 特定保育

1 日 4 時間以上 6 時間未満かつ概ね 1 か月 64 時間以上の就労家庭の児童の保育を行うサービスのこと。（通常保育、一時保育の対象となる児童は除く。）

重点課題② 子育て支援サービスの充実

働く男女の仕事と家庭生活の両立を支援するため、子育て支援サービスの充実を図ります。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
33	ファミリーサポート事業を充実していきます	○依頼会員に対応する援助会員の増大のための事業の周知 ○活動中の事故予防のための講習会の充実	子育て支援課
34	子育て支援短期事業（ショートステイ）の周知を図ります	○広報紙・ホームページにおける周知	子育て支援課
35	子育て支援制度などの情報提供を充実していきます	○広報紙・ホームページにおける周知 ○育児講座の開催	子育て支援課
36	児童クラブや学童保育所を拡充していきます	○ニーズ調査の実施	子育て支援課
37	子育て支援ボランティアの情報提供をしていきます	○子育て支援団体同士の交流会の実施及び情報紙作成	社会福祉協議会

重点課題③ 男女がともに家庭生活に関われる環境づくり

男女がともに家事、育児、介護などに積極的に参加できるような環境づくりに取り組みます。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
38	家事教室（料理、ゴミ分別講習など）を開催していきます	○「エコ料理教室」の開催 ○「エコ料理教室」の周知による参加者の確保	環境課
39	男女がともに育児、介護などに携わることができるよう公共施設の改善をしていきます	○施設を新設する際の大人・子ども兼用のおむつ交換ベッドの設置推進 ○男性トイレへのベビーチェア、ベビーベッド設置の推進	全課

重点課題④ 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

職場における子育て支援を充実するとともに、育児・介護休業制度の男性の取得促進を図ります。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
40	団体・企業などの要請に応じ、男女共同参画に関する出前講座を実施していきます	○大学への講師派遣の依頼 ○各団体への仕事と家庭の調和についての意識啓発の働きかけ	市民協働課
41	育児・介護休業制度を整備し、男性の取得を働きかけていきます	○育児・介護休業制度の周知 ○窓口等での男性への取得の働きかけ	人事課 産業緑地課
42	パンフレットなどの配布を通じてファミリー・フレンドリー企業に関する情報提供を行い、ファミリー・フレンドリー企業への登録を支援していきます	○窓口等での働きかけ	産業緑地課
43	子育て期の就労者に対する雇用者への理解を促進していきます	○窓口等での働きかけ	産業緑地課



3-3 女性のチャレンジ支援

意欲のある女性が、望むような形で働き続けられるような支援策を充実させていく必要があります。本市では、子育て中でも働く意欲のある女性が多くなっていますが、同時に育児休業取得後の復職の困難なども課題としてあがっています。

女性がいつまでも自らの能力の向上や活躍をめざすことができるよう、再就職に対する支援を行うとともに、女性自身のエンパワーメントを推進し、女性の幅広い分野への進出を支援していくことが重要となっています。

重点課題① 子育て後の女性の再就職に対する支援

子育て後の女性の再就職に対する支援を図るため、市内の企業や商工会に働きかけをします。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
44	退職者への再就職意志の確認をする働きかけをしていきます	○窓口等での働きかけ	産業緑地課

重点課題② 女性の職業能力育成に対する支援

企業や事業所内での女性の能力育成に向けた学習機会の提供や、啓発を推進します。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
45	職業能力育成の講習会などへの参加を市民や企業に働きかけていきます	○窓口等での働きかけ ○公民館講座でのパソコン講座の開催	産業緑地課 生涯学習課

重点課題③ 女性の起業に対する支援

起業の場の提供や情報発信により、起業をめざす女性への支援を行います。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
46	起業の場を提供するなど、起業をめざす女性に対する支援を行っていきます	○窓口等での働きかけ	産業緑地課

「基本目標3 男女がともに働きやすい環境の整備」の達成に向けて

◇ 数値目標の設定

	項 目	現状値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 29 年度)	担当課
1	市の入札評価項目に男女共同参画視点導入の検討	未検討	市内業者の状況をふまえ導入基準の検討・設置	行政課
2	特定保育の実施園数	2 園	4 園	子育て支援課
3	ファミリーサポートセンターの援助活動ができる会員数	219 人	240 人	子育て支援課
4	育児講座の開催回数	5 回	8 回	子育て支援課
5	児童クラブの実施箇所数	5 箇所	6 箇所	子育て支援課
6	出前講座の企画実施回数	未実施	1 回以上	市民協働課
7	男性職員の育児休業の取得率	12.5%	12.5%以上	人事課
8	ファミリー・フレンドリー企業数	2 企業	5 企業	産業緑地課

◇ 市民や企業の役割

市 民

- 男女がともに仕事と家庭のバランスのとれた生活が送れるよう、家族間の共通認識を持つため、家庭内で話し合しましょう。
- 男性職員も、育児・介護休業を積極的に活用しましょう。
- 男性は、家事や育児・介護などに積極的に参加しましょう。

企 業

- ワーク・ライフ・バランスを実現するための職場環境を整備しましょう。
- セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントのない職場づくりに努めましょう。
- 募集、採用、昇進、給与など性別を理由とした格差をなくしましょう。
- 子どもを持つ人も働きやすいよう、在宅勤務やフレックスタイム、短時間勤務制度といった柔軟な勤務形態についても検討しましょう。

基本目標4 安心して暮らせるまちづくり

4-1 生涯を通じた心身の健康づくり

男女がともに生涯を通じて心身ともに健康で過ごすことは、男女共同参画社会を実現していくための最も基本的な条件です。性別に関わらず、自らの心身の健康に関心を持ち、健康づくりに関する正しい知識や情報を得ながら、主体的な健康づくりを行っていくことが大切です。特に、女性の場合は妊娠や出産の可能性を持っており、特有の身体的特徴やライフサイクルと、その各段階における心身の変化により、男性とは異なる健康上の問題に直面します。女性自身が自らの健康に決定権を持つ、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ¹¹への理解の促進が重要となっています。

また、女性の健康だけでなく、男女がともに互いの性についての認識を深め、身体の違いを十分に理解し、相手に対する思いやりを持ちながら、性差や年代に応じた心身の健康づくりを進めていくための支援が求められています。

重点課題① リプロダクティブ・ヘルス／ライツの普及・啓発

男女がともに性と生殖に関して正しい知識を持ち、妊娠または出産などにおいて、双方がよりよい協力関係を保つとともに、女性が自らの意思で健康について選択できる自己決定権が尊重され、生涯にわたって健康な生活を営むための環境づくりをめざします。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
47	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する情報を提供していきます	○健康推進課等との協働 ○情報提供の推進	市民協働課
48	あらゆる世代に対して、性に関する相談窓口の設置を検討していきます	○電話相談や面接相談による対応	健康推進課

¹¹ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

「性と生殖に関する健康・権利」と訳される。いつ何人子どもを産む、産まない、を選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。

重点課題② 妊娠・出産期のこころと身体健康づくり

健康の保持や増進、母性保護に関する正しい知識の普及を推進し、母性保護と母子保健の充実を図ります。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
49	「パパママ教室」の開催を拡充し、これから母親、父親になる男女に、健康の保持や母性保護についての正しい知識を普及していきます	○土日も含めた「パパママ教室」の開催 ○「パパママ教室」の周知による参加者の確保	健康推進課
50	妊婦・乳幼児健康診査等を実施していきます	○妊婦健康診査・子宮がん検診・乳幼児健康診査の費用の助成 ○3～4か月児健康診査、10～11か月児相談、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、3歳8か月児健康診査の実施	健康推進課
51	新生児・妊産婦・乳幼児家庭訪問を実施していきます	○3～4か月児までの乳幼児とその保護者を対象とした全戸訪問の実施 ○必要に応じた妊産婦・乳幼児家庭訪問の実施	健康推進課
52	不妊治療などの支援を充実していきます	○一般不妊治療費用の一部助成	健康推進課

重点課題③ 健康づくりの推進

健康についての正しい知識の普及を行うとともに、疾病の早期予防、早期発見、早期治療をめざし、健康づくりを推進する環境を整備します。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
53	こころの健康に関する知識を普及していきます	○メンタルヘルス研修への参加促進 ○精神科医顧問による講座の開催 ○広報紙、ホームページ等を活用したこころの健康に関する知識の普及	人事課 健康推進課
54	乳がん・子宮がん検診について、利用しやすい検診体制を整備し、受診率向上を図っていきます	○利用しやすい検診体制の検討	健康推進課

4-2 支援の必要な人が安心して暮らせる環境の整備

高齢者や障がいのある人など、日常生活において特別な支援が必要な人がいきいきと安心して社会と関わりを持ちながら暮らすことができるよう、環境整備や自立支援を行っていくことが大切です。本市においても高齢化が進行している中で、市制施行に伴う福祉事務所の設置など、福祉施策の一層の充実が進められています。一方で、介護を女性の仕事としてとらえる風潮もあり、介護への男性の参画が求められています。

また、ひとり親家庭や、障がいのある人、外国人女性などにおいても、生活の様々な場面で複合的な困難を抱えていることが予想されます。

誰もが安心して地域で暮らせる環境づくりに向け、あらゆる女性、男性がともに家庭生活、地域生活を送ることができるよう、社会的支援の充実と環境整備を進める必要があります。

重点課題① 高齢者・障がいのある人の生活安定と自立支援

支援が必要な人に対するサービス提供を充実するとともに、介護者に対する情報提供などを行い、双方の心身の負担軽減を図ります。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
55	関係機関と連携を図り、高齢者・障がいのある人へのサービスの円滑な提供を推進していきます	○地域の人材やサービスを活用した地域包括ケア体制の整備	福祉課 長寿課
56	高齢者・障がいのある人及び介護者双方の負担軽減のためのサービス等の情報提供を図っていきます	○広報紙・ホームページを利用した情報提供の推進	福祉課 長寿課



重点課題② ひとり親家庭などの生活安定と自立支援

地域や家庭で安心して生活できるよう、経済的自立に向けた支援と、生活上の悩みや問題を解消するための相談体制の充実を図ります。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
57	一時的に生活援助が必要な場合は、生活を支援するヘルパーの派遣をしていきます	○ひとり親家庭日常生活支援事業の内容充実 ○ひとり親家庭日常生活支援事業の広報紙・ホームページを利用した周知	子育て支援課
58	医療費の自己負担分を助成し経済的な自立支援を推進していきます	○広報紙・ホームページを利用した周知 ○子育て支援課との連携による手続きの案内	健康推進課
59	相談窓口、支援情報の周知を図っていきます	○広報紙・ホームページなどによる相談窓口の周知	子育て支援課

重点課題③ 在住外国人女性に対する生活安定と自立支援

在住外国人女性のために、子育て、就労の情報提供やDV被害の相談体制の充実に努め、安心して生活できる環境づくりを推進します。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
60	在住外国人女性に対する情報提供、相談機能を充実していきます	○各種広報物や案内、防災マップや道路標示看板における、英語をはじめとする多言語の併記などの外国人への配慮 ○国際交流協会の活動を通じた情報提供の推進 ○在住外国人女性からの労務相談への対応	全課
61	関係課と連携して、在住外国人のための健康支援、子育て支援と相談窓口を充実していきます	○電話や面接での個別対応	健康推進課

「基本目標4 安心して暮らせるまちづくり」の達成に向けて

◇ 数値目標の設定

	項 目	現状値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 29 年度)	担当課
1	パパママ教室の夫の参加率	40.5%	43.0%	健康推進課
2	メンタルヘルスに関する研修等 参加のべ人数	43 人	300 人	人事課
3	精神保健福祉相談開催回数	*201 回	480 回	健康推進課
4	乳がん・子宮がん検診受診率	乳がん *50.4% 子宮がん *42.3%	50.0%以上	健康推進課

*平成 24 年度末集計のため、平成 23 年度実績

◇ 市民や地域等の役割

市 民

- 自分や家族の健康について関心を持ちましょう。
- 健康づくりに関する学習機会に積極的に参加し、必要に応じて相談を利用しましょう。
- 高齢者や障がいのある人など、地域の中で支援が必要な人を見守り、声をかけるなど、できる限り支援しましょう。

地 域

- 地域で積極的な交流を図り、お互いに顔の見える関係づくりを進めましょう。
- 地域みんなで健康づくりに取り組みましょう。

企 業

- 職場において、健康診査の受診を呼びかけましょう。
- 従業員のこころの健康づくりに配慮しましょう。

基本目標5 人権が尊重され、DVのないまちづくり (長久手市DV防止基本計画)

5-1 暴力を許さない社会づくり

男女間のあらゆる暴力は決して許されるものではなく、深刻な人権侵害です。しかしそうした暴力に直接関わりのない人にとっては、個人や家庭内などの限られた中での問題であると考えられがちであり、被害が潜在化・深刻化しやすい傾向にあります。

男女共同参画の実現を阻むDV等、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け、市民一人ひとりが正しい理解を深めていくことが求められています。本市では学生など若い世代が多くなっています。デートDV¹²など、恋人間における暴力についての周知・啓発を進め、若い世代における理解をさらに深めることで、将来的な発生の防止を図ることが重要です。

重点課題① DVの防止の推進

様々な媒体を活用したDV防止に関する広報・啓発活動を進めるとともに、若年者に対する意識醸成も図ります。また、配偶者に対する暴力と関連の深い児童虐待について、早期発見のネットワークづくりとともに、未然に防ぐための取組を進めます。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
62	広報紙・ホームページを利用し、暴力は人権侵害であるとの意識を啓発していきます	○女性に対する暴力をなくす運動（11月12日～25日）にあわせた広報	子育て支援課
63	性の商品化などの有害な環境から青少年を守る活動をしていきます	○青少年健全育成活動としての市内巡視パトロール、非行防止のための啓発活動の実施	生涯学習課
64	広報紙・ホームページを利用し、児童虐待防止に対する意識を啓発していきます	○児童虐待防止推進月間（11月）にあわせた広報	子育て支援課
65	すぐに対応できる相談体制と、児童虐待防止などへの支援、ネットワークの強化に取り組んでいきます	○家庭児童相談室の充実 ○相談室における専門職の知識の向上	子育て支援課

¹² デートDV

特に10代や20代などの若い世代で生じる、結婚していない男女間での体、言葉、態度による暴力のこと。

5-2 安心して相談できる体制づくり

2007年（平成19年）のDV防止法の改正に伴い、市町村が設置する適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすことができるようになるなど、配偶者の暴力に対する市町村の取組の強化が求められています。しかし、相談窓口の認知度は本市においても高くなく、被害者にとっての身近な相談窓口のさらなる周知が求められています。また、一層複雑・多様化する社会状況のもとで、被害者・加害者の置かれている状況や背景を理解しながら適切な対応ができるよう、相談員の専門性の確保を図るとともに、関係機関のネットワーク化を進めていく必要があります。

重点課題① 相談窓口の周知

DVに関する相談窓口や支援情報について、外国人も含め広く市民に周知します。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
66	相談窓口、支援情報の周知を図っていきます	○リーフレットやカードの配布などによる相談窓口の周知	子育て支援課
67	外国人へ相談窓口を周知していきます	○外国語のリーフレットやカードの配布などによる相談窓口の周知	子育て支援課

重点課題② 相談体制の充実

より多様な相談内容に対応できるよう、研修機会などの充実を図り、相談員の資質向上を図ります。また、各関係機関が情報を共有し、相談体制を確立します。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
68	DV被害者の相談、支援に携わる相談員の専門知識の習得や研修の充実を図ります	○DV被害者保護支援に関する研修への参加促進	子育て支援課
69	DVの二次被害 ¹³ を防ぐために相談担当者及び関係職員の資質の向上に努めていきます	○DV被害者保護支援に関する研修への参加促進	子育て支援課

¹³ 二次被害

DV被害者を支援する側が、DV被害者の置かれている状況やDV自体に関して理解が不足しているために被害者に対して不適切な対応をとることにより、被害者がさらに被害を受けること。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
70	障がい者虐待の防止のため、相談体制を整備していきます	○虐待の通報義務などの市民への周知 ○障がい者虐待防止における情報が収集できるネットワークシステムづくり	福祉課
71	DV被害者の安全確保のため、庁内及び関係機関のネットワークの強化に取り組んでいきます	○関係機関での情報共有と適切な管理の推進 ○ネットワークのシステムの強化	子育て支援課 関係各課

5-3 自立への支援

DVの深刻化を防ぐためには、早期発見と、被害者の適切な保護、安全確保を図ることが重要です。また、被害者が自立し、安心して暮らしていくためには、生活基盤を整える支援が求められます。

通報義務の周知徹底により、地域住民などによる発見機能を強化するとともに、関係機関が相互に連携を図りながら、被害者の保護及び自立支援を円滑かつ適切に行えるよう体制の整備に努める必要があります。

重点課題① 早期発見体制の整備

通報義務の周知徹底により、DV被害などの早期発見体制を整備します。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
72	教職員、保育士、保健師、保護者等へ、被害者保護の正しい理解や通報などの義務について啓発をしていきます	○関係職員や保護者への意識啓発 ○被害者保護のための情報管理の徹底	子育て支援課 健康推進課 教育総務課

重点課題② 保護体制の充実

関係機関と連携し、DV被害者などの保護に努めます。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
73	県、児童相談所、警察など関係機関との連携による被害者保護体制を確立していきます	○関係機関の連携強化とネットワークシステムづくり	子育て支援課

重点課題③ 生活再建に向けた支援の実施

被害者の立場に立った自立支援の機能の強化に向け、必要な情報提供や支援に取り組みます。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
74	DV被害などに起因するひとり親家庭の就労をはじめ、自立に向けた支援をしていきます	○一時的に生活援助が必要な場合のヘルパー派遣 ○広報紙・ホームページでの周知	子育て支援課

「基本目標5 人権が尊重され、DVのないまちづくり」の達成に向けて

◇ 数値目標の設定

	項 目	現状値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 29 年度)	担当課
1	DV防止に関する情報提供・媒体数	3種／年	5種／年	子育て支援課
2	DV経験のある市民の割合	7.9%	0.0%	子育て支援課
3	DVに関する相談窓口の認知度	68.7%	80.0%	子育て支援課

◇ 市民の役割

市 民

- DVについての正しい情報を積極的に収集し、暴力は重大な人権侵害であるという認識を持ちましょう。
- 暴力を発見した場合は見て見ぬふりをせず、被害者に対する相談窓口の紹介や、関係機関に情報を伝えましょう。

第5章 計画の推進

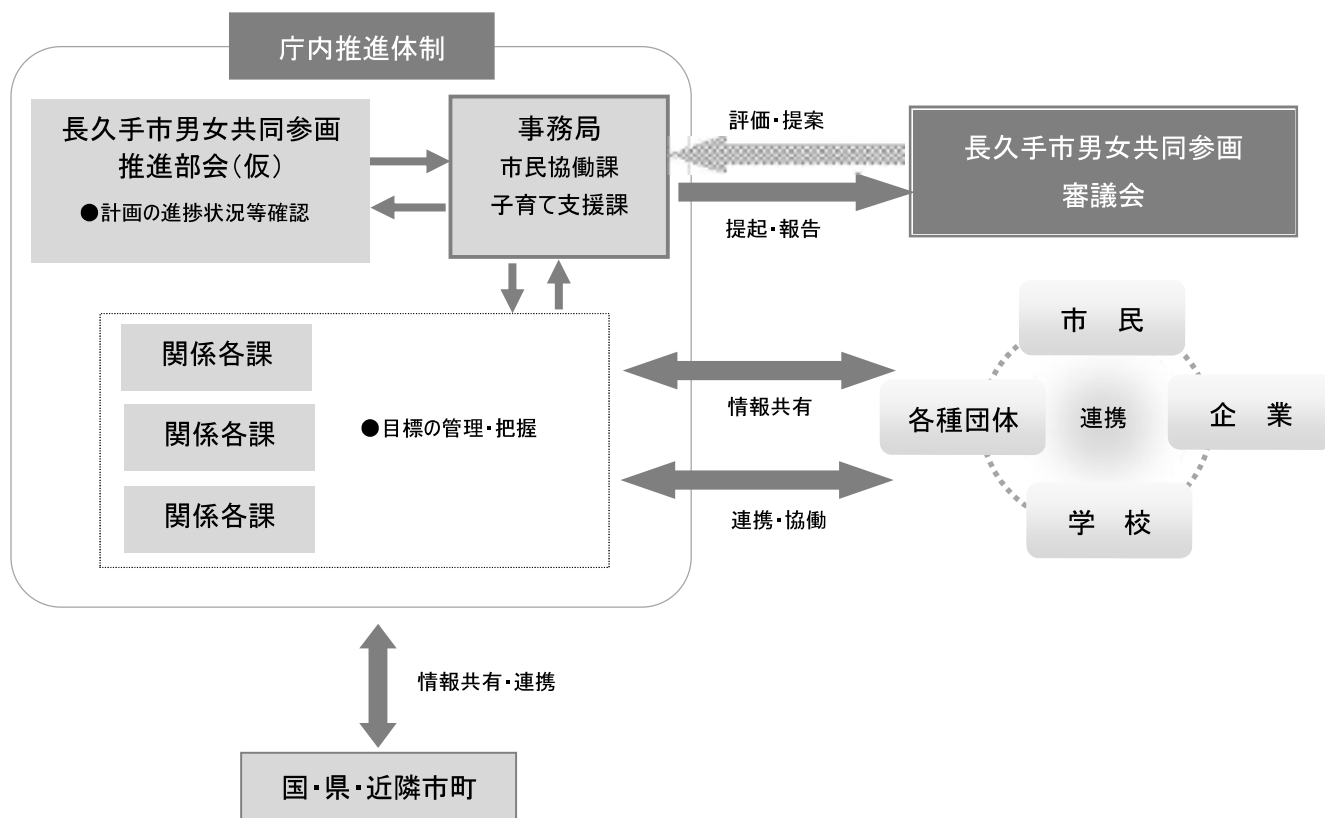
1 計画の進捗管理

男女共同参画に関する施策は多岐にわたるため、庁内関係部局からなる長久手市男女共同参画推進部会（仮）を設置し、庁内の男女共同参画に関する意識改革や資質の向上に向けた取組を行うとともに、男女共同参画基本計画（DV防止基本計画を含む）の進捗確認を行います。また、長久手市男女共同参画審議会において、定期的に取り組内容の進捗状況確認や検証を行い、市の施策の推進を図ります。

2 市と企業・各種団体等との協働と連携

市と市民、学校、企業、団体などが互いの自立性を尊重し、それぞれの得意分野や特徴を活かして連携し合うことにより、男女共同参画社会の実現をめざします。

■推進体制イメージ



参 考 資 料

1 長久手市の男女共同参画を推進する条例

平成 21 年 3 月 31 日

条例第 1 号

附則

男女は、個人として尊重され、法の下に平等であることが日本国憲法において保障されています。

長久手市では、男女が性別にとらわれず個性と能力を発揮し、利益と責任を分かち合えるまちづくりを進めてきました。これは、国が制定した男女共同参画社会基本法の理念を踏まえるとともに、国際社会の動きとも協調した取組です。

しかし、男女の役割を固定的にとらえる意識や社会慣行は、今なお根強く残っており、真の男女平等の達成には、まだ多くの課題があります。すべての市民が、なかでも次代を担う子どもたちが夢と希望をもって生き生きと暮らせるよう、市、市民、事業者及び教育関係者が協働し、これからも力強くまちづくりを進めていくことが必要です。

私たちは、男女の人権が尊重され、かつ、社会情勢の変化に対応することができる豊かで活力ある男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進するため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、市の男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進し、市、市民、事業者及び教育関係者が協働して取り組むことにより、男女が自立し、尊重し合い、幸せに暮らせる社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野(以下「社会のあらゆる分野」という。)における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

- (2) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において営利、非営利を問わず事業活動を行う個人及び法人をいう。
- (4) 教育関係者 市内においてあらゆる教育又は保育に携わる者をいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者若しくは恋人等親密な関係にある、又は親密な関係にあった異性から振られる身体的又は精神的な苦痛を与えられる暴力的行為をいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手の生活環境を害すること又はその相手に不利益を与えることをいう。
- (7) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次の各号に掲げる基本理念に基づいて、推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されること。

- (2) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

- (3) 男女は、社会の対等な構成員として、市の政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されること。

- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び職業生活と地域生活等社会における活動に同等に参画することができるように配慮されること。

- (5) 男女共同参画は、国際的協調の下に推進されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、市民、事業者及び教育関係者と協働して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

- 3 市は、率先して男女共同参画を推進しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、基本理念にのっとり、教育及び保育の場において、男女共同参画の推進に配慮した教育及び保育を行うように努めなければならない。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 権利侵害の禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、社会のあらゆる分野において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) ドメスティック・バイオレンス
- (3) セクシュアル・ハラスメント

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担並びに異性に対する暴力的行為及び性的いやがらせを助長し、又は連想させる表現及び過度の性的

な表現を行わないよう努めなければならない。

第3章 基本的施策

(基本計画)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 市は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、長久手市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 市は、基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者及び教育関係者の意見を反映することができるよう努めなければならない。
- 4 市は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(積極的改善措置)

第11条 市は、社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民、事業者及び教育関係者と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。

(実施状況の公表)

第12条 市は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表しなければならない。

(性と生殖に関する健康と権利)

第13条 市は、性と生殖に関する健康と権利が十分に尊重されるように、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

(雇用の分野における男女共同参画の推進)

第14条 市は、雇用の分野における男女共同参画を推進するため、事業者に情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 市は、必要があると認めるときは、事業者に男女共同参画の推進に関する調査について協力を求めることができる。

(家庭生活と職業生活等との両立支援)

第15条 市は、男女が共に協力し、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と職業生活と地域生活等における活動を両立することができるよう、必要な支援を行うよう努めなければならない。

(教育及び学習の支援)

第16条 市は、男女共同参画について理解が深まるように、幼児期からの学習を支援するとともに、学校教育、家庭教育その他の教育において、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国際的協調)

第17条 市は、国際的な理解及び協調の下に男女共同参画を推進するため、市民と外国人との交流の促進、国際的な情報の収集その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第18条 市は、男女共同参画の推進に必要な調査、研究及び情報の収集を行わなければならない。

(施策に対する意見及び人権侵害の申出等)

第19条 市民、事業者及び教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての意見を市長に申し出ることができる。

2 市民は、男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、市長にその旨を申し出ることができる。

3 市長は、前2項の規定による申出があったときは、長久手市男女共同参画審議会に報告するとともに、適切な処理に努めなければならない。

(活動拠点)

第20条 市は、市民、事業者及び教育関係者の男女共同参画の推進に関する取組を支援するため、活動拠点の整備に努めるものとする。

第4章 男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会)

第21条 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、長久手市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画の策定及び変更その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査し、又は審議する。

3 審議会は、前項の規定により調査し、又は審議した事項に関しては、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任することができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 5 章 その他

(委任)

第 22 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に定められている第 2 次長久手町男女共同参画プランは、第 10 条第 1 項の規定により定められた基本計画とみなす。

(長久手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 長久手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 36 年長久手村条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

2 長久手市男女共同参画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長久手市の男女共同参画を推進する条例(平成21年長久手町条例第1号)第21条第7項の規定に基づき、長久手市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会の委員は、市民、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を各1人置く。会長は委員の互選により定め、副会長は委員の中から会長が指名する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会の議長は、会長をもって充てる。

3 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、企画部市民協働課において処理する。

(平24規則13・一部改正)

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第13号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

3 第2次長久手市男女共同参画基本計画策定推進部会設置要綱

(要綱の趣旨)

第1 この要綱はプロジェクト・チーム設置基準（昭和61年長久手町訓令第4号）第2に基づき、市に設置する第2次長久手市男女共同参画基本計画策定推進部会（以下「推進部会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的及び名称)

第2 長久手市の男女共同参画を推進するため、様々な取組を行う第2次長久手市男女共同参画基本計画策定のため、基本目標や取組内容の検討を行うことを目的とする。設置する部会の名称は、第2次長久手市男女共同参画基本計画策定推進部会とする。

(職務)

第3 推進部会は、第2次長久手市男女共同参画基本計画策定を行うため、次の職務を行う。

- (1) 男女共同参画社会形成の促進に係る総合的かつ基本的施策の調査・研究及び企画に関すること。
- (2) 男女共同参画社会形成の促進に係る総合調整に関すること。
- (3) その他目的達成に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第4 推進部会は、会長、副会長及び会員をもって組織し、それぞれ別表に掲げる職にある者をもって充てる。

2 推進部会に会長を置き、会長は市民協働課長とする。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、または会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5 推進部会長が必要に応じて招集する。

2 推進部会は、必要があると認めるときは、会員以外の者を部会に出席させ、その意見または説明を聴くことができる。

(報告)

第6 推進部会の会長は、必要に応じて部会内容等について市長及び関係者に報告するものとする。

(設置期間)

第7 推進部会の設置期間は、平成24年8月1日から第2次長久手市男女共同参画基本計画策定の完了までとする。

(協力)

第8 各課等の長は、推進部会から要請があった時は、調査等に協力するものとする。

(庶務)

第9 推進部会の庶務は、市民協働課において所掌する。

(要綱の失効)

第10 この要綱は、推進部会が解散した時点で効力を失う。

(委任)

第11 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

4 委員名簿

■長久手市男女共同参画審議会

	名 前	所 属 等
会 長	中島 美幸	愛知淑徳大学
副会長	浅井 芳郎	民生委員・児童委員協議会
委 員	上田かをり	公募委員
委 員	高橋 公子	公募委員
委 員	竹澤 俊成	公募委員
委 員	野寄スマ子	人権擁護委員
委 員	志水 文崇	長久手市小中学校校長会
委 員	林 三央	長久手市商工会
委 員	大野 宏美	長久手市小中学校PTA連絡協議会
委 員	水谷佐恵子	長久手市国際交流協会

(50 音順、敬称略)

■第2次長久手市男女共同参画基本計画策定推進部会

所属・氏名			備 考
企画部	企画政策課	課長補佐 飯島淳	
	秘書広報課	課長補佐 横地賢一	
	市民協働課	課長 野田和裕	会長
総務部	人事課	人事係長 正林直己	
	行政課	庶務係長 水草純	
福祉部	福祉課	課長補佐 西山琢也	
	長寿課	課長補佐 水野敬久	
	子育て支援課	課長補佐 山端剛史	副会長
	健康推進課	健康増進係長兼母子保健係長 遠藤佳子	
建設部	産業緑地課	産業振興係長 大井あずみ	
教育文化部	教育総務課	課長補佐 高崎祥一郎	
	生涯学習課	社会教育係長 南谷学	
消防本部	消防本部総務課	主任専門員（庶務担当） 青山伸二	

5 策定経過

年月日	内 容
7 月 18 日	第 1 回 長久手市男女共同参画審議会 ・前計画の進捗状況について ・長久手市男女共同参画基本計画 2017（DV 基本計画を含む）策定スケジュールについて ・長久手市男女共同参画基本計画 2017（DV 基本計画を含む）策定に向けての取り組みについて
8 月 14 日	第 1 回 第 2 次長久手市男女共同参画基本計画策定推進部会 ・長久手市男女共同参画基本計画 2017（DV 基本計画を含む）策定スケジュールについて ・長久手市男女共同参画基本計画 2017（DV 基本計画を含む）の審議会での方向性について
9 月	アンケート調査の実施
10 月 10 日	第 2 回 第 2 次長久手市男女共同参画基本計画策定推進部会 ・長久手市男女共同参画基本計画 2017（DV 基本計画を含む）に基づく各課取り組みについて ・市民意識調査（男女共同参画に関する部分）速報 ・団体ヒアリング結果について
10 月 23 日	第 2 回 長久手市男女共同参画審議会 ・市民意識調査結果について ・関係団体ヒアリング結果について ・長久手市男女共同参画基本計画 2017（DV 基本計画を含む）（案）について
11 月 6 日・13 日	企業ヒアリングの実施
11 月 29 日	第 3 回 第 2 次長久手市男女共同参画基本計画策定推進部会 ・長久手市男女共同参画基本計画 2017（DV 基本計画を含む）（案）について
12 月 20 日	第 3 回 長久手市男女共同参画審議会 ・長久手市男女共同参画基本計画 2017（DV 基本計画を含む）（案）について ・パブリックコメントの実施について
1 月 15 日	第 4 回 第 2 次長久手市男女共同参画基本計画策定推進部会 ・長久手市男女共同参画基本計画 2017（DV 基本計画を含む）（案）について ・パブリックコメントの実施について
2 月 5 日～3 月 5 日	パブリックコメントの実施
3 月 18 日	第 4 回 長久手市男女共同参画審議会 ・長久手市男女共同参画基本計画 2017（DV 基本計画を含む）（案）について ・パブリックコメント結果について

6 用語解説

※（ ）内は、本計画書内のける該当ページ数を示す

あ行	
エンパワーメント (27, 45)	自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場などあらゆる分野で政治的、経済的、社会的、文化的な力をつけること。また、そうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し行動していくこと。
さ行	
ジェンダー (27, 30, 33)	生物学的な性別であるセックス（sex）とは区別して使われる社会的、文化的に形成された「男性像」「女性像」のこと。
セクシュアル・ハラスメント (41, 46, 58, 59)	性的ないやがらせのこと。特に雇用の場においては、「職場（労働者が業務を遂行する場所）において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により、女性労働者がその労働条件につき不利益を受けることまたは性的な言動により女性労働者の就業環境が害されること」とされている。
た行	
長時間・延長保育 (42)	保護者がフルタイムで働く就労家庭の児童が利用する保育サービスのこと。 （長時間保育 午後4時から午後6時30分まで・延長保育 午後6時30分から午後7時まで）
デートDV (52)	特に10代や20代などの若い世代で生じる、結婚していない男女間での体、言葉、態度による暴力のこと。
特定保育 (42, 46)	1日4時間以上6時間未満かつ概ね1か月64時間以上の就労家庭の児童の保育を行うサービスのこと。（通常保育、一時保育の対象となる児童は除く。）
DV（ドメスティック・バイオレンス） (3, 16, 17, 25, 28, 50, 52, 53, 54, 55)	配偶者（事実婚、別居を含む）やパートナーなど親密な関係にある、またはあった人から振るわれる暴力のこと。暴力には殴る蹴るなどの身体的暴力のみならず、大声でどなる、外出や交友関係を制限する、生活費を渡さない、性行為を強要するといった精神的苦痛や経済的抑圧なども含まれる。
な行	
二次被害 (53)	DV被害者を支援する側が、DV被害者の置かれている状況やDV自体に関して理解が不足しているために被害者に対して不適切な対応をとることにより、被害者がさらに被害を受けること。

は行	
パートナーシップ (27)	協働ともいわれ、行政、NPO、企業など、立場の異なる組織や人同士が、明確な目的のもとに対等な関係を結び、それぞれの得意分野を活かしながら、連携し協力し合うこと。
パワー・ハラスメント (41, 46)	職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範ちゅうを超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えること。
ポジティブ・アクション (24, 27)	男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。
ま行	
メディア・リテラシー (31)	メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のこと。具体的には、メディア内容を主体的かつ客観的に解釈し、選択し、使いこなす能力のこと。また、メディアを使って表現する能力も指す。
ら行	
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ (47)	「性と生殖に関する健康・権利」と訳される。いつ何人子どもを産む、産まない、を選ぶ自由、安全で満足のある性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。

7 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるかを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められ

ていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なものであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとしないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する

取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 家族給付についての権利

(b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

(a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利

(b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利

(c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利

(d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

(e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利

(f) あらゆる地域活動に参加する権利

(g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利

(h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。

4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

(a) 婚姻をする同一の権利

(b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利

(c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任

(d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決

定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利

(f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）

(h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に公平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。

3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

1 委員会は、手続規則を採択する。

2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。

2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であ

って男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

8 男女共同参画社会基本法

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策
（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びそ

の他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（平成11年6月23日法律第78号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

附 則（平成11年7月16日法律第102号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成13年1月6日）

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成11年12月22日法律第160号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

長久手市男女共同参画基本計画 2017
(長久手市DV防止基本計画を含む)

発行：長久手市

編集：長久手市 企画部市民協働課
福祉部子育て支援課

住所：〒480-1196

愛知県長久手市岩作城の内 60 番地 1

TEL：0561-63-1111（代）

ホームページ：<http://www.city.nagakute.lg.jp/>

発行年月：平成 25 年 3 月

付属機関等状況一覧(平成29年3月31日時点)

	委員会名	設置根拠	公開・非公開	担当課	委員数	女性	女性比率	公募	公募比率	委嘱期間
1	表彰審査委員会	条例	非公開	政策秘書課	7	4	57.1%	0	0.0%	必要に応じて開催
2	総合計画審議会	条例	公開	経営企画課	20	6	30.0%	4	20.0%	休止中 次回開催時
3	地域公共交通会議	法令・要綱	公開	経営企画課	14	3	21.4%	2	14.3%	平成27年3月25日から 平成29年3月24日まで
4	土地利用計画審議会	条例	公開	経営企画課	20	3	15.0%	3	15.0%	休止中 次回開催時
5	特別職報酬等審議会	条例	公開	人事課	9	3	33.3%	2	22.2%	休止中 次回開催時
6	行政改革推進委員会	条例	公開	行政課	10	3	30.0%	3	30.0%	平成26年11月10日から 平成29年11月9日まで
7	長久手市行政不服審査会	法令・条例	非公開	行政課	3	1	33.3%	0	0.0%	平成28年5月24日から 平成30年3月31日まで
8	情報公開審査会	条例	非公開(原則)	行政課	5	2	40.0%	0	0.0%	平成27年4月1日から 平成29年3月31日まで
9	個人情報保護審査会	条例	非公開(原則)	行政課	5	2	40.0%	0	0.0%	平成27年4月1日から 平成29年3月31日まで
10	指定管理者選定委員会	要綱	非公開	財政課	7	3	42.9%	1	14.3%	平成28年6月1日から 平成30年5月31日まで
11	男女共同参画審議会	条例	公開	たつせがある課	10	7	70.0%	3	30.0%	平成27年7月1日から 平成29年6月30日まで
12	国民保護協議会	条例	公開	安心安全課	23	7	30.4%	0	0.0%	平成27年4月1日から 平成29年3月31日まで
13	防災会議	条例	公開	安心安全課	23	7	30.4%	0	0.0%	平成27年4月1日から 平成29年3月31日まで
14	環境審議会	条例	公開	環境課	11	4	36.4%	2	18.2%	平成27年12月1日から 平成29年11月31日まで
15	文化財保護審議会	法令・条例	公開	生涯学習課	6	2	33.3%	0	0.0%	平成28年4月1日から 平成30年3月31日まで
16	長久手古戦場野外活動施設運営委員会	条例	公開	生涯学習課	6	2	33.3%	1	16.7%	平成27年4月1日から 平成29年3月31日まで
17	学校施設開放運営委員会	条例・規則	公開	生涯学習課	15	2	13.3%	0	0.0%	休止中 次回開催時
18	スポーツ施設整備基本構想策定委員会	要綱	公開	生涯学習課	11	4	36.4%	2	18.2%	平成28年9月1日から 平成29年3月31日まで
19	文化の家運営委員会	要綱	公開	文化の家	10	5	50.0%	0	0.0%	平成28年7月15日から 平成29年3月31日まで
20	地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会	要綱	公開	福祉施策課	22	9	40.9%	4	18.2%	休止中 次回開催時
21	地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会	要綱	公開	福祉施策課	11	5	45.5%	2	18.2%	平成28年3月24日から 平成29年3月31日まで
22	民生委員推薦会	法令・規則	非公開	福祉課	13	4	30.8%	0	0.0%	平成28年5月18日から 平成29年10月31日まで
23	障害認定審査会	条例	非公開	福祉課	7	3	42.9%	0	0.0%	平成27年4月1日から 平成29年3月31日まで
24	福祉有償運送運営協議会	要綱	公開	福祉課	10	3	30.0%	0	0.0%	平成29年2月19日から 平成31年2月18日まで
25	障がい者自立支援協議会	要綱	公開	福祉課	15	7	46.7%	0	0.0%	平成27年10月28日から 平成29年10月27日まで
26	老人ホーム入所判定委員会	要綱	非公開	長寿課	4	1	25.0%	0	0.0%	平成28年4月1日から 平成30年3月31日まで
27	地域包括支援センター及び地域密着型サービス等運営協議会	法令	公開	長寿課	8	4	50.0%	2	25.0%	平成28年6月1日から 平成30年5月31日まで
28	介護認定審査会	法令	非公開	長寿課	20	7	35.0%	0	0.0%	平成27年4月1日から 平成29年3月31日まで
29	高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会	要綱	公開	長寿課	12	6	50.0%	2	16.7%	平成28年11月14日から 平成30年3月31日まで
30	子ども・子育て会議	条例	公開	子育て支援課	15	10	66.7%	3	20.0%	平成27年4月1日から 平成29年3月31日まで
31	児童館運営委員会	要綱	公開	子育て支援課	10	6	60.0%	0	0.0%	平成27年10月27日から 平成29年3月31日まで
32	放課後子ども教室運営委員会	要綱	公開	子育て支援課	7	3	42.9%	0	0.0%	平成27年4月1日から 平成29年3月31日まで
33	要保護児童対策地域協議会	要綱	非公開	子育て支援課	13	2	15.4%	0	0.0%	平成27年4月1日から 平成29年3月31日まで

	委員会名	設置根拠	公開・非公開	担当課	委員数	女性	女性比率	公募	公募比率	委嘱期間
34	国民健康保険運営協議会	法令	公開	保険医療課	9	3	33.3%	1	11.1%	平成28年5月11日から 平成30年5月11日まで
35	地域保健対策推進協議会	規則	公開	健康推進課	13	4	30.8%	1	7.7%	平成28年7月1日から 平成30年6月30日まで
36	予防接種委員会	規則	公開	健康推進課	6	2	33.3%	0	0.0%	平成27年6月1日から 平成29年5月31日まで
37	予防接種健康被害調査委員会	規則	非公開	健康推進課	6	2	33.3%	0	0.0%	平成27年6月1日から 平成29年5月31日まで
38	放置自動車廃物判定委員会	条例	公開	土木課	5	0	0.0%	0	0.0%	平成27年4月1日から 平成29年3月31日まで
39	香流川整備計画(香流川を活かしたまちづくり)推進委員会	委員会規約	公開	土木課	12	4	33.3%	0	0.0%	平成27年4月1日から 平成29年3月31日まで
40	都市計画審議会	法令・条例	公開	都市計画課	10	3	30.0%	0	0.0%	平成28年6月1日から 平成30年5月31日まで
41	ホテル等建築審議会	条例	非公開	都市計画課	0	0	0.0%	0	0.0%	休止中 次回開催時 (未開催)
42	農業振興地域整備促進協議会	規約	非公開	みどりの推進課	19	2	10.5%	0	0.0%	平成27年5月11日から 平成29年3月31日まで
43	経営・生産対策推進会議	規約	非公開	みどりの推進課	12	0	0.0%	0	0.0%	平成27年12月10日から 平成29年3月31日まで
44	農業再生協議会	規約	非公開	みどりの推進課	19	2	10.5%	0	0.0%	平成26年7月20日から 平成29年7月19日まで
45	平成こども塾運営委員会	要綱	公開	みどりの推進課	8	4	50.0%	2	25.0%	平成28年4月1日から 平成30年3月31日まで
46	みどりの推進会議	条例	公開	みどりの推進課	13	4	30.8%	1	7.7%	平成28年2月3日から 平成30年2月2日まで
47	長久手食育推進支援会議	要綱	公開	みどりの推進課	12	8	66.7%	3	25.0%	平成29年3月15日から 平成31年3月14日まで
48	名古屋都市計画事業公園西駅 周辺土地地区画整理審議会	法令・条例	非公開	区画整理課	9	0	0.0%	0	0.0%	平成25年10月から 平成30年10月まで
49	長久手市社会資本整備総合交付金 (リニモ沿線地区)評価委員会	要綱	公開	区画整理課	5	2	40.0%	0	0.0%	平成29年3月9日から 平成29年3月31日まで
50	学区適正化検討委員会	要綱	公開	教育総務課	10	2	20.0%	0	0.0%	平成27年8月3日から 提言日まで
51	教育支援委員会	法令	非公開	教育総務課	22	7	31.8%	0	0.0%	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで
52	いじめ問題対策連絡協議会	法令・条例	公開	教育総務課	7	3	42.9%	0	0.0%	平成27年11月16日から 平成29年11月15日まで
53	いじめ問題専門委員会	法令・条例	非公開	教育総務課	5	3	60.0%	0	0.0%	平成28年4月1日から 平成30年3月31日まで
54	長久手給食センター運営 委員会	条例	公開	給食センター	7	4	57.1%	0	0.0%	平成28年4月1日から 平成30年3月31日まで
55	中央図書館運営協議会	法令・条例	公開	中央図書館	6	2	33.3%	0	0.0%	平成28年4月1日から 平成30年3月31日まで
合計					511	178	34.8%	31	6.1%	
付属機関(法令・条例)の合計					279	101	36.2%	18	6.5%	
協議会等(規則・要綱など)合計					232	77	33.2%	13	5.6%	

※合計は休止中の付属機関等は除いてあります。

	金色のセルは要綱及び規則等で設置された付属機関等
	黄色のセルは休止中の付属機関等
	緑色のセルは女性委員が30%に満たない付属機関等

平成28年度男女共同参画事業の実施結果

事業No.	事業名	目的	実施時期	平成28年度の実施内容	
1	男女共同参画出前講座	市内の企業、事業所、各種団体等が主催する男女共同参画に関する講座等に専門家を講師として派遣することにより、学習の機会を提供し、男女共同参画に対する意識を高める。	募集 5月～11月末日	【小学校向け】 対象：東小学校4年生 36人 日時：2月27日（月） テーマ：「自分らしく生きる」 講師：NPO法人参画プラネット 伊藤静香氏	子どもにもとても分かりやすい内容で、好評であった。児童から感想を聞くと、「自分らしく生きるには、まず自分のことをよく知り、相手を思いやる気持ちを持つことが大切」と発言した児童もあり、男女共同参画の理念を伝える良い機会となった。 
2	男女共同参画週間の取組	国の啓発週間に合わせて啓発活動を行い、市民が男女共同参画についての理解を深める。	6月1日（水）～ 30日（木）	【図書コーナー】 タイトルテーマ：「男性にとつての男女共同参画とは？」 場所：中央図書館（24冊）及びまちづくりセンター（5冊） 広報紙び市ホームページでの周知	
3	男女共同参画標語・川柳	標語・川柳を通して、市民が男女共同参画について考えるきっかけとする。	6月1日（水）～ 9月9日（金） 10月21日（金） 12月2日（金）	【募集】 小学生（5、6年）、中学生、一般市民を対象に募集 ○小学生向け 学校を通しての配布 ○一般向け ・公共施設へちらしを設置 ・広報紙、ホームページでの周知 【選考】 第2回審議会にて優秀作品を選考 小学生の部「ダブルスで 家事も育児も金メダル」 一般の部「ありがとう 言って言われて いい家庭」 【表彰】 最優秀受賞者の表彰式の開催	【昨年度の応募実績】 小学生の部 219人 232点 一般の部 7人 12点 計244点 【平成28年度の応募実績】 小学生の部 155人 159点 一般の部 13人 16点 計175点 
4	男女共同参画講演会	市民に広く男女共同参画に関する意識啓発、情報提供を行う。	7月3日（日）	対象：一般市民 場所：市役所西庁舎3階 研修室 講師：近藤祐司氏（花男子プロジェクト代表） 内容：男女共同参画について考えるきっかけとなるよう、身近なテーマで講演会を開催。大切なパートナーに感謝の気持ちを伝え、お互いを尊重し合いながら良好な関係を築くことの大切さを「花贈り」を通して参加者と共有しました。	
5	男女共同参画講座	生涯学習の一環として、男女共同参画について市民が学ぶ機会を提供する。	7月5日（火）、12日（火）	対象：一般市民 場所：福祉の家2階 会議室 講師：中島美幸氏 内容：「メディアを読む！～新しい女性像・男性像」と題し、計2回の連続講座を実施。1回目はディズニー映画等を通して見えてくる新しい女性像について、2回目は新しい男性像についてお話をいただきました。参加者が男女共同参画について気づき、考えるための一歩を踏み出すきっかけとなる講座となりました。	

事業No.	事業名	目的	実施時期	平成28年度の実施内容	
6	男女共同参画月間の取組	愛知県の啓発月間に合わせて啓発活動を行い、市民が男女共同参画についての理解を深める。	10月4日(火)～ 11月30日(水)	【図書コーナー】 テーマ:シゴトも家庭も女性が輝く！～新しい時代にまったなし～ 場所:まちづくりセンター(10月4日～10月28日) 中央図書館(10月26日～11月30日) 広報紙び市ホームページでの周知	
7	市民まつりブース出展	市の男女共同参画に関する取組を市民に知ってもらう。	11月13日(日)	・標語・川柳の入賞作品の展示 ・啓発パネル展示 ・来場者参加型の企画(アンケート及び子ども向けクイズ)	アンケート総数137件、子ども向けクイズ参加者300人以上 例年になく参加者数が多かった。また、隣接する長久手市国際交流協会ブースとも連携を行った。 
8	男女共同参画推進部会	計画の進捗状況の確認・検討を行うとともに、職員の資質向上のため、男女共同参画に関する基本的な考え方を学ぶ機会とする。	12月26日(月) 2月13日(月)	・基本計画の取組状況調査の結果報告 ・講義:「女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進」 講師:中島美幸氏 ・DV被害者への対応と取組状況報告 ・講義:DVの現状と背景～増加する「面前DV」という児童虐待～ 講師:中島美幸氏	近年WS等の参加型講座を実施していたが、今年には知識、理解を深めるため、講義型の講座を実施した。 参加者からは、「なぜ男女共同参画が必要なのか」が分かった」等の意見をもらった。 
9	男女共同参画情報紙	【にじいろ】 一般市民へ広く男女共同参画について知ってもらおうとす る。 【自分らしく】 次世代を担う子どもたち(中学生)に、性別にとらわれない職業選択を切り口として男女共同参画の理念を伝える。	配布:3月 配布:3月	(予定) ・配布部数:2千部 ・配布先:公共施設、イベントでの配布 (予定) 配布部数:2千部 配布先:中学校全生徒	平成28年度実施事業を中心に編集。 大学連携の一環で、市内大学の学生がインタビュー、イラスト制作、レイアウト等を行う。 イオンモール長久手社員にインタビューを実施し、仕事と家庭の両立についての記事を製作。

平成 28 年度 D V 関連事業の実施結果

平成 28 年度の実施結果及び平成 29 年度の実施内容（案）																																		
事業 No.	事業名	実施時期																																
1	女性に対する暴力をなくす運動（11 月 12 日～11 月 25 日）にあわせた広報	11 月	・ 11 月広報、ホームページによる周知  11 月 13 日（日）実施の健康展でブースを設置し、児童虐待防止と合わせ、P R 活動及び啓発物品の配布を実施。 配布部数：600 部																															
2	児童虐待防止推進月間（11 月）にあわせた広報		・ 11 月広報、ホームページによる周知 ・ 健康展（11 月 13 日（日））における周知																															
3	D V の二次被害を防ぐための関係職員の資質向上	2 月 13 日（月）	・ 第 2 回男女共同参画推進部会における各課の D V 対応状況等に関する情報共有  D V ケースにおける相談対応や各種手当の支給手続、住民基本台帳の支援措置等、各課の取組内容及び D V 被害者への対応について情報共有を図った。 参加者数：30 人																															
4	相談窓口、支援情報の周知	通年	・ リーフレット、カード（外国語を含む）の配布 ・ 福祉まつり（10 月 23 日（日））における周知 ・ 広報、ホームページによる周知  10 月 23 日（日）実施の福祉まつりでブースを設置し、児童虐待防止、障がい児支援と合わせ P R 活動及び啓発物品の配布を実施。 配布部数：100 部																															
5	相談対応		・ 女性相談の実施（女性相談員による相談 2 回/月） ・ 家庭相談員による随時相談を実施 【D V 等の相談実績】 (1) 女性相談員による相談実績 <table><tr><th></th><th>平成 2 5 年度</th><th>平成 2 6 年度</th><th>平成 2 7 年度</th></tr><tr><td>DV に関する相談</td><td>1 1 件</td><td>1 9 件</td><td>1 6 件</td></tr><tr><td>DV 以外の相談</td><td>3 1 件</td><td>3 4 件</td><td>2 7 件</td></tr><tr><td>合計</td><td>4 2 件</td><td>5 3 件</td><td>4 3 件</td></tr></table> (2) 職員及び家庭相談員による相談実績 <table><tr><th></th><th>平成 2 5 年度</th><th>平成 2 6 年度</th><th>平成 2 7 年度</th></tr><tr><td>DV に関する相談</td><td>3 0 件</td><td>3 0 件</td><td>3 3 件</td></tr><tr><td>DV 以外の相談</td><td>1 3 件</td><td>1 2 件</td><td>1 0 件</td></tr><tr><td>合計</td><td>4 3 件</td><td>4 2 件</td><td>4 3 件</td></tr></table>		平成 2 5 年度	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度	DV に関する相談	1 1 件	1 9 件	1 6 件	DV 以外の相談	3 1 件	3 4 件	2 7 件	合計	4 2 件	5 3 件	4 3 件		平成 2 5 年度	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度	DV に関する相談	3 0 件	3 0 件	3 3 件	DV 以外の相談	1 3 件	1 2 件	1 0 件	合計	4 3 件	4 2 件
	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度																															
DV に関する相談	1 1 件	1 9 件	1 6 件																															
DV 以外の相談	3 1 件	3 4 件	2 7 件																															
合計	4 2 件	5 3 件	4 3 件																															
	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度																															
DV に関する相談	3 0 件	3 0 件	3 3 件																															
DV 以外の相談	1 3 件	1 2 件	1 0 件																															
合計	4 3 件	4 2 件	4 3 件																															
6	D V 被害などに起因するひとり親家庭の自立に向けた支援	・ 児童扶養手当受給者を対象に、ハローワークと連携して就労支援事業を実施 ・ 広報・ホームページなどによる相談窓口の周知 【児童扶養手当受給者でハローワークの就労支援を受けた者】 <table><tr><th></th><th>平成 2 6 年度</th><th>平成 2 7 年度</th><th>平成 2 8 年度 (平成 29 年 3 月 1 日現在)</th></tr><tr><td>参加者数</td><td>4 人</td><td>1 人</td><td>8 人</td></tr><tr><td>就労者数</td><td>1 人</td><td>1 人</td><td>4 人</td></tr></table>			平成 2 6 年度	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度 (平成 29 年 3 月 1 日現在)	参加者数	4 人	1 人	8 人	就労者数	1 人	1 人	4 人																			
	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度 (平成 29 年 3 月 1 日現在)																															
参加者数	4 人	1 人	8 人																															
就労者数	1 人	1 人	4 人																															
7	子ども・子育て支援事業計画（平成 27～31 年度）の取組	「施策の柱 2 全ての家庭・児童への支援体制の充実」に位置づけ、D V 防止対策の推進を図っている。																																

平成29年度 男女共同参画

標語・川柳を募集します

身近なテーマである
家事・育児・介護など
について



お互いを思いやる
優しい心について



性別による役割を決めつけず、固定観念を超えて、互いに認め合い、自分らしく生きていける社会＝男女共同参画社会について表現した、ユーモアあふれる個性的な標語・川柳を募集します。

平成28年度最優秀作品

小中学生の部 最優秀賞 「ダブルスで 家事も育児も 金メダル」 長中 平野貴之
一般の部 最優秀賞 「ありがとう 言って言われて いい家庭」 山野田 柴田紀子

募集概要

【対象】 小中学生の部(小学5年生～中学生)、一般の部 (※市内在住、在勤、在学の方に限ります。)

【応募方法】 所定の応募用紙に、①標語または川柳(ひとり何作品でも応募できます)、②名前・ふりがな、③住所・連絡先(小中学生の部は、学校名・学年も)を書いて、たつせがある課窓口を持参、郵送、電子メールにて応募してください。

【締め切り】 平成29年9月8日(金)(消印有効)

(※電子メールによる応募の場合は、9月8日中に受信したものは有効です。)

【応募先】 長久手市くらし文化部たつせがある課 〒480-1196 長久手市岩作城の内60番地1
電子メール tatsuse@nagakute.aichi.jp

【選考】 小中学生の部、一般の部の各部門で、最優秀作品(1点)、優秀作品(1点)、佳作(3点以内)を選考し、表彰状・記念品を贈呈します。選考結果は、入選者に通知するとともに、ホームページで発表します。なお、応募者全員に参加賞を配布します。

主催・問合せ先 長久手市くらし文化部たつせがある課 協力 長久手市男女共同参画審議会
電話 0561-56-0641 FAX 0561-63-2100

締め切り：平成29年9月8日（金）

平成29年度長久手市男女共同参画 標語・川柳 応募用紙

作品	
----	--

ふりがな お名前		
ご住所	〒 ー	
学校名・学年 ※小中学生の部のみ記入してください。	学校	年生
お電話番号	() ー	

- ※ この応募用紙に記入の上、たつせがある課窓口に持参または郵送、電子メールにて応募してください。
- ※ ひとり何作品でも応募できますが、応募用紙は1作品につき1枚ずつとしてください。
- ※ 応募者の個人情報は、本事業の実施のために使用し、他の目的には一切使用しません。

《応募先》 長久手市くらし文化部たつせがある課
〒480-1196 長久手市岩作城の内 60 番地 1
電話 0561-56-0641
電子メール tatsuse@nagakute.aichi.jp

\\ 地域で、職場で、学校で //

男女共同参画講座をやりませんか

みなさんの地域、職場、学校などで、「男女共同参画」について一緒に考え、学んでみませんか。みなさんが主催する「男女共同参画講座」に、講師を派遣します。

毎日の身近な暮らしの中で「男女共同参画」を身近に感じるきっかけづくりに、ぜひご活用ください。

自分たちが考えたい、
学びたいテーマで、
自分たちで講座を企画！

※下記は一例です。

男性の介護

ドラマや映画からみる
女の生き方

地域の避難所に
女性の目線を取り入れたい！

PTA会長には
なぜ男性が多い？

男らしく、女らしくではなく
自分らしく、子どもが育つには？

女性が活躍できる
職場って？

「男女共同参画」って
そもそも何？

* 申込から実施までの流れは裏面をご覧ください。

募集概要

【対象】

市内の企業、事業所、各種団体など
※おおむね10人以上の参加者が見込める講座など

【実施日】

平成30年2月末日まで、随時

【開催場所】

長久手市内

【費用等】

講座等の実施に係る費用は、申込者の負担とします。
ただし、講師派遣に係る費用（謝礼、交通費等）は市が負担します。

【内容】

ご希望のテーマに基づき、申込者、講師、市とで相談して決定します。

【申込み】

実施にあたり、事前にたつせがある課へ相談の上、実施希望日の
3か月前までに、所定の申込書にて窓口へお申し込みください。

※講師は、テーマや内容に合わせて、大学講師や専門家の方を派遣します。



市内どこでも
開催OK

講師派遣料
無料

自治会、PTA、
子ども会などの
研修会などに

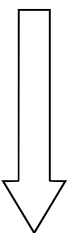
男女共同参画出前講座 申込から実施までの流れ

「何かやりたい！」
と思ったら、まず
ご相談ください！

主催する
講座等のテーマを決める



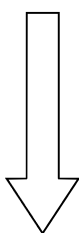
申 込



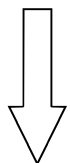
講師の選定・通知



事前準備



講座実施



講座終了後

●男女共同参画のテーマ●

子育て／ 仕事と家庭の両立／ 防災／ 地域活動／ 職業
選択／ 健康・福祉／ 芸術・文化／ 暮らし／ 生きがい 等

申込はたつせがある課窓口まで

申込期限：11月末日まで

★チェック

- ☐ 主催する講座は、10人以上の参加者を見込めるか。
- ☐ 実施日（2月末日まで）まで3か月以上前か。
- ☐ 場所の決定
- ☐ 講座内容の決定

たつせがある課が、申込内容に沿って、講師の選定を します。

必要に応じて、講座の内容について3者（講師、実施団体
等、市）で打合せを行います。

講師が決定したら、講座等の実施に向けて、みなさんで 準備を進めてください。

★チェック

- ☐ 参加者の募集
- ☐ 配布資料の準備
- ☐ 機材、備品の準備
- ☐ 当日の役割分担、タイムテーブルの確認
- ☐ 講師との詳細な打合せ

募集の際のチラシ等の
作成費用等は、実施団体
等の負担となります。

★チェック

- ☐ 会場の設営、準備、片づけ
- ☐ 講師、参加者の対応
- ☐ 司会、進行、記録
- ☐ アンケートの実施

★チェック

- ☐ 実施報告書、アンケート結果の提出

平成 28 年度男女共同参画標語・川柳 入賞作品

平成 28 年 6 月から 9 月にかけて、男女共同参画標語・川柳を募集しました。小中学生の部 159 点、一般の部 16 点の応募があり、審査の結果、次のとおり入賞作品が決定しました。



一般の部

小中学生の部

最優秀賞

ダブルスで 家事も育児も 金メダル

優秀賞

長久手中学校 平野貴之

「手伝うよ」 その一言に 「ありがとう」

佳作

家事育児 できる男性 カッコイイ

北中学校 岩崎翠柚

ママ仕事、パパは洗濯、僕炊事

南小学校 岡山広樹

最優秀賞

ありがとう 言って言われて いい家庭

優秀賞

ママ笑顔 パパのサポート 嬉しいね 片平 加藤八重子

佳作

パパとママ 子が呼びまちがえて 苦笑い

段の上 山田幸子

こだわりを 捨てたら見えた 新の顔

根の神 大村あき子

ママだけに 任せはしない 家事育児

岩作三ヶ峯 平野勝矢

相談窓口のご案内 ～ひとりで悩まないで！

ドメスティック・バイオレンス（DV）に関すること

暴力に悩んでいるとき、身近に相談相手がいないとき、そんな時はご相談ください。

女性相談（長久手市子育て支援課）

相談員 女性相談員 電話 0561-56-0633

相談日 原則第 2・第 4 金曜日 10:00-15:30※要予約

男性もお気軽に
ご相談ください

女性悩みごと電話相談（愛知県女性相談センター）

相談員 女性相談員 電話 052-962-2527

相談日 月～金 9:00-21:00 土・日 9:00-16:00
祝日・年末年始は除く

DV 相談ナビ（運営：内閣府）

お近くの相談窓口をご案内します。

電話 0570-0-55210

子育て相談・虐待相談・通告に関すること

18 歳までのお子さんに関することや子ども虐待についての相談窓口です。

長久手市家庭児童相談室（長久手市子育て支援センター内）

相談員 家庭児童相談員 電話 0561-63-9500

相談日 月～金 9:00-17:00

児童相談所全国ダイヤル

お住まいの地域の児童相談所に電話がつながります。

電話 189（24 時間対応）



編集：長久手市男女共同参画審議会

発行：2017 年 4 月 長久手市くらし文化部たつせがある課

〒480-1196 愛知県長久手市岩作城の内 60 番地 1

電話 0561-56-0641 FAX 0561-63-2100 メール tatsuse@nagakute.aichi.jp

これからの社会は、だれも経験したことのない急激な人口減少と少子高齢化に伴う労働力不足が待っています。この危機を乗り越えるには、いままで埋もれていた「女性の力」を最大限発揮することが大切です。平成 27 年には、女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）も制定されました。男女が共に仕事と生活を両立することによって、すべての人にとって暮らしやすく持続可能な社会の実現につながっていきます。

男女共同参画情報紙

にじいろ

vol.12

「にじいろ」には、多様な生き方を認め合い、誰もがいきいきと暮らせる社会を目指したいという想いが込められています。



男女共同参画講演会を開催しました

平成 28 年 7 月 3 日（日）に「花贈りであらうと
言える勇気を」と題して花男子プロジェクト代表近藤
祐司さんをお招きし、男女共同参画講演会を長久手市公
民館研修室で開催しました。

当日の講演では、花男子プロジェクトの活動紹介や花贈りした人たちのエピソードを交えながら、感謝の気持ちを伝えることの大切さを学びました。

講演の後は、サプライズで花贈りのパフォーマンス！
会場にいる 3 組の参加者が、花贈りにチャレンジしました。どの花贈りも会場が感動で包まれ、あたたかい拍手で講演会を終えることができました。

参加者の声

- 花贈りの力を間近で感じることで感動しました。
- 誰かに感謝の気持ちを伝えたいくなりました。

男女共同参画連続講座

平成 28 年 7 月 5 日（火）、12 日（火）に「メディアを読む！～新しい女性像・男性像」と題し、愛知淑徳大学講師^{なかしまみゆき}中島美幸さんによる男女共同参画連続講座を福祉の家会議室で開催しました。

1 日目はディズニー映画等を通して見えてくる新しい女性像について、2 日目は新しい男性像についてお話いただきました。講義の後には参加者同士で活発な意見交換を行い、男女共同参画について、気づき、考えるための一歩を踏み出すきっかけとなる講座となりました。

「女らしさ」「男らしさ」について、メディアからの無意識の刷り込みがあることを、話してもらいました。豊かな人生を送るためには、**性別に縛られることなく、一人一人の「ありのまま」を大切に**しましょう！

参加者の声

- ・とても良い講義でした。ぜひ若い人たちに、この現実、情報、知識を伝えたいと思いました。
- ・気づきがたくさんありました！
- ・女性が当たり前に働ける社会が、豊かさの基盤ではないでしょうか。



男女共同参画出前講座



平成 29 年 2 月 27 日（月）に長久手市立東小学校 4 年生に対し、「自分らしく生きる」をテーマに出前講座を実施しました。

まず最初に、性別による固定観念について認識した上で、性別に捉われることなく、誰もがありのままで自分らしく生きることが大切であることを児童たちに伝えました。そして**自分らしく生きるには、自分の気持ちを大切にし、相手の気持ちも大切にし、対等な関係を築くことが重要**であることを学びました。

参加者の声

- ・女の子も男の子も「〇〇だからダメ。」と言わずに好きなコトをやっても良いことが分かった。
- ・トイレの色が海外では同じところもあることに驚いた。



男女共同参画出前講座について

みなさんの地域、職場、学校などで「男女共同参画」について、一緒に考え、学んでみませんか？
みなさんが主催する男女共同参画講座に講師を派遣します。まずはお気軽にご相談ください。

2016 ながくて市民まつり

平成 28 年 11 月 13 日（日）に 2016 ながくて市民まつりで男女共同参画啓発ブースを出展しました。

今回は長久手市国際交流協会さんと連携し、にほんご教室のボランティアさんや生徒さんたちと一緒に、子ども向けの男女共同参画に関するクイズと、大人向けのアンケート調査を行いました。

クイズには 300 人を超える子どもたちが参加し、アンケートについても 137 名の方に協力してもらい、終日大盛況となりました。



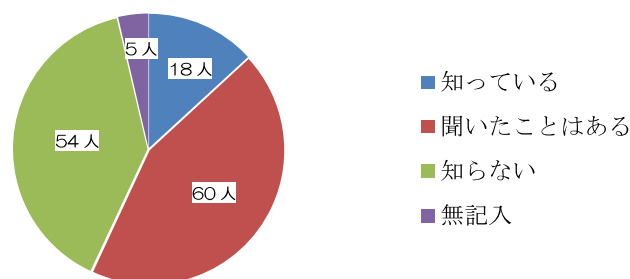
アンケート結果

男女共同参画の観点から日本の順位は世界で何番目だと思いますか？

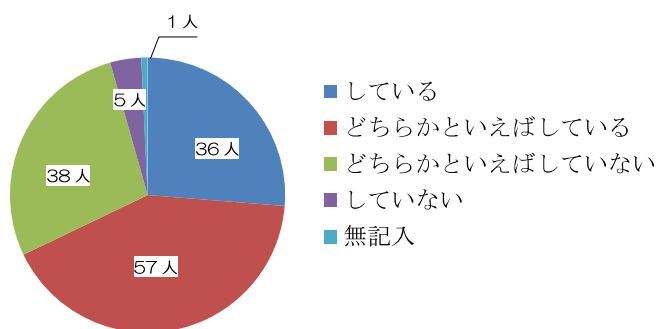
98 位（有効回答者平均値）/144 か国

正解は… 111 位/144 か国

女性活躍推進法を知っていますか？



みなさんの身近な女性は仕事で活躍していると思いますか？



男女共同参画の観点から日本の実際の順位は 144 か国中 111 位（※）です。みなさんが思っているよりも少し低い順位ですね。実は、先進国の中で日本は最低ランクとなっています。

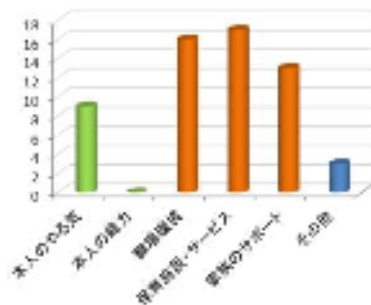
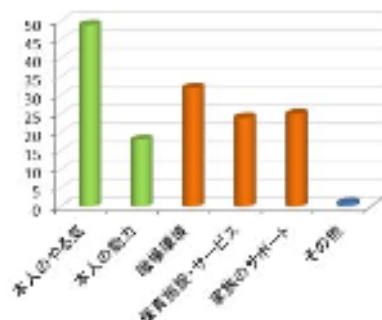
女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）の認知度について、知っている、聞いたことがあると回答した人が合計で、およそ 57%、知らないと答えた人は、およそ 39%という結果になりました。

身近な女性について、「活躍している」「どちらかといえばしている」と答えた人は、およそ 68%、「活躍していない」「どちらかといえばしていない」と答えた人は、およそ 31%でした。

それはなぜだと思いますか？

「している」または「どちらかといえばしている」と答えた人

「していない」または「どちらかといえばしていない」と答えた人



また、その理由を聞いたところ、「活躍している」「どちらかといえばしている」の理由として、本人のやる気が最も多く、次いで職場環境、家族のサポートと続いています。「活躍していない」「どちらかといえばしていない」の理由は、保育施設・サービスが最も高く、次いで職場環境、家族のサポートと続いています。

この結果から、女性が活躍するためには、職場環境、保育施設・サービス、家族のサポート等の女性を取り巻く環境の改善の優先度が高いことが見えてきます。

※ジェンダー・ギャップ指数 2016 より引用



今、女性の力が注目されています。今後、少子高齢化で人口減少が進み、日本の労働力が少なくなる事が予想されます。これまで育児などで仕事の継続、キャリアアップを諦めていた女性たちが活躍することで、労働力減少を減らすことができまます。そして、男女が共に仕事と生活を両立でき、すべての人にとって暮らしやすく、持続可能な社会の実現につながっていきます。

— LGBT を聞いたことがある？ —

性別は男・女のどちらかで、男性は女性を、女性は男性を好きになることが当たり前でしょうか？
実は性のあり方にはいろいろあります。同性を好きになる人、男性・女性にかかわらず人を好きになる人、心と体の性が異なる人…。いろいろな人がいても不思議ではありません。
そんな人たちのことを LGBT と言います。

みんなへ

LGBT の人たちは思っている以上に多くいます。
それは自分が LGBT であることを公表していない人や、LGBT であることに気づいていない人がいるからです。LGBT を個性の一つとして受け入れることができるようにしたいですね。

LGBT で悩んでいる人へ

友達や家族に悩みを打ち明けるには少し勇気がいるかもしれませんが、あなたは一人じゃありません。まずは **LGBT のことを知っている** 身近な相談員や学校の先生にも相談してみましよう。

困っていること

世の中には性別で区別されているものが多くあります。トイレや更衣室、学校の制服などです。
みなさんが**当たり前だと思っっている男女の区別**を受け入れがたいと感じている人もいます。

イオンモール長久手
営業担当にインタビュー！

今、注目されている女性の力

LGBT を聞いたことがある？



だんじょきょうどうさんかく
「**男女共同参画**」という言葉聞いたことがありますか？

性別にかかわらず、みんなが自分の個性を発揮できる社会が男女共同参画社会です。
みなさんにとっては「そんなの当たり前！」ですよ。

でも気が付かないうちに、「オトコ」だから「オンナ」だからという理由で自分のやりたいことや好きなことを我慢したり、選択の幅を狭めたりしていませんか？
一人ひとりが性別にかかわらず自分の夢や希望を広げ、
お互いに**助け合って生きていく**ことができる社会を実現するため、
一緒に「男女共同参画」について考えてみましょう。

仕事と家庭の両方から 男女共同参画の大切さを知ろう

仕事

Q どんなお仕事？

イオンモールには飲食、食品、サービスが約200店舗入っていて、そのうちの**100店舗**を担当しています。店舗とのヒアリング、売り上げ改善対策等のフォローや店舗側の提案を受けて改善を行ったりしています。あとは、付帯収入といって、館内の空いている場所や外壁看板の場所を売るといった仕事もしています。



Q お仕事のやりがいとは？

ずばり、**チャレンジ**です。大学生のころ、日本語がほとんど分からなまま日本に来ました。日本語を勉強するためにアルバイトでお客様と接することができ、飲食店のホールをやるようにして言葉の壁を**乗り越える**ことができました。今の仕事はお客様との交渉が多くあり、とてもやりがいがあります。日本に来たきっかけ、日本語の勉強、今の仕事を選んだのも**チャレンジの考え**が根底にあります。

Q 会社の子育て支援は？

最近のイオンモール新店は、館内に**保育所**が併設されていることが多いです。これは、みんなとても助かっているようです。他にも、転勤が多い会社ですが妊娠した時に申請すれば**一定期間異動しなくなる**制度があったり、コミュニティ社員という**異動エリアを近隣限定**にできる制度もあります。コミュニティ社員になった後でも希望すれば総合職に戻ることができるので、子どもが大きくなったら戻ってバリバリ働くこともできます。

1日のスケジュール
9:30 10:00 11:30 12:30 13:30

出勤

前日の売り上げ&メールのチェック

専門店を回ってヒアリング

昼食

各店舗に食べに行つて接客チェックなども



退勤

今日と明日の仕事の確認

会社の取り組みには

イオンモール初、**インフォメーションに男性スタッフ!**などがあります。

挑戦、自分の道は自分で！



イオンモール長久手
営業担当

リュウ 口 璐

今は夫と二人暮らしです。
私は海外が好きで、周りの人の多くは英語圏の国に行くので英語圏ではない国に行こうと思い、中国から日本に来ました。
ホラー映画、好きです！

家庭

Q なぜ結婚しても働くの？

もちろんお金のこともありますが、私は誰にも頼らない一人の自立した人間として**強い女性になりたい**と思っています。また、子どもができたときに自分の**社会経験が少なくない**と、子どもを育てる中で視野が狭くなってしまいうような気がして、自分が**常に成長できる**環境にいたいと思っています。

Q 家族はどう思ってる？

私は**社会や人と接していない**と自分が成長できないと思っています。夫もその考えに理解してくれています。中国では主婦という概念がありません。私は仕事も家庭も大事だと思っているので、子どもができて**も仕事は続けるつもり**です。
女性として**自分らしい生き方**をしたいです。自分に能力があつて仕事があれば万が一、一人になつても生きていけますしね。

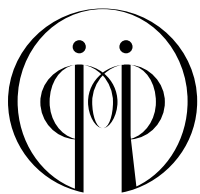


Q 家族のサポートは？

夫は料理や皿洗いをしてくれます。
私がシフト制なので遅番の時は夕飯や次の日の弁当を作ってくれるのでとても助かっています。
私は朝が弱いので朝食も作ってくれます。掃除、洗濯は基本的に私がやっていますが、お願いすればやってくれます。
お互いに助け合いながら家事をしているので、仕事と両立ができています。

＊中学生のみんなにメッセージ

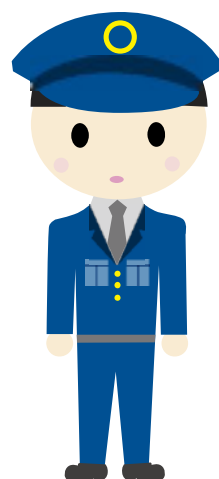
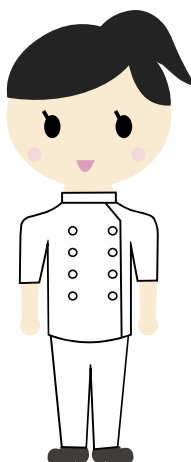
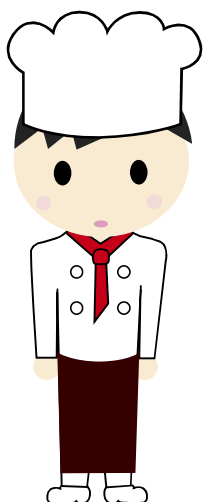
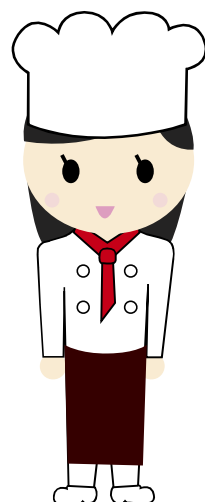
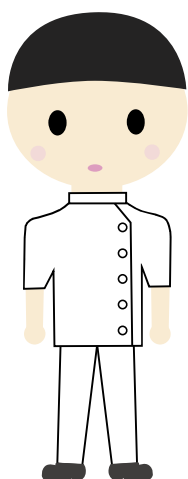
私は今、子供がいないので家庭よりも仕事に**重心を置いて**います。人には時期によって**重心がある**と思います。そのとき自分が大切だと思っていることに、前を向いて**後悔のないように全力で**進んで欲しいです。
そのためには、**目標を立てる**と良いですよ。



男女共同参画

ひとりひとりが 幸せな社会のために

男女共同参画社会の実現を目指して 平成28年版データ



政策・方針決定過程への女性の参画

1 各分野における『指導的地位』に女性が占める割合

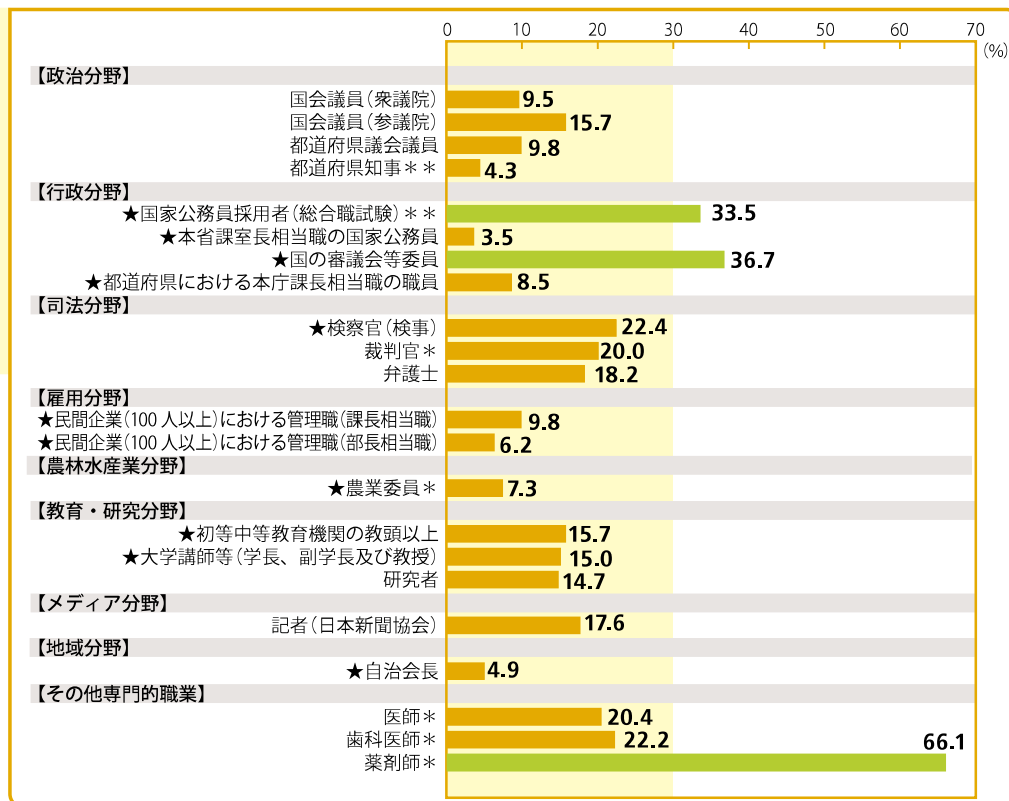
社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位※に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標を設定し、取組を進めています。

※「指導的地位」の定義

- ☞ 議会議員
- ☞ 法人・団体等における課長相当職以上の者
- ☞ 専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者

備考

- 内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（平成27年12月）より一部情報を更新。
- 原則として平成27年値。ただし、*は26年値。
*は28年値。
なお、★印は、第4次男女共同参画基本計画において当該項目が成果目標として掲げられているもの。

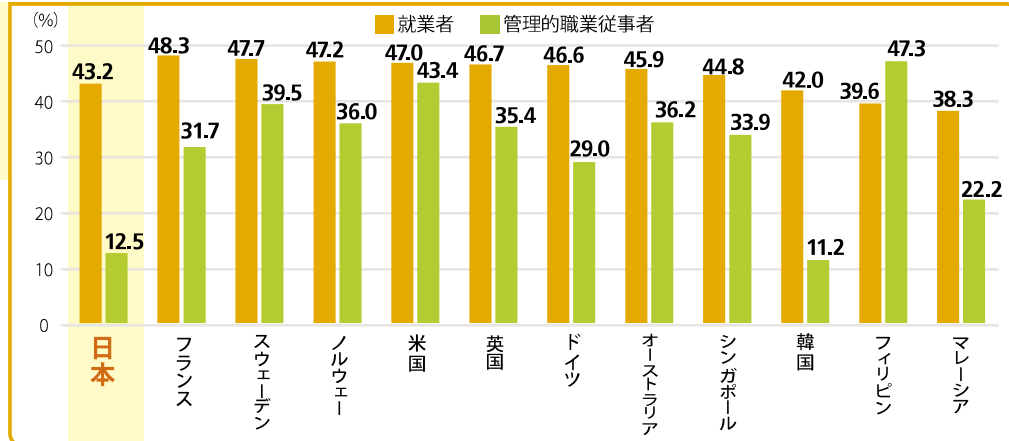


2 就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合(国際比較)

就業者に占める女性割合に比べ、管理的職業従事者に占める女性の割合は、国際的に見て低い水準にとどまっています。

備考

- 総務省「労働力調査(基本集計)」（平成27年）、ILO “ILOSTAT” より作成。
- 日本、フランス、スウェーデン、ノルウェー及び英国は2015（平成27）年、米国は2013（平成25）年、その他の国は2014（平成26）年の値。
- 総務省「労働力調査」では、「管理的職業従事者」とは、就業者のうち、会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等をいう。また、「管理的職業従事者」の定義は国によって異なる。



3 GGI（ジェンダー・ギャップ指数）

GGIはスイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が独自に算定したもので、4分野のデータ（※）から構成された男女格差を測る指数です。

我が国は、145か国中101位（前回（平成26年）は142か国中104位）で、依然として政治・経済分野の値が低い状況です。

順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.881
2	ノルウェー	0.85
3	フィンランド	0.85
4	スウェーデン	0.823
5	アイルランド	0.807
6	ルワンダ	0.794
7	フィリピン	0.79
8	スイス	0.785
⋮	⋮	⋮
101	日本	0.67

分野ごとの順位（日本）

分野	順位	値
経済	106位	0.611
教育	84位	0.988
保健	42位	0.979
政治	104位	0.103

世界経済フォーラム

“The Global Gender Gap Report 2015” より作成。

※各分野のデータ

○経済分野：労働力率、同じ仕事の賃金の同等性、所得の推計値、管理職に占める比率、専門職に占める比率

○教育分野：識字率、初等・中等・高等教育の各在学率

○保健分野：新生児の男女比率、健康寿命

○政治分野：国会議員に占める比率、閣僚の比率、最近50年の国家元首の在任年数

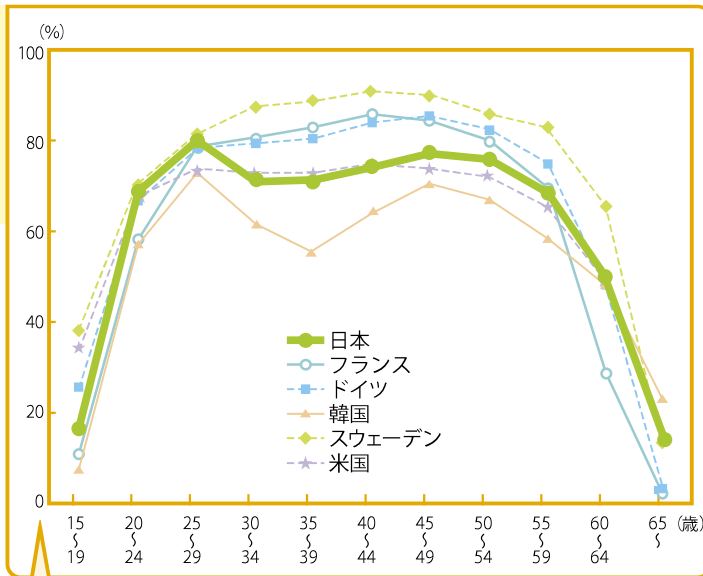
就業の分野における男女共同参画

1 M字カーブ～女性の年齢階級別労働力率の国際比較と女性の就業希望者

我が国の女性の年齢階級別労働力率は、韓国同様いわゆる「M字カーブ」を描いているものの、以前よりもカーブは浅くなっており、M字の底となる年齢階級も上昇しています。
また平成27年には女性の非労働人口のうち301万人が就業を希望しており、それが実現すれば労働力率の上昇につながります。

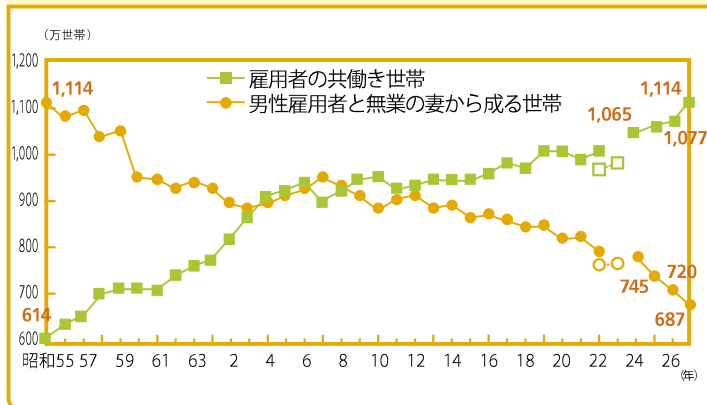
備考

1. 「労働力率」は、15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合。
2. 日本は総務省「労働力調査（基本集計）」（平成27年）、その他の国はILO "ILOSTAT" より作成。
3. 日本、フランス、韓国及び米国は平成27（2015）年、その他の国は平成26（2014）年の数値。



2 共働き等世帯数の推移

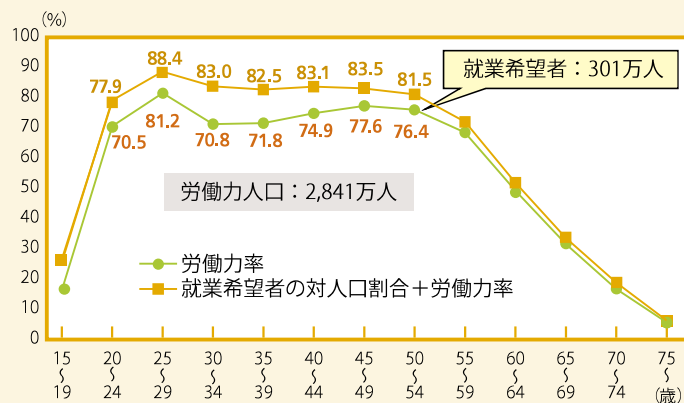
昭和55年以降、共働き世帯数は年々増加し、平成9年以降、男性雇用者と無業の妻から成る世帯数を上回り、平成27年は約1.6倍に達しています。



備考

1. 昭和55年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」（各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月）、平成14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者（非正規の職員・従業員を含む）の世帯。
4. 平成22年及び23年の数値（白抜き表示）は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

女性の就業希望者

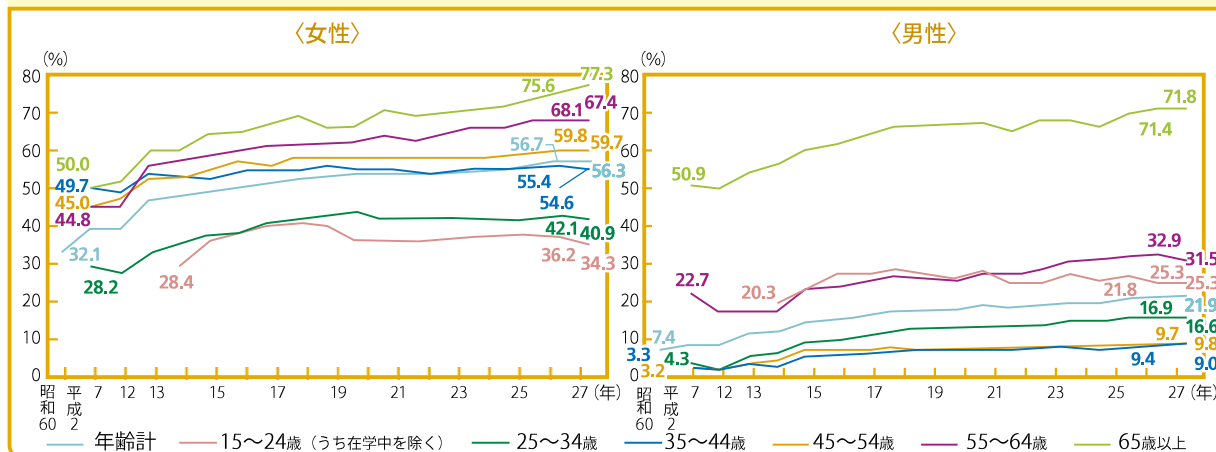


備考

1. 総務省「労働力調査（詳細集計）」（平成27年）より作成。
2. 労働力率＋就業希望者の対人口割合は、
（「労働力人口」＋「就業希望者」）／「15歳以上人口」×100。

3 非正規雇用比率の推移（男女別、年齢階級別）

非正規雇用比率は男女とも上昇傾向にあります。女性では平成27年には前年に比べてやや低下しました。女性の非正規雇用比率は56.3%、男性の場合は21.9%です（平成27年）。



備考

1. 昭和60年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」（各年2月）より、14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 非正規雇用者の割合＝（非正規の職員・従業員）／（正規の職員・従業員＋非正規の職員・従業員）×100。
3. 平成23年のデータは、岩手県、宮城県及び福島県について総務省が補完的に推計した値を用いている。

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

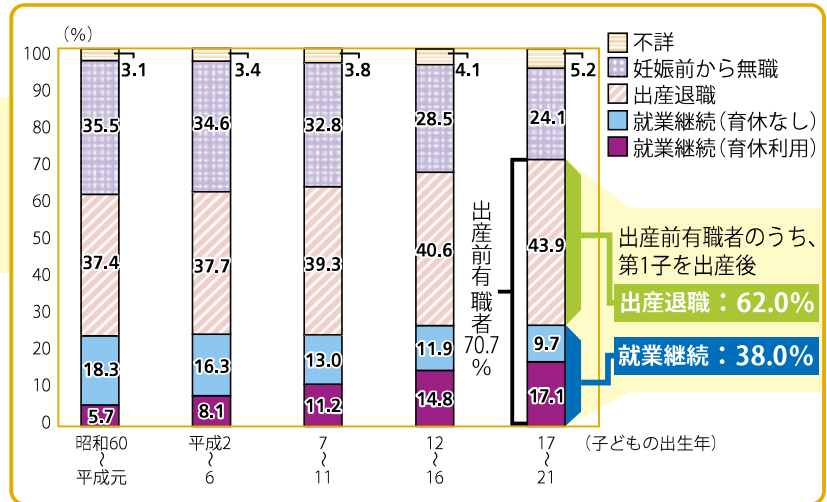
1 女性の就業継続をめぐる状況

子どもの出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴

育児休業を取得して就業を継続する女性の割合は増加傾向にある一方で、第1子出産前有職者のうち約6割が第1子出産を機に離職する傾向が続いています。

備考

- 国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査(夫婦調査)」より作成。
- 第1子が1歳以上15歳未満の子を持つ初婚どうし夫婦について集計。
- 出産前後の就業経歴：
 - 就業継続(育休利用)ー妊娠判明時就業ー育児休業取得ー子ども1歳時就業
 - 就業継続(育休なし)ー妊娠判明時就業ー育児休業取得なしー子ども1歳時就業
 - 出産退職ー妊娠判明時就業ー子ども1歳時無職
 - 妊娠前から無職ー妊娠判明時無職ー子ども1歳時無職

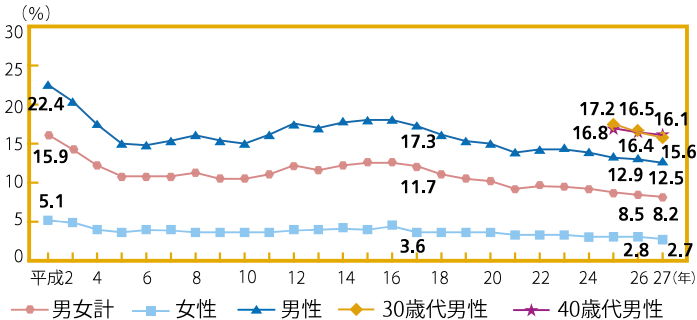


2 子育て期にある男性の家事・育児時間

週間就業時間60時間以上の雇用者の割合は、男女とも減少傾向にありますが、子育て期と重なる30歳代や40歳代の男性ではその割合が高く、それぞれ15.6%、16.1%となっています。一方、育児期にある夫の1日当たりの育児・家事関連時間は1時間程度であり、「平成32年までに2時間30分」※という目標とはまだ乖離があります。また、男性の育児休業取得率は2.3%(平成26年)と低く、「平成32年までに13%」※の目標に向けた取組が進められています。

※いずれも第4次男女共同参画基本計画における成果目標。

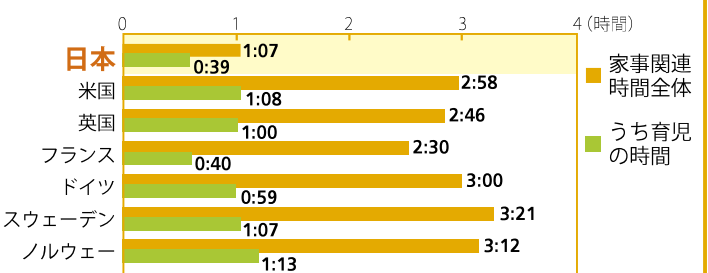
週間就業時間60時間以上の雇用者の割合の推移(男女計、男女別)



備考

- 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。
- 非農林業雇用者数(休業者を除く)に占める割合。
- 平成23年値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

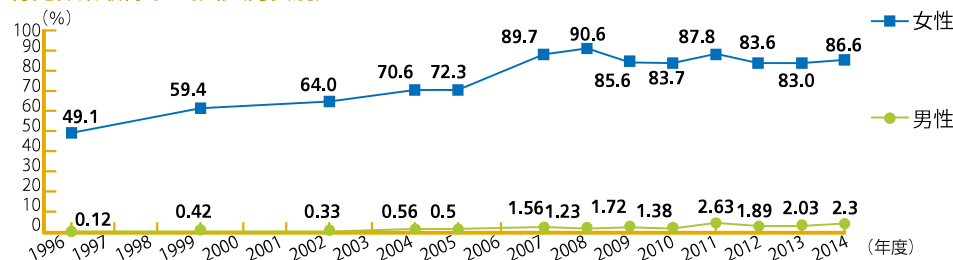
6歳未満の子供を持つ夫の1日あたり家事・育児関連時間の国際比較



備考

- Eurostat "How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men" (2004)、Bureau of Labor Statistics of the U.S. "American Time Use Survey" (2014) 及び総務省「社会生活基本調査」(平成23年)より作成。
- 日本の数値は、「夫婦と子供の世帯」に限定した夫の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間(週全体平均)である。

育児休業取得率の推移(男女別)



備考

- 厚生労働省「雇用均等基本調査」より作成。ただし、2007年以前は厚生労働省「女性雇用管理基本調査」による。(事業所規模5人以上)
- 数値は、調査前年度1年間(2011年度以降調査においては、調査開始前々年10月1日から翌年9月30日までの1年間)に配偶者が出産した者のうち、調査年10月1日までに育児休業を開始した者(開始予定の者を含む)の割合。
- 2011年度の値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

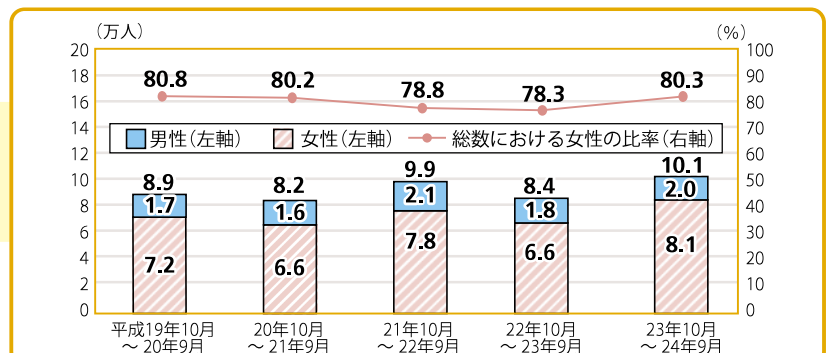
3 仕事と介護の両立

介護・看護を理由に離職・転職した者

家族の介護や看護を理由とした離職・転職者数は、平成23年10月～平成24年9月の1年間に10万人を超えており、また男女別では女性の割合が全体の約8割(80.3%)を占めています。

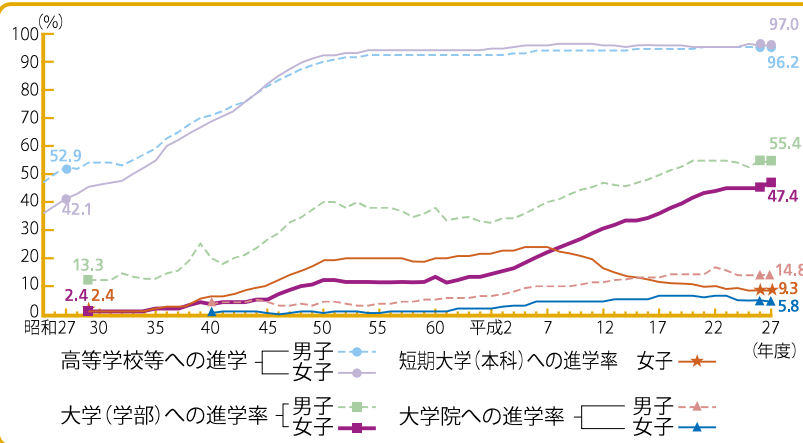
備考

- 総務省「平成24年就業構造基本調査」より作成。
- 複数回離職・転職した者については、前職についてのみ回答しているため、前職以前の離職・転職については数値に反映されていない。



教育・研究分野における男女共同参画

1 学校種類別進学率の推移



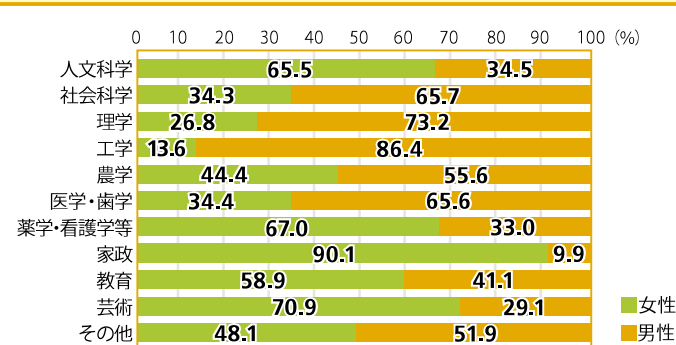
女性の大学(学部)進学率は47.4%であり、長期的には上昇傾向にあります。男性に比べると8%ポイント低い状況にあります。なお、女性の短期大学への進学とあわせると、高等教育機関への進学率は56.6%となっています。

備考

- 文部科学省「学校基本調査」より作成。
- 高等学校等：中学校卒業後及び中等教育学校前期課程修了者のうち、高等学校等の本科・別科、高等専門学校に進学した者の占める割合。ただし、進学者には、高等学校の通信制課程(本科)への進学者を含まない。
- 大学(学部)、短期大学(本科)：過年度高卒者等を含む。大学学部・短期大学本科入学者数(過年度高卒者等を含む。)を3年前の中学卒業後及び中等教育学校前期課程修了者数で除した割合。ただし、入学者には、大学又は短期大学の通信制への入学者を含まない。
- 大学院：大学学部卒業者のうち、直ちに大学院に進学した者の割合(医学部、歯学部は博士課程への進学者)。ただし、進学者には、大学院の通信制への進学者を含まない。

2 専攻分野別に見た学生(学部)の男女割合

理学、工学分野における女子学生比率は少なく、専攻分野別に男女の偏りが見られます。

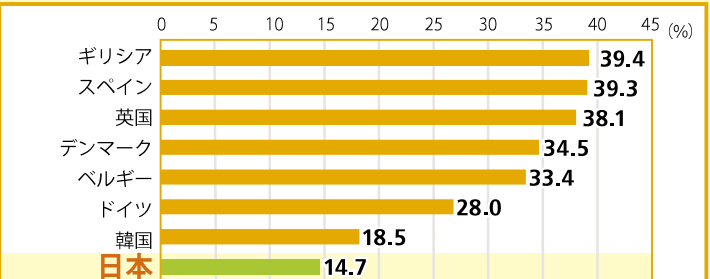


備考

文部科学省「学校基本調査」より作成。

3 研究者に占める女性割合の国際比較

我が国の女性研究者数は増加傾向にありますが、その割合は諸外国と比較すると、なお低い水準にあります。



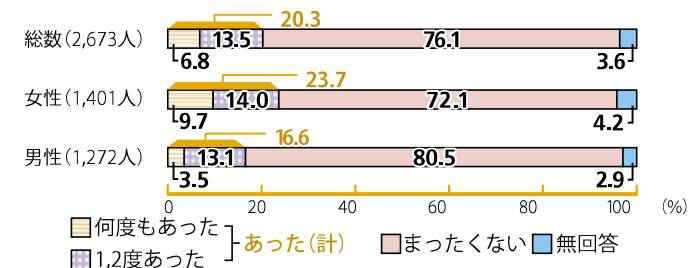
備考

- 総務省「平成27年科学技術研究調査報告」、OECD「Main Science and Technology Indicators」より作成。
- 日本の数値は、2015(平成27)年3月31日現在の数値。韓国は2014(平成26)年、その他の国は2013(平成25)年値。推定値、暫定値を含む。

配偶者からの暴力

配偶者(事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む)から、これまでに「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれかを1つでも受けたことが「何度もあった」という人は、女性では9.7%、男性では3.5%となっています。また、配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は、年々増加しています。

「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれかを1つでも受けたことがある



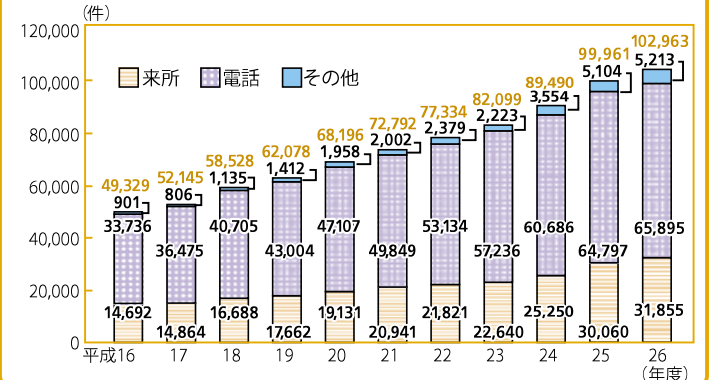
備考

- 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成26年)より作成。
- 身体的暴行：殴ったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴力を受けた。
心理的攻撃：人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メール等を細かく監視したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせを受けた。あるいは、あなた若しくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた。
経済的圧迫：生活費を渡さない、貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害された。
性的強要：嫌がっているのに性的な行為を強要された、見たくないポルノ映像等を見せられた、避妊に協力しない。

DV相談ナビ

配偶者からの暴力に悩んでいることを、どこに相談すればよいかわからないという方のために、全国共通の電話番号(0570-0-55210)から相談機関を案内するDV相談ナビサービスを実施しています。発信地等の情報から最寄りの相談機関の窓口に電話が自動転送され、直接ご相談いただくことができます。

配偶者暴力相談支援センターへの相談件数



備考

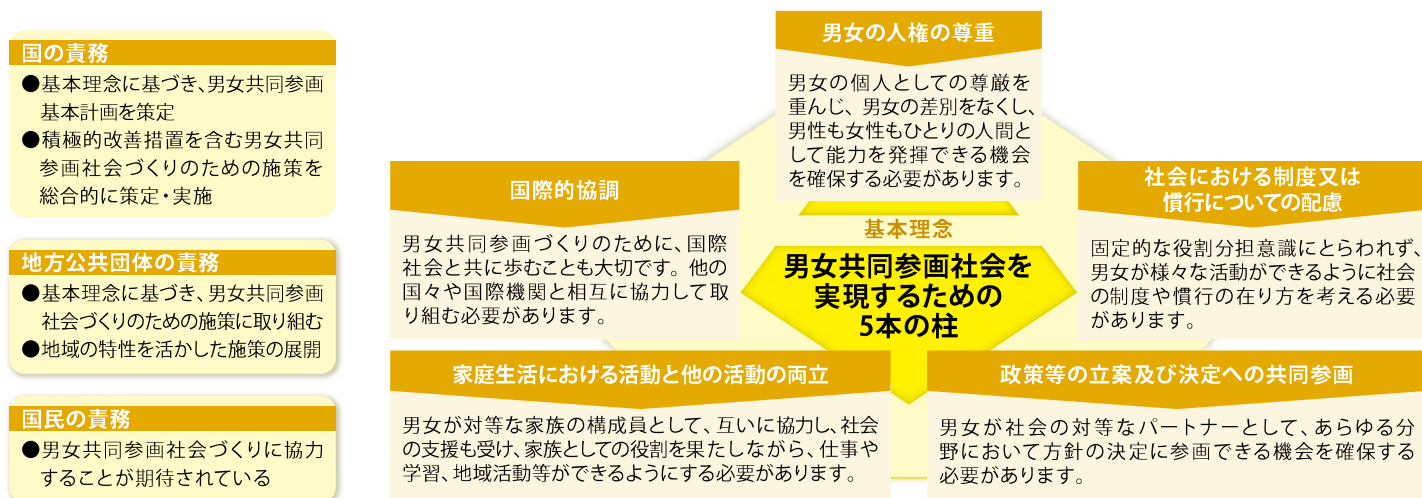
内閣府調べ。



男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会基本法は、平成11年6月に公布・施行されました。

基本法では、男女共同参画社会を実現するための5つの基本理念を定め、国、地方公共団体、国民、それぞれの責務を明らかにしています。



第4次男女共同参画基本計画

男女共同参画社会基本法に基づく基本計画として、平成27年12月25日に第4次男女共同参画基本計画が閣議決定されました。

第4次基本計画では、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、平成37年度末までの「基本的な考え方」並びに平成32年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めています。

基本的な方針（目指すべき社会）

- ♀ 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ♀ 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ♀ 男性中心型労働慣行^(注)等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ♀ 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会

(注) 勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方を前提とする労働慣行。

施策の基本的方向と具体的な取組

政策領域4 あらゆる分野における女性の活躍	♀ 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍 ♀ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ♀ 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 ♀ 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進 I 科学技術・学術における男女共同参画の推進
政策領域A 安全・安心な暮らしの実現	※ 生涯を通じた女性の健康支援 ※ 女性に対するあらゆる暴力の根絶 B 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
政策領域A 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	B 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備 H 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進 H 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立 Y 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
政策領域A 推進体制の整備・強化	・国内本部機構の強化、男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施（予算編成に向けた調査審議等） ・地方公共団体や民間団体等における取組の強化

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が平成27年8月28日に国会で成立しました。

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要。

このため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

- 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

基本方針の策定

- 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）。
- 地方公共団体（都道府県、市町村）は、上記基本方針等を助案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定（努力義務）。

事業主行動計画の策定等

- 国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
- 国や地方公共団体、民間事業主は右記の事項を実施。（労働者が300人以下の民間事業主については努力義務）。
- 国は、優れた取組を行う一般事業主の認定を行うこととする。

女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- 国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこととする。地方公共団体は、相談・助言等に努めることとする。
- 地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする（任意）。

その他

- 原則、公布日施行（事業主行動計画の策定について、平成28年4月1日施行。）
- 10年間の時限立法。

【参考】女性の活躍推進企業データベースURL→<http://www.positive-ryouritsu.jp/positivedb/>

国際婦人年以降の国内外の動き

国連の動き		日本の動き
国際婦人年（目標：平等、発展、平和） 国際婦人年世界会議（メキシコシティ） 「世界行動計画」採択	1975（昭和50）年	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催
	1977（昭和52）年	「国内行動計画」策定 「国立女性教育会館」設置
国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択	1979（昭和54）年	
「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン） 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	1980（昭和55）年	
	1981（昭和56）年	「国内行動計画後期重点目標」策定
	1984（昭和59）年	「国籍法」の改正
「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	1985（昭和60）年	「男女雇用機会均等法」の公布 「女子差別撤廃条約」批准
	1986（昭和61）年	婦人問題企画推進本部拡充：構成を全庁に拡大 婦人問題企画推進有識者会議開催
	1987（昭和62）年	「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定
	1988（昭和63）年	女子差別撤廃条約実施状況第1回報告審議
国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	1990（平成 2）年	
	1991（平成 3）年	「育児休業法」の公布
国際人口開発会議（カイロ）行動計画採択	1994（平成 6）年	男女共同参画室・男女共同参画審議会（政令）・男女共同参画推進本部設置 女子差別撤廃条約実施状況第2回及び第3回報告審議
第4回世界女性会議－平等、開発、平和のための行動（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択	1995（平成 7）年	「育児休業法」の改正（介護休業制度の法制化）
	1996（平成 8）年	男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足 「男女共同参画2000年プラン」策定
	1997（平成 9）年	男女共同参画審議会設置（法律） 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布
	1999（平成11）年	「男女共同参画社会基本法」公布、施行 「食料・農業・農村基本法」公布、施行
国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク） ミレニアム開発目標（MDGs）設定（目標3：ジェンダー平等推進と女性の地位向上） 「女性・平和・安全保障に関する国連安保決議第1325号」採択	2000（平成12）年	「男女共同参画基本計画」閣議決定
	2001（平成13）年	男女共同参画会議設置 男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 第1回男女共同参画週間 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定
	2002（平成14）年	アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催
	2003（平成15）年	「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 「少子化社会対策基本法」公布、施行 女子差別撤廃条約実施状況第4回及び第5回報告審議 「次世代育成支援対策推進法」公布、施行
	2004（平成16）年	「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正
国連「北京+10」閣僚級会合（ニューヨーク）	2005（平成17）年	「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定
	2006（平成18）年	「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 「男女雇用機会均等法」改正 東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定
	2007（平成19）年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略とりまとめ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
	2008（平成20）年	「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定
	2009（平成21）年	男女共同参画シンボルマーク決定 「育児・介護休業法」改正 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議
国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク）	2010（平成22）年	APEC第15回女性リーダーズネットワーク（WLN）会合 第8回男女共同参画担当者ネットワーク（GFPN）会合 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定
UN Women正式発足	2011（平成23）年	
第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	2012（平成24）年	「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定
	2013（平成25）年	若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正（平成26年1月施行） 「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる。
第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	2014（平成26）年	「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる。 「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」（WAW！Tokyo2014）開催
国連「北京+20」記念会合（第59回国連婦人の地位委員会（ニューヨーク）） 第3回国連防災世界会議（仙台）「仙台防災枠組」採択 UN Women日本事務所開設 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（SDGs）採択（目標5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う）	2015（平成27）年	「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」（WAW！2015）開催 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定
	2016（平成28）年	女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告審議 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」完全施行 「女性活躍加速のための重点方針2016」策定 「女性の活躍推進のための開発戦略」策定

男女共同参画社会とは

男女共同参画社会の定義(男女共同参画社会基本法第2条)

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

男女共同参画に関する意識

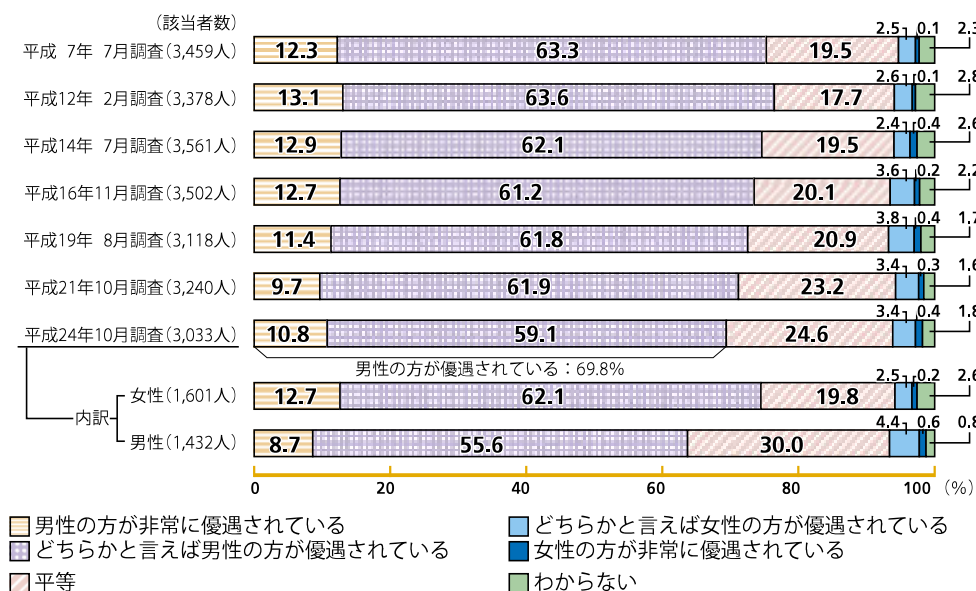
1 男女の地位の平等感

社会全体で見た場合、男女の地位について、69.8%が「男性の方が優遇されている」と考えています。

男女別にみると、「男性の方が優遇されている」と回答した人は男性よりも女性に多くなっています。

備考

1. 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成24年10月)より作成。
2. 四捨五入により、合計値と各内訳値の合計とは、必ずしも一致しない。



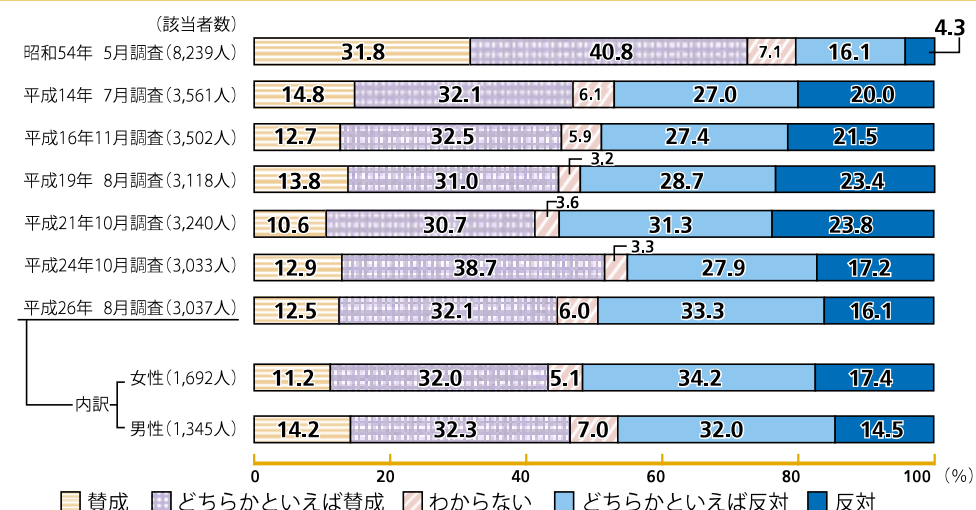
2 固定的な性別役割分担意識 <夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである>

昭和54年調査では賛成の割合が7割を超えていましたが、平成16年調査で明確に反対(「反対」+「どちらかといえば反対」)が賛成を上回り、19年調査では反対が5割を超えました。

その後、24年調査では賛成が反対を上回りましたが、26年調査で再び反対が賛成を上回りました。

備考

内閣府「女性の活躍推進に関する世論調査」(平成26年8月)より作成。



発行・編集



内閣府男女共同参画局

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

TEL 03-6257-1356(直通)

FAX 03-3581-9566

URL <http://www.gender.go.jp/>

↑より詳しいデータを掲載した男女共同参画白書、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポートをご覧ください。

ホームページはこちら▶



facebookはこちら▶



ワーク・ライフ・バランスのシンボルマーク



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク